

（発言者）

山崎昇（委員）

山下元利（国務大臣（防衛庁長官））

夏目晴雄（政府委員。防衛庁人事教育局長）

諸澤正道（政府委員。文部省初等中等教育局長）

柳沢長治（政府委員。自治省行政局長）

富田朝彦（説明員。宮内庁長官）

三原朝雄（国務大臣（総理府総務長官））

黒柳明（委員）

大平正芳（国務大臣。内閣総理大臣）

山中郁子（委員）

向井長年（委員）

〔発言順。敬称略〕

○山崎昇君（略）

元号に入ります前に、一つ防衛庁長官に聞いておきたい問題がございます。お答えをいただきたいと思うのですが、実は昨年の六月に北海道の護国神社あるいは旭川の護国神社の例祭等をめぐりまして自衛隊員の参加あるいは市町村会議員の出張による参加等々がございます。憲法二十条との問題が改めてまた提起をされてまいりました。

そこで、まず防衛庁にお聞きしますが、昨年の六月にこの例大祭に制服の自衛隊員が約五十名ほど出席をしたと言われているのですが、まずその事実とどういう形であったのかの報告を求めたいと思います。

○国務大臣（山下元利君） 北海道護国神社は自衛隊の旭川駐とん地の前にございまして、昨年の例大祭の日には、式典に参列した隊員のほか、ちょうどそのときに音楽大行進に音楽隊が参加した隊員もおります。あるいは境内で行われた銃剣道大会に参加した隊員等もおりますので、相当数の自衛官を見かけられ

たものと思えますけれども、そのどのような人数かということにつきましては、政府委員の方から御説明させていただきます。○政府委員（夏目晴雄君） 当日、護国神社の祭典に際し、自衛隊側で参拝した者の数は、方面総監以下各師団長等十数名というふう聞いておりますが、たまたま大臣からお話がありましたように、当日音楽大行進がございまして、これに音楽隊関係が約三百数十名参加した。それから同じように当日境内で行われた銃剣道大会というのがございまして、これにも二十四チーム約二百五十名が参加しておるといふことから、いま先生御指摘のように相当数の自衛官が当日この周辺に目についたであろうというふうに思われます。

○山崎昇君 私はいまこれが本題でありませぬから、余り多くのことを聞く時間がないのが残念なんです。私は調べた資料をいまこれだけ持っています。これは現地の新聞、それから護国神社で出しておりますもの、さらには各市町村の支出の内容から、すべてここに資料を持ってあなた方にいまお聞きをしているわけなんです。この自衛隊員の参加というのは、これは一体公務なんだろうか私人なんだろうか。私がかわりに皆さんに申し上げれば、私の資料で参加した者は、自衛隊第二師団音楽隊、北部方面音楽隊、第七師団音楽隊、第十一連隊音楽隊、名寄連隊音楽隊、第一戦車団、第一特科団、第二音楽隊、第五上富良野と、これだけのものが私人として参加するということ。私はあり得ないと思う。部隊として参加しているのじゃないか。そうならば、当然これは公人として参加することになる。宗教法人でありますこれらの例大祭にどういふわけか、この自衛隊員の制服がこれだけの者が参加しなきゃならぬのか、この点がどうしても私ども納得できない。さらに、時間を節約する意味で私は言っているのですが、あなた方が出しております昭和四十九年十一月十九日の事務次官通達に明らかに違反するこれを読んでもみますとすると、どの項目にもすべて違反いたします。一体こういうことが許されていいのかどうか、もう一遍ひとつ答弁してもらいたい。

○国務大臣（山下元利君） たまたま当日北海道音楽大行進というのが旭川市初め報道関係の主催で行われておりまして、いまお読み上げになりました音楽隊がこの音楽大行進に参加いたしましたことは事実でございますが、私どもは、すでに、いま御指摘ございましたように、事務次官通達を逸脱しないように十分指示いたしておりますところでございますし、このたびもそうした音楽大行進に参加したと、このように承知いたして

おる次第でございます。

○山崎昇君 本当はあなたの方にこれを読んでもらったら一番いいのですが、この事務次官通達を見ても、たとえば「部外行事への協力について宗教的色彩を帯びた行事（神官、僧侶、牧師等の主宰する祝典、儀式等）に溶込んだ形で、自衛隊の音楽隊、ラッパ隊、儀仗隊等が参加することは、主宰者が宗教団体、非宗教団体のいずれを問わず、宗教的活動に關与したことになるので、厳に慎むべきである。」これがあなた方の通達じゃないでしょうか。また、その下にも、非宗教団体が主催する慰霊祭、追悼式であっても参加しなさいませぬ、こうあります。また、部隊等で実施する葬儀は原則として非宗教的形式によるものでなければならぬとか、大変りっぱな通達をあなたの方に出されておる。しかし、現実的には、いま私が申し上げただけでも、ざっとこれだけの制服自衛官が参加しておる。これは承服できる仕掛けのものではないと私は思っています。一体長官はこれに対してどういふ考え方をもち、今後一体どうされるのですか、重ねて聞いておきます。

○国務大臣（山下元利君） 音楽隊につきましては、ただいま申しましたとおり、北海道音楽大行進というのが当日行われまして、それには学校や中学校やなんかの音楽隊も参加されておりますが、自衛隊の音楽隊もいまお読み上げになりましたような音楽隊が参加いたしております。これはあくまでそういう旭川市並びに新聞社等の主催によりまして、これは北海道音楽大行進に参列したわけでございます。これはもういま私どもも事務次官通達につきましてはこの趣旨を十分徹底いたしておりますので、いま申し上げましたとおりの次第で、これは決して事務次官通達に逸脱しているものではないので、御了承賜りたいと思っております。

○山崎昇君 長官ね、そういういいかげんな答弁をしちゃいけませんよ。ここにありますのは、例大祭は六月四日の合祀祭に始まり五、六両日にわたり、葬儀には北海道知事、陸上自衛隊北部方面総監、あるいは市町村長、遺族会、そういう形のものでやられて、二日目になるほど武術大会、音楽大行進もありますよ。ですから、第一の初日にはこういうものにも自衛隊の幹部が出席をされておる。明らかにこれは一宗教法人の行事に対してあなた方は出席しているじゃないか。どうやってこの次官通達にどこから読んでも私はこの範囲内なことにはならない。そういう詭弁を弄さずに、やっぱりあなた方はやっちゃった、これは実は。もうやりませぬとか、通達は

厳重にやりますとか、そういうことがきちんとしたあなたの答弁でなければ、三軍の指揮官としてのあなたの意見を私は疑わざるを得なくなってくる。そういう意味でしかとした答弁をしてもらいたい。

○国務大臣（山下元利君） 音楽隊は先ほど申しましたとおりでございますが、なお例大祭に總監等自衛隊員が参加いたしておりますが、これは個人として参列いたしておる次第でございます。これは事務次官通達の趣旨に反することにはならないと、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 そんなことになっていません。北海道知事も堂々と自分で知事として出席して書いてある。そういういいかげんな答弁をあなた方は繰り返すから、同じことが国会で論じられなければならぬのです。

文部省にもお聞きしますが、こういうものに学校の生徒が、小学校、中学校、高校の生徒が何百人も出席をして道路を歩くわけでありますが、一体これは教育活動の一環なのか、学校を休ましてこういうことをやっているものかどうか、この点について文部省の見解も聞いておきたい。

○政府委員（諸澤正道君） けさほどの御指摘で詳細あるいは十分調査ができていない点があるらばと思うのですが、私が聞いてある範囲内で申し上げます。旭川の護国神社の例大祭に音楽大行進をやるというその大行進の部分に小中学校の子供が参加している、何でそういうのへ参加をするかといいますが、この大行進というのは主催者の一つが旭川吹奏楽連盟というので、要するに小中高等学校には子供のうちに音楽を特に愛好する子供が部活動等として音楽隊を組織しておるといふことがあるわけでございます。そこでそういう子供の部活動を助長発展させるというのが学校の教育活動の一つでございますから、たとえば、先生御承知のように、野球の対外試合であるとか、その他各種の試合などの場合は、部活動の一環として学校が計画して遠くの土地まで遠征をさせるということをやると、それと同じように、音楽の活動につきましても、何らかの機会に子供が日ごろ練習した成果を一般の市民に聞いてもらって、それに対する評価を高め、子供の熱意をおおるといふ、これもやっぱり教育活動の一つだと思っております。恐らくそういう趣旨で北海道旭川の例大祭のときの北海道音楽大行進に各学校から参加の希望があるものを募ってこれに参加させておるといふことだろうと思っておりますので、そういう場合の扱いは通常は部活動に従事する子供のうち希望者を募ってこれに参加させる。そ

れで、学校教育の一環として考えますから、学級の扱いとしては出席ということであるのが通常の取り扱いだろうと思っております。

○山崎昇君 そんな美しいことばかりじゃありませんよ。当日の記録によりますと、こういうことになっている。まず軍歌が歌われて、その後に旧陸海軍礼式歌「海行かば」の歌詞及び「同期の桜」が歌われている。その後天皇制思想、軍国主義思想を強調する国のための美名のもとにいろいろな人のあいさつがあつて、その後に音楽隊が並んで自衛隊の音楽隊を先頭にしてジタンタジタンタ歩くんです。これは子供の教育の一環なんということにはなりません。そんなものは、ですから、私もこれはいづれ憲法二十条の公権力の宗教への介入の問題として議論せねばなりません。少なくともこういうものに対してはもう少し政府は慎重でなければならぬと思っております。その点をきょうは時間がありませんから指摘をしておきます。

自治省にお伺いしますが、実はこれらのものについて、たとえばいま一番問題になっておりますのは留辺蕊の町役場の問題でありまして、職員に出張命令を出して町から代表に引率をさせてこれに参加をする。そこでこれが問題になって町長と組合との間に団体交渉が持たれて、これはついに町長は、それは職員はやらせません、社会福祉協議会とか民間の団体に引率させますということ、一応の収拾を図っているようでありまして、一体これはどういうことになるんだらうか、公費の支出になりやせぬだらうか。さらに、この予算書をずっと見ますという大変だ、補助金、賛助金その他で最近では遺族会に対して助成金という形を出して、もたらした遺族会の大半は何に使うのか。それは北海道護国神社参拝負担金として大半が使われる。言うならば、支出の仕方は間接でありますけれども、公費が堂々と一宗教法人のこれらの行事に支出をされている、こういうことがまかり通っている。一体こういうことが許されているのかどうか、自治省の見解を私は聞いておきたいと思っております。

さらに、留辺蕊ではいまそういうことになっておりますが、これらの行事について職員が拒否すると、それに対していろいろな町側の問題提起がなされている。明らかに私もから言えどこれは憲法違反なんです。こういうことについて一体自治省はどう考えられるかということ、あわせて防衛庁長官に聞きますが、この留辺蕊町の職員組合から防衛庁に対して、二月だと思っておりますが、質問書が出されておりますが、いまだに回答がないという。事務次官通達との関係について質問書が出されて

うことなだらうか、まずこの二点をお聞きします。

○政府委員（柳沢長治君） 留辺蕊の問題につきましては、詳しく存じませんが、ただいま電話照会でも概略を聞いてみたわけですが、この町の遺族の四十一名を町の職員二名が旭川市の護国神社の例大祭に引率をしようとしたと、こういうことのようにございまして、遺族会と申しますと高齢の方がおりますので、いろいろ身の回りの世話をしたり、あるいは連絡事務をするというふうなことで、町の職員が同行しましたのは大祭に参加する遺族会の方々の世話をするという意味で援護業務として参加したのではなからうかと、このように考えております。そうしますと、先ほど御指摘の憲法と直接抵触するということには必ずしもならない、援護業務として町の事務として職員が同行したと、このように考えております。

○山崎昇君 そんなあなたいいかげんなことを言うんじゃないんです。きちんとして公務の出張命令が出て引率者として行つていられるんですよ。ここに出張命令簿もありません。支出の帳簿もありません。それからいま申し上げましたように助成金、賛助金その他という意味で遺族会に出される。その遺族会は全部そういうものに使われる、ほとんどが。これは公費として宗教問題にかかわるということには私はきんちんと思つておらう。きんちんて、あなた方も少しやばりきんちんとしてもらいたい。きんちんは突然の質問ですからその多くのことを私はやらないうつもりでおりますが、今後自治省としては全国のこの種の問題について十分なひとつ調査を願いたい。私がいまここに持つておりますのは、北海道におきます網走、北見、滝川、滝ノ上、美幌、置戸、白滝、遠軽、留辺蕊、中標津等々、何人が引率者で出て、何人が旅費をもらつて、どれだけの予算が議会にかかつて、支出をして、どうなつたかというのが全部ここにあります。しかし、時間がきょうはありませんから一々は申し上げませんが、この点はひとつ調査をして明確に今後してもらいたいと思っております。

○国務大臣（山下元利君） 御指摘の点につきましては、本年二月留辺蕊町の職員組合執行委員長から北方面総監まで質問状が届いていることは事実でございます。それに対してお返事を差し上げておらないようでございます。一般論としてはいろいろ書面をいただければ回答いたすことにはいたしておりますけれども、この問題につきましては、先ほど申し上げているように、隊員個人が参拝したことであり、また音楽隊も宗教的色彩のない行事への参加ということと考えております。特にお答

えする必要はないと考えたものと聞いておるわけでございます。
○山崎昇君 先ほど私が言いましたように、明らかに事務次官
通達違反ですよ。これはあなたの方が自分で決めたことを自分で
自分の部隊が破っているんですよ。そして、それに対して質問
書が出れば、いまだに答弁ができない。これは許されていいこ
とではないと思います。早急にあなたの方の見解をやはり答弁を
すべきだと思います。

そこで、宮内庁に私はお聞きしますが、二重橋というのは、
あれは一体この財産ですか。

○説明員(富田朝彦君) いまお尋ねの二重橋という橋、橋梁に
ついてのお尋ねと存じますが、橋梁そのものは宮内庁のいわゆ
る所管するものでございます。

○山崎昇君 そこであなたにお聞きしますが、この護国神社の
報告によると、「昭和三十八年、造営中あたり宮内庁より旧
二重橋御旧材の御下賜も頂き社殿前の高欄として設置、光彩を
そえている」と、こうある。一体宮内庁は、二重橋のそういう
ものを護国神社にこれを「御下賜」と、こうなっておりますから、
宮内庁がやったんだと思う。これは一体どういう理由で、これ
は財産処分なのか。しかし「御下賜」といいますから、そうは
ならない。これはわれわれどういうふうな理解したらいいんだ
ろうか、長官の答弁を求めます。

○説明員(富田朝彦君) ただいま急のお尋ねでございますので、
詳細な事実については存じておらないのが大変残念に存じます
が、二重橋はいわゆる鉄橋、石橋でございます。木材その他
を使っている部分は、補強その他そう多くの部分に木材が使わ
れているとは存じません。ただ、この二重橋が非常に古くなり
ましたために補強をいたしましたことは事実でございます。そ
の際に、当然のことでございますが、これはいわゆる記念品と
いうような記念のものというようなのは、たとえば財団法人
明治村に、当時の鉄橋にかかっておりましたいわゆる燈、これ
が財団法人明治村の博物館の希望によりまして譲り渡されてお
りますが、私は無償でいわゆる下賜ということはまず財産管理
上ないと存じます。

○山崎昇君 これはあなたに調べてもらいますが、この文章が
正しいとすればですよ、もう一遍読んでおきます。その前にい
ろいろ書かれていますよ、なお書きで、「なお、昭和三十八年
造営中あたり宮内庁より旧二重橋御旧材の御下賜も頂き社殿
前の高欄として設置、光彩をそえている」と、こうなっている。
だから、少しばかり記念品として上げたものではない。高欄と

して設置をされている。そして、護国神社としては、それによ
つて光彩を放っている。だから、あなたの方は宮内庁の財産だ
と。宮内庁が財産を処分したのかどうか知りませんが、こ
れによると「御下賜」と、こうあるから、私は、この文章から
いけば、天皇陛下が賜ったのかなあと、こういう気もします。
これは調べてもらわなきゃなりません、いざにいたしまし
ても、こういうことがやっぱり現行憲法上でまかり通っている。
自衛隊も、教育と称してこういう軍国主義的なないさつやら歌やら
その後について子供がラッパや太鼓をたたきながら何百人とつ
いて歩く。こういうことが私は許されていいものかどうか。き
ょうは時間ありませんから、一方的に私の方で事実を申し上
げていますが、ぜひひとつこのことのないようにしてしま
いたい。そうでなければ、防衛庁に重ねて言いますが、幾らあ
なたの方がこんなりっぱな通達を出したって紙くずにしかな
い、こんなものは。

ですから、今後一切こういうことのないように、宗教的な活
動にかかわらぬように、誤解を受けないようにしてもらいたい
そういう意味で、重ねて防衛庁から文部省、自治省、そして宮
内庁の答弁を求めて、この問題は終えておきたいと思えます。
○国務大臣(山下元利君) 憲法二十一条の精神を守っていること
はもうわれわれ申すまでもないところでございますが、宗教的
活動につきましても、事務次官通達の趣旨を逸脱することのな
いようにさらに注意したいと思う次第でございます。

○政府委員(諸澤正道君) 学校教育における宗教上のあり方あ
るいは政治教育のあり方というようなことは、憲法なり教育基
本法にその基本原則の示されてあるとおりでございますから、
御指摘の点等を念頭に置きながら今後の教育内容の充実に努力
をしてみたいと、かように思います。

○政府委員(柳沢長治君) 御指摘の実態を十分調査しました上
で、必要があれば適切な指導をしたいと思っております。

○説明員(富田朝彦君) さらに実態を十分調査をいたしてみた
いと思っておりますが、その上で誤解を生ずるようなことのない
取り扱いに十分注意をいたしたい、かように考えます。

○山崎昇君 そこで総務長官にお尋ねいたしますが、この間わ
が党の委員からも質問がありましたように、靖国神社に戦争犯
罪人、特にA級戦犯が合祀をされた。これに大平総理大臣が参
拝をしたわけですが、この靖国神社に合祀をされているという
ことと直接的に私は関係ないと思えますが、政府が主宰をいた

します八月十五日に全国戦没者追悼会という追悼式があります。
これで追悼される方々と靖国神社に合祀されている方々と、一
体ダブっているのかダブらぬのか、もしダブるとすればどうい
う点で共通点があるのか、おわかりでしたら答弁してほしい。
○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、詳細につ
いてはつまびらかにはいたしておりませんが、ダブっておるのでは
ないかとも思われる点もございしますが、厚生省が所管をいたし
ておりますので、ひとつ十分連絡をした上で確実な御返事を申
し上げたいと思っております。

○山崎昇君 実は、私、先日、靖国神社の合祀基準の変遷と合
祀手続についてというものを伺いました。私の手元に印刷され
たものが回答として参りました。これが戦前と戦後と分かれて
いるわけでありますが、戦前は各陸海軍省で個別の審査をして
そして大臣から上奏といいますが、宮内庁を通じて天皇にその
名簿が出されて、そして天皇が裁可をして、官報で発表されて
合祀というものが決まっておったと説明されております。じゃ戦
後はどうなっておるかというところ、「第一、第二復員省の資料及
び厚生省經由各都道府県に照会して得た資料に基づき、旧陸海
軍の取扱った前例を踏襲して、合祀の取扱いは決定です。」と
う報告になりました。やり方は大体同じだということ。そして
て、最後に、「毎回合祀に先立って合祀者名簿奉呈上奏の手続
をとる。」と、こう書いてあります。

そこで宮内庁に聞きます。戦争前も、合祀の名簿については、
宮内庁を通じて天皇に出されて、天皇がそれに裁可を与える、
それによって靖国神社に合祀をするという手続になる。戦後は、
確かに御裁可という言葉はないが、「合祀者名簿奉呈上奏の手
続をとる。」と、こうある。したがって、宮内庁を通じて天皇
陛下まで行くのかどうか知りませんが、そういう形でこの
靖国神社の合祀というものが決まっておる。そして、合祀を
されている者は戦後だれかと言えば、「昭和二十年十一月二十
日、臨時大招魂祭(将来靖国神社に祀らるべき満州事变以降大
東亜戦争に至る陸海軍軍人軍属等を招魂奉斎のための祭典とし
て執行される。)」言うならば、祭られている人は、あの第二次
大戦まで亡くなられた方々等が祭られたことになる。したがっ
て、靖国神社の性格というのは、戦後一宗教法人にはなっただけ
れども、ずうっとやっていることは続いているので、そう
いう意味で、一体、宮内庁はの上奏の手続をどういう
ふうにとらえておるのか、聞いておきたい。

○説明員(富田朝彦君) 戦前の扱いにつきましてはただいま委

員からお話があったので、古い記録は存じませんが、恐らくそういうことであつたかと存じますが、戦後の問題につきましては私そういう形があることは存じません。ただ、いまお話の中で、いわば奉呈という、神社側の用語かとも存じますが、奉呈という言葉があつたように存じますが、あるいは例大祭の後等にそういう名簿を侍従の方に届けるというようなことを行っているかもしれないが、これは決して上奏とかそういうものとは一切性格を異にするものであり、陛下にそれを一々申し上げたり、あるいは、言うまでもないことですが、その御裁可を受けるというような性格のものでは全くないと、かように存じております。

○山崎昇君 そうじゃないのじゃないですか、この文章からいけば、私はいま靖国神社の問題を例に出しておりますが、実際にやられていることは、憲法では、政教分離だとか、宗教には介入いたしておりませんか、靖国神社は宗教法人ですからそこで自主的にやっておりますとか、こう言う。だが、実際に文章をもらっているいろいろ見ると、そうはなかなかない。この辺がやっぱり元号問題でも幾ら政府がいろいろ説明をしてもでき上がつたらそうではないのじゃないか、そういう心配が国民から取れないのはこういうところにも一つ問題が私はあると思つておるのです。

そういう意味でいま例題として出しているのですが、そこで総務長官、これは入江さんの「宮中歳時記」という本です。私も宮中のことについてはほとんど知る由もありません。努めて最近入江さんの書いたものだとかそういうものを読みながら宮中というものについて知ろうと私も努力しているつもりです。これによりますと、八月十五日に全国戦没者追悼式というのを昭和三十八年に初めてやられたということになつておりますが、祭られている人はだれか、これがまたやっぱり問題の一つです。これもこの入江さんの本によりますと、式典の戦没者の範囲は、日華事変以降の戦争による死没者（軍人・軍属・準軍属）三〇万人、外地死没一般邦人三〇万人、内地戦災死没者五〇万人、計三一〇万人とする。」と、こう説明されています。そうすると、私は、冒頭お聞きしましたように、靖国神社で合祀されている者と政府が主催で行いますこの内容とはほぼ一致してゐるのではないのか。ことしの八月十五日もやられると思うのです。そのときにはA級戦犯だつて入つてくるおそれがないとは言ひ切れないのじゃないか、こうさえ私どもは思わざるを得ない。そういう意味では、これ

は非宗教的なものでありますけれども、きわめて私ども疑いの目で見ざるを得ない。この点で、この本に間違いがなければ私がいま読み上げたとおりであります。総務長官の主管ではないようでもありますけれども、政府としてはこの種のこういう問題について一体どういふふうなお考えを持つのか、この機会に聞いておきたいと思つておる。

○国務大臣（三原朝雄君） 先ほど申しましたように、八月十五日の祭典は御承知のように厚生省が主管をしてやるわけでございますが、いま御指摘のございましたような点でいろいろ問題があるという御指摘でございますが、ひとつよく厚生省とも連絡をいたしまして慎重に対処してまいりたいと思つておる。

○山崎昇君 きょうはもう時間がありませんから問題は移りますが、ともかくにも、重ねて申し上げますけれども、この靖国神社の問題は、いま申し上げました名簿の問題から始めて、関与の仕方が憲法上疑義があるようなやり方になりつつある。単に菊の御紋章だけの問題ではありません。そういう意味で、政府も宮内庁もひとつ慎重に扱うように私はこの機会に警告をしておきたいと思つておる。

（略）

○黒柳明君 そこで、やっぱり大平総理の一言動というものが当然国民注視的であつたし、今後も言動に絡んでゐるいは政治姿勢にも絡んで問題になるんです。そこで、要望しておきたいこと、あるいは総理大臣も考えていただきたいことは、靖国参拝です。これは何も私は大平総理大臣が個人として参拝するんだ、公用車は乗つたんだ、これがいいとか悪いとか論議するつもりはないんです。ただ、くしくも総理が国民の世論を二分しちゃいけないんだと、こうおっしゃつたですね、ただいま。そうすると、総理の行動というものが要するに反対派にインパクトを与えて、さらにその反対を助長するような言動をとつちやこれはうまくないことは間違いないんです。そこで、私は年に一回靖国神社へ行かなくつたつて、靖国神社から、大平、おまえ何をやってゐるんだと文句が来るわけじゃないと思つておるし、そのところは大局から政治判断をして、よく総理が言動というものをこれからも、まあ当然であるのか暫定的であるのか、中期的将来であるのか、やっぱり注意してかかつていたかないか、事すべて元号法案に原点を求められて、そして大平総理の行動と元号と結びつけられて、反対反対という可能性もあるのじゃないでしょうか。ひとつ、その点、いま申しました

ように、靖国参拝について、どういう資格で何を使ってそれが賛成であるか反対であるかという論議をするのじゃなくしまして、この元号が成立した、さらに国民世論というものが二分されるのか、五対一になるのか、三対二になるのか、相当の期間というものはやっぱり分断され、反対意見がさらに行動に起こす可能性もある。それについて、総理が国民世論を分断しちやいけないと言つたことがそのとおりならば、ひとつ行動も慎重にしていただきまして、文字どおり総理の言動というものは国民により深い理解を与えるための慎重にも慎重な政治配慮を考へていただかないとうまくない、いたずらに反対派の意識、行動を高めるだけだと、こう思つておるのですが、ひとついかがでしょう。年に一遍の伊勢神宮へお参りすることがいいとか悪いとか、靖国神社へ行くことがいいとか悪いとか、それだけのことじゃないと思つておる。この元号と総理との兼ね合いというもの。その点、ひとつ慎重な政治配慮をしていただきたいと思つておるのですが、いかがです。

○国務大臣（大平正芳君） 民主主義を選択している日本でございます。いろいろな意見があることは結構なことと思つておる。さういふいろいろな意見がある中で政府は一つでございます。総理大臣は一人でございます。どういふように行動すること、どういふように行動しないか、それはやはり一番国民のコンセンサスに近いところを考へながらやるべきでないかと私は思つておるわけでございまして、いま黒柳さんから御注意をいただきましたことは十分肝に銘じまして慎重に行動してまいりたいと思つておる。

○黒柳明君 そうすると、いまの靖国神社参拝も、国民のコンセンサス、より多くの国民の意見に近いと、こういう御判断でやられたことだと思つておる。あれですか、総理大臣はクリスチャンで、洗礼は受けたクリスチャンですか。洗礼というのは受けられたんですか。済みません、元号から変な方へ飛んじやつて、いつもこれを聞きたいと思つて、いい機会だから、洗礼は受けられたんですか。

○国務大臣（大平正芳君） 洗礼を受けておりますからクリスチャンであるということになつております。

○黒柳明君 済みません、変な質問で。洗礼を受けられたクリスチャンが他宗派にお参りしたら破門なんじゃないでしょうか。キリスト教というのは。まあこれは別に論議するつもりはありませんが、私の宗教知識の中で出た疑問でありますので、別に論議するつもりはありません。

(略)

○山中郁子君 四月二十七日の本会議で元号法案の趣旨説明が行われました際に、私は総理に靖国参拝問題について伺いをいたしました。その時点でA級戦犯十四名が合祀されているということが明らかになった、そしてその上でなおかつ靖国神社に参拝されたことはA級戦犯の戦争犯罪を免罪するものであつて、侵略戦争の肯定につながるものではないか、そういう立場に立っているのかどうかということをお伺いしました。その際総理は、国の犠牲になられた方々の霊に対して私人として参拝したと、それからまたいろいろな人たちが一緒になっているから分けて考えることはできないんだという趣旨の答弁をされましたけれども、それは一種のはぐらかしであつて、私がお尋ねをしたのは、A級戦犯の戦争犯罪を免罪するのか、この侵略戦争を肯定するのか、そういう立場に立たれるのか、このことをお尋ねしたので、この機会にぜひはっきりしたお考えを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 第二次世界戦争、わが国におきまして大東亜戦争でございますが、これをどう見るかという見方につきましてはいろいろな見方がありますが、これの評価は後世の歴史が決めていくものではないかと考えております。ただ、太平洋戦争、大東亜戦争への反省からわれわれは戦後平和に徹することがわが国の基本の国策でなければならぬし、そういうことで憲法も制定されておるわけでございますので、その精神を踏まえて公私にわたつた生活を律してまいるといふことがわれわれの任務であらうと考えております。私はそういうことで、先般靖国神社に参拝いたしましたのは、お国に殉じた多くの方々の霊に対して、あなたにもお答えしたように、感謝と哀悼の念を純粹に捧げたものでございまして、それは別にとがめられるべきことであるとは考えておりません。

○山中郁子君 じゃ、A級戦犯の戦争犯罪を免罪にするということではないと、このようにその立場にちゃんと立つていらつしやると、こういうことですか。

○国務大臣(大平正芳君) わが国が平和主義に徹して戦後経営をやらなければならぬということは申し上げたわけでございませうが、戦争犯罪人並びに大東亜戦争に対する具体的な措置をどうするかという制度は別に日本の法制の上であるとは私は承知いたしてないのであります。今後の日本国家の運営について

は新憲法の精神にのつとつてその条章に従つてやるんだということがわれわれの義務であると心得ておるわけでございまして、A級戦犯あるいは大東亜戦争というものに対する審判は歴史がいたすであらうというように私は考えております。

○山中郁子君 先ほど、日本の国民は良識ある平衡感覚を持っているから開放の時代と収斂の時代というふうにおつしやいました。私は重大な総理のお考えの問題がそこに含まれているというように承りました。つまり、大正デモクラシーの後を受けた収斂の時代、それはアジアの数千万の人々の命を犠牲にした侵略戦争です。それが日本人の平衡感覚を發揮した収斂の時代だなどということが、いま総理がA級戦犯のあの戦争犯罪を免罪にしないということをご国会ではっきり明言しないということと深くかかわつておる。だからこそ、この元号法案に關して、多くの国民の皆さんが、私どももこの委員会が数々の問題を提起いたしましたけれども、幾ら政府が何十回、何千回目を酸っぱくして昔の軍国主義に引き戻すものではない、天皇元首あるいは憲法改悪に導き入れるものではない、強制するものではないと言つても、そこにいま総理が言われた考え方の本質がかかわつておるということをお尋ねしたくないと思ひます。

もう一点、靖国参拝の問題について伺います。その本会議の質問におきましても私はクリスチャンである総理がなぜ参拝されたのかということをお伺いしました。私個人の信仰については私にお任せくださいとこれも総理はぐらかされましたけれども、その後たとえば朝日新聞の五月二十二日にクリスチャン議員団が元号法案やあるいは靖国参拝は背教であるというふうにして迫るといふような記事が出ておられますけれども、まあどのようにして呼びかけがあつたのか、迫られたのか、私は存じませんが、これが結局私個人の問題じゃない、つまり総理の言う個人の信仰の問題じゃないということ、私がそこで問題にしてまいりましたし、いまもこの点について大きな問題だと思ひますことは、いままでたとえば三木総理あるいは福田総理の時代に靖国参拝を個人の信仰心のあらわれであるということを一つの理由として私人の行為であると、こうおつしやつてこられたわけです。それにもかかわらず、クリスチャンである総理が、御自分の信仰に反してまで靖国に参拝される。しかも、かつて法制局が見解として出された公用車は使わないとか、あるいは総理大臣としての記帳もされ、あるいはまた公用車も使われる。さまざまな言い逃れをしてきましたけれども、現実の問題として

公的な立場で靖国参拝をされたということは私は余りにも明らかだと思ひます。御自分の信仰とのかかわり、現実に法制局が見解を示されたことに反していらつしやる今度の靖国参拝の問題について総理の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(大平正芳君) どういう神様を信仰するかという問題は個人の問題でございますが、あなたのお指図は受けないつもりでございます。問題は、多くの戦争で犠牲になられた方々が合祀されておることでございますので、それに対して私が敬虔な気持ちで参拝をするということは私は決して間違つていないと思ひます。これにはいろいろな批判もございませうけれども、先ほど山崎さんにもお答え申し上げましたように、何をすべきか、何をすべきでないかということをお尋ねいたします。何をすべきか、何をすべきでないかということをお尋ねいたします。何をすべきか、何をすべきでないかということをお尋ねいたします。何をすべきか、何をすべきでないかということをお尋ねいたします。

○山中郁子君 国民の声を謙虚に聞くべきであるということはお尋ねして上げさせていただきます。

(略)

○向井長年君 総理、本院におきましては長時間にわたつてこの元号法案を審議してまいりましたが、その間にいろいろと意見なり質問が出ておる中で、ただいまも出ておりますように、靖国問題が非常にいろいろと論議されるわけです。これはあくまでも宗教法人であるという立場、それから憲法の二十一条、これによつて疑惑が持たれるという中で、先ほどからも出ておりますように、総理が参拝した問題も出てきたり、いろいろ疑惑を招いておるわけです。そうかといつて、国民感情としては、少なくとも国に殉じた人々を国が守るのはあたりまえではないかという国民感情は多くの国民は持っております。私自身も持つておるわけです。ところが、憲法二十一条の精神から考えて、これはできない。そうならば、政府はこれに対応して、どう靖国の問題をとらえていくかという問題を今後問題にしな

きやならぬのではないか。先般、私はこの問題について三原長官にお聞きいたしましたところが、三原長官は、なるほど国民感情はそういう感情がありましよう、したがって政府としても慎重に検討すべき貴重な意見ですと、こういう答弁があったように思うのです。したがって、私は、この問題について若干提起いたしました問題は、現在靖国神社という一宗教法人になつてゐるから、これは国が祭れない、あるいは国の援助もできない、あるいは総理が参るとすれば疑惑を招くとか、あるいは天皇さんも参れないとか、こういう問題がいま国民の中に何と申しますか感情を含めてぎくしゃくしておるのじゃないかと、こう思います。したがって、この際、政府が検討されることは、少なくとも靖国神社というのを改めて、そして言うならば靖国の森とか、靖国の廟というのか、こういう形において、国民の先輩諸君が国に殉職したこの人たちを国民総意の中から祭る、あるいはまた自由にお参りできると、こういう形が望ましいのじゃないかと思うのです。これは国際的に見てもそうでしょう。われわれが議長に随行して行った場合においても、どの国に行つても、無名戦士の墓でしよるか、そういうところへそれぞれ皆花輪を持ってお参りしております。わが国はそれほどのきないんですね、現状の中では。したがって、こういう問題について、私は、靖国神社を改めて、いまの宗教法人をなくして、新しく国が森なり廟なり、あるいは場合によっては無名戦士の墓と申しますか、こういう形で祭る方をとらなければならぬ時期がそろそろ来ているのではないかと、こういう感じがいたします。なるほど八月十五日に戦没者の慰霊祭があるようにございますけれども、国民はそういう形でそれだけで受けとめていないのです。したがって、私はこの問題について政府の見解を聞きたいのですが、これは当然そういう切り分けた形でやることによつて国民感情にこたえられるのではないかと、こういう感じがいたしますが、その点総理はどう考えられますか。

○国務大臣（大平正芳君） 靖国神社の国家護持の問題につきましては、過去数回にわたりました議員提案が国会になされてまいりましたけれども成立を見なかつた経緯がありますことは、向井さんも御承知のとおりでございます。これにつきましては、いろいろあなたがいまお示しになつたような御意見も有力な意見としてあることも私は承知いたしておりますが、これがまだコンセンサスを形成するまでには至つていないようにございます。この問題につきましては、世論の動向を十分踏まえて今後慎重に対処していかねばならぬ問題であると思つており

ます。

○向井長年君 なるほど慎重に対処するなり世論の動向を見なければならぬと思つますが、国民はすべて、恐らく素朴に考えるならば、自分たちのおやじ、あるいははきょうだい、そういう人たちが国に召されて亡くなられた、これは国が祭つてくれるのがあたりまえじゃないかという感じは大多数持つています。大多数というのか、ほとんどじゃないですか、感情としては。しかし、憲法二十条がございますから、これは事実われわれもできないということも知つておりますし、あるいは国民もそろそろそれを知りつあると思うのです。それにこたえることは、やはり政府自身が腰を上げて、いま申しました趣旨に従つて祭れる形の検討をそろそろしなければならぬ。ただ国会で論議してくださいだけではいかぬと思うのです。その点はやはり前向きで政府自身がこの問題について検討を始める、こういうこととなければならぬと思つますが、いかがですか。

○国務大臣（大平正芳君） いま御提示になりましたような、宗教法人性をだんだんなくしてまいる形において解決することは一つの有力な方法でないかという御提案でございますが、また一方においてそういうことをすべきでないという議論も非常に強いわけがございます。まだ統一した、熟したところまで行つておるようには受け取れないのでございますけれども、せっかくの御提案でございます。政府といたしましては、先ほどお答え申し上げましたように、世論の動向を踏まえてこの問題については慎重に対処してまいることにいたします。

○向井長年君 大体検討されるようですからこの問題は私は結構だと思つますが、反対という人たちがおるといふのは私も知つております。やっぱりあの名残ある靖国神社を残したいという遺族会の皆さんなり、あるいは場合によつては宗教団体の皆さんもおるかも知れません。しかし、これは、気持ちばかりですけれども、国民総意の中から決めなければならぬ問題だと思つますから、これは先ほど言われたように慎重にひとつ検討をお願いしたいと思います。

（略）

【五三四】第九十一回国会衆議院内閣委員会議録第三号（昭和55年2月21日）

（発言者）

上田卓三（委員）

富田朝彦（説明員、宮内庁長官）

味村治（政府委員、内閣法制局第一部長）

中村瑞夫（説明員、自治省行政局行政課長）

安藤幸男（説明員、文化庁文化部宗務課長）

〔発言順、敬称略〕

○上田（卓）委員（略）

次に、靖国神社の参拝問題につきまして御質問申し上げたい、こう思います。

そもそも靖国神社というのは一体何か、こういうことになるわけでございますが、これは天皇の命によつて建てられたことは事実でありまして、特に戊辰戦争のときにいわゆる官軍側で死んだ三千五百余名を祭るところから始まった、こう言われておるわけでございます。官軍側で死んだ戦士を祭る、そうすると、幕府方について死んだ多くの方々は国民の朝敵であるということと一切顧みられない、こういうことになるわけでございます。本当は人間が亡くなれば、神にもなり仏にもなるということとでございますけれども、そういういろいろな経過の中で敵味方に分かれて死傷者が出てゐるわけでございますが、相手側の方を祭つていく、そういう天皇の名のもとに死んだ人間を祭る、天皇家のために尽くした者を祭つていくのが靖国神社。そういう意味では、狭い範囲の偏狭な——それは宗教心と云うのかどう言つていいのかわからないのですが、そこにも大きな問題があるのではないかと、私はこう思つておるわけでございます。そういう点で靖国神社というものを考えた場合に、天皇がこの靖国神社に参拝するということは、あくまでも私的なものである、私的な立場から行われたものであるというふうには私は理解をしてきたわけでございます。つまり玉ぐし料は内廷費、お手元金から出されていたということでございますが、そういう点でやはり私的行為、こういうことであつたとしても、天皇は

憲法を遵守するという義務が当然あるわけでございますし、神社側は最近特に憲法に敵対するということで、改憲の方向を打ち出して、七八年には役員会で、一大国民運動を展開して現行憲法の改正をその筋に要望する、そういうことを最大の目標として決議しておるわけでございます。そういう意味で、天皇の参拝自身が私的行為といえどもやはり憲法に抵触するのではないかとわれわれは疑わざるを得ないわけであります。この点について明確な見解を出していただきたい、このように思います。

○富田説明員 靖国神社に戦後両陛下がお参りになりましたのは、終戦直後の特殊な時代は別にいたしまして昭和二十七年以降今日まで七回お参りになっておられます。これはいま御指摘のように、天皇の御行動のうち私的な御行動と申しますか、私的行為としてあそばしておられる。したがって、玉ぐし料と申しますかそういうものも、委員御承知のようにお手元金から差し出されておる、こういう性格でございます。

私的なことでも憲法違反ではないかという御見解でございますけれども、陛下が七回お参りになりました後を振り返ってみますと、二十年あるいは三十年たった折とか、あるいは非常にたくさんのおいわび戦争の犠牲者が合祀されたというようなことがあるようなときにのみ陛下としての個人的なお気持ちをあらわすという意味で御参拝になっておられますので、私としてはそれは憲法に直ちに抵触すると思いません。

○上田(卓)委員 私ははつきり申し上げて、天皇というのがある特定の宗教というんですか、そういう靖国神社とのかかわりがない——たとえば天皇自身が無宗教であるとか、ずばり言うなら宗派が変えられるのか、ほかの宗教を信仰することが果たしてできるのか。まあ本人の問題だろうと思いますが、どの宗教がいい悪いという、私自身そういうような考え方を持っておりますけれども、宗教と政治は別だということにもなるんですけれども、先ほど申し上げたように、靖国神社自身が非常に幅の狭い宗教ではないのか、非常に排他的なところか差別的なところか、そういうようなことを感じてならないわけでございます。他の宗教などを見ますと、そういう点は他の宗派に対して非常に厳しく臨んでいるところもあれば、非常に幅広いところもあるわけでございます。天皇の地位というものとそういう国家神道というものと不離一体であるということで、何か天皇あるいは皇族を宗教的、政治的に利用していく、そういうようなものが一方にある中で、天皇家の一宗教的行事である私的

行為であると言われても、天皇は個人と言ったって、やはり個人でないわけですね。やはり憲法を遵守する立場にあるし、少なからず象徴天皇として国民から敬愛されるということになるならば、まさしく国民の中にはいろいろな思想信条の方々、政党派の方々がおられるわけですから、国民の象徴だということなら、それこそ脱政党というのか脱宗教ということですか、そういうことがあってしかるべきだと私は思うのです。

だから、そういう点で、われわれ国民はなかなか納得しない、理解できない、こういうことになるわけでございまして、いまの状況から見ると、一私的行為であったとしても、天皇のそういう参拝というものは違憲につながるのではないかとすらわれわれは強く指摘をせざるを得ない、こういうように思っております。

そこで一つ詰めてお聞かせ願いたいのですが、この靖国神社に対する天皇の参拝というのは公的行為となるということは絶対にないですね。そのことはどうですか。

○富田説明員 お説のとおりと私は存じております。

○上田(卓)委員 いや、お説のとおりと申すのですが、ただ、これは総理大臣でもそうでございますけれども、私人、私的な立場と言ったって、実際、公的な人間が私的な行動をとってもそれは私的と果たして言えるかという問題になってくるわけです。

それで、次の問題にも関連するわけですが、三木内閣以来、総理大臣の靖国神社に対する参拝については、肩書きに内閣総理大臣と書いておられるわけですね。まあ一個人の名前を書くならまさしくそれは私的と言えらる。しかし、国民から見れば果たして私的であるか。一国の総理が一神社に参拝したということになりますし、また公用車一つ見ても、それに乗って行っているというふうなこともあるわけですから、やはりこれは行き過ぎではないか。天皇の参拝も含めて、歴代の総理大臣が参拝されておられるわけでございますが、これについては厳に慎むべきである、私はこういうふうな思っておりますので、あわせてその問題についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○味村政府委員 憲法二十条によりまして、国またはその機関は、宗教的な活動をしてはならないことになっております。しかし、他方におきましては、総理あるいは各大臣も私人としての立場におきまして信教の自由もまた憲法の規定によってお持ちになつておられるわけでございます。したがって、総理大臣なり各事務大臣が私人としての立場において靖国神社なりその

他の神社に参拝されるということは、憲法の趣旨から言っても違憲だということはどういえないわけでございます。

○上田(卓)委員 いや、憲法の趣旨からしても違憲だと言えないと言ったって、それは公的なものと私的なものということを私は区別しているのだと言えようなるのかもわからぬけれども、やはり私人という立場から見たら、私的な行動も皆公的な立場になるわけですね。だから、そこあたりの問題を、やはり普通のわれわれと違うわけでございますから、国民の注目しているそういう地位にある人々でありますから、そういうあなた方の解釈は何ほでも成り立つかもわからぬけれども、果たしてそれがすべての国会議員にだけ納得されるか、国民がそのことに対してどの程度理解を持つかということになるのじやないかと私は思うのです。

私は、天皇の地位というものは開かれた天皇家というものをお考えた場合に、何か権力の道具に使っていくというような、天皇家のことは一向思っていないがやっていると、ぼくらは天皇家のことは一向思っていないがやっていると理解されがちだけれども、天皇家のためにやっているとやられている人たちのやっていると、果たして実際天皇家のためにやられているのか。その点がだんだん天皇というものを一つの枠の中に、こうやって人間天皇から神格化した天皇へと戦前のもとへ持っていくというそのことが、果たしていまの天皇自身が望んでおられるのかどうか、私は非常に疑わしい、こう言わざるを得ないと思っておりますので、この点についてはすれ違ひみたいな形になっておりますので、私としては納得できないということをお申し上げておきたいと思えます。

次に、七八年七月に、当時の真田法制局長官の答弁では、公金による玉ぐし料、閣議決定による国の公的な行事のこの二要件が、公式参拝ということになれば条件だということのようでございますが、最近、聞きますれば、地方の都道府県市町村の議会で行われる公式参拝の要求決議が出されておるということを聞いておられるわけでございます。この点について、決議の数がどの程度上がっておられるのか、あるいはその決議自身が憲法違反になるのではないかと、私はこういうふうに思っております。七九年十一月の千葉県での一つの町ぐるみで英霊をたたえる会への加入を図ろうというような事件もあつたわけでございます。そういう意味で、この点について自治省として一体どのように考えておられるのかということについてお答えしたいと思います。

○中村説明員 御説明を申し上げます。

お尋ねの都道府県における決議の点でございますが、私ども全体の状況について把握をいたしておるわけではございませんけれども、都道府県の議会における最近の状況について申し上げますと、五十二年の十月から五十四年十二月までの間に十七県ほどにおきまして靖国神社の公式参拝に関する議決がなされておるといふふうに聞き及んでおるわけでございます。

これらの議決書の内容を見ますと、若干の差異はございますけれども、概して靖国神社には大ぜいの戦没者が祭られておるといふことで国民として尊崇の念を禁じ得ないところであるので、政府において公式参拝が実現するように御努力をお願いいたしたいという趣旨のもののようにございます。この点につきましてはいろいろと憲法上との関係等の問題がございますけれども、都道府県の議会におきましては、こうした靖国神社に関する問題がいろいろと論議をされておるといつたようなことからこの問題を取り上げまして、政府に対しましてその要望をいたすという趣旨のものではないかというふうに存じておるわけでございます。

(略)

○上田(卓)委員 (略)

文部省の方が見えてございますので、靖国神社及び神社神道に属する各神社は、戦後のいつごろ宗教法人法によって登録されたのか、その点をお答えください。

○安藤説明員 お答え申し上げます。

戦後、宗教法人令がまず出まして、それに基づきまして昭和二十一年に大方の神社が法人格を所有するに至ったわけでございますが、靖国神社は、昭和二十一年七月二十三日に宗教法人として設立されております。その後、宗教法人法が施行されまして以降、昭和二十七年の九月五日付をもちまして、宗教法人法による宗教法人として設立されたわけでございます。

○上田(卓)委員 靖国神社には、宗教法人法第二条に言う、宗教団体に値する礼拝の施設の数はどのぐらいありますか。

○安藤説明員 数ということで数え上げるとかなりあるのですが、主たる施設は、本殿、拝殿、記念殿、社務所、神饌所、神門、手水舎等約十カ所ぐらいございます。

○上田(卓)委員 鳥居とか神殿は、神社神道の宗教的施設に含まれますか。鳥居などはどうですか。

○安藤説明員 鳥居が必ず神社神道であるかどうかということ

につきましては、仏教の場合でも鳥居を持つているところもありませんので、必ず鳥居が神道の性格を持つということにはならないかと思えます。

○上田(卓)委員 神社神道によるところの宗教的儀式、行事は、大体何種類ございますか。

○安藤説明員 すべての神社について共通のものは、たゞいまちよつと資料がございませんが、靖国神社につきましては、大きな行事といたしましては春季例大祭、みたま祭り、秋季例大祭それから靖国講社祭、こういったものがございます。

○上田(卓)委員 そうすると、新年祭とか春と秋の例大祭は宗教行事ですね。

○安藤説明員 おっしゃるとおりでございます。

○上田(卓)委員 神社という名称からも、靖国神社が宗教団体であるということは明白だ。また、宗教法人法によって登録されているということですから、宗教団体ですね、それを確認しておきます。

○安藤説明員 宗教団体であるという証明は、靖国神社が設立される際に、靖国神社の側から出ております。したがって、宗教団体であることに間違いございません。

○上田(卓)委員 これは、先ほども私申し上げたのですけれども、仏教あるいは神道各宗派がたくさんあるわけでございますけれども、とりわけ靖国神社は、私から言いますと、宗教性は非常に強烈なものがあつてございますが、同時に、非常に偏狭性があるのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。それは、特に第二次の世界大戦の犠牲者を一つとつても、それが明らかでありまして、たとえば広島島の原爆で亡くなった六十万人の広島市の市民、県民、また長崎で亡くなった二十万人の市民、県民、あるいは日本の軍部に駆り出されて、とうとう命を落としたところの台湾や朝鮮の人々、日本の侵略によって犠牲になった中国の約三百万人の人々に靖国神社は全く背を向けておる、こういう現実があるわけでございます。

そればかりか、何度も申し上げておきますように、この靖国神社はいわゆる天皇を押し立てて戦争を起こしたいいわゆる戦争犯罪人である、張本人そのものである、こう言わなければならぬわけでございまして、そういう戦争犯罪人、張本人としての、そういう一番活躍したところの、中心的活躍をしたところの軍人や軍属を祭つておる、こういうこととございまして、そういう点で、それが靖国神社の教義だと言えはそれまででございますけれども、やはりそういう性格だと私は認識しておるわ

けでございますが、あなた方は一体どのように認識されておるのか。私がいま言った事柄について否定される部分があれば、ひとつ否定していただいで結構だ、こういうふうに思っています。

○安藤説明員 個々の宗教法人の教義の中身にまで立ち入るとは宗教法人法上行政機関に許されておりませんので、中身の点につきましてはお答えを差し控えさせていただきます。

○上田(卓)委員 先ほど私が申し上げたように、広島とか長崎とか、あるいは日本の軍部によって駆り出されたところの台湾人と朝鮮の人々とか、あるいは中国の人々とか、そういう人の霊を祭るといふことにはなつてないですね。それだけ答えてください。

○安藤説明員 靖国神社における合祀の対象の中に長崎、広島等の戦没者が入つておるかという御質問でございますが、私どもが調査したところでは、それは入つておらないというふう聞いております。

○上田(卓)委員 天皇は皇居の堀を越えたと隣にありますところの千鳥ヶ淵墓苑にこれまで幾度足を運ばれ、多くの戦死者の追悼をされたことがあるか、具体的にひとつお答えをいただきたい、このように思います。

○富田説明員 千鳥ヶ淵戦没者墓苑は昭和三十四年の春にあの地に竣工され、それから春夏のお祭りが行われてると承知をいたしております。春の祭りは厚生省が主催をし、秋の祭りは墓苑奉仕会、こういう形で行われておるよう承知をいたしておりますが、天皇皇后両陛下は今日まで竣工追悼式の折から去る五十年の十一月の間、合わせまして四回お参りでございます。皇族は、皇族同士で必ず春、秋のどちらかに出ようというようなお話し合いもあるようでございまして、今日まで通じまして三十三回出ておられます。そういう状況でございます。

○上田(卓)委員 三十三回ということとございまして、われわれ国民の目から見れば、何か天皇家は靖国神社というものを中心に置いて——本当にそういう戦犯を除くところのすべての戦没者に対して平等に追悼するということが大事ではないか、そのことが第二次世界大戦を深く反省する具体的な行動ではなかるるか、私はこういうふうに考えますし、また、そのことが天皇の義務であつてしかるべきではなかるるか。天皇のもとにおいて多くの犠牲者が出ておるわけでございまして、何も靖国神社に祭られておる魂だけが戦没者ではない。い

こそが戦争の張本人といえますか、犯罪者と言ってもいいような状況にあるのではないか、決して英雄視されるべき問題ではない、こういうように考えておるわけでございます。そういう意味では、天皇だけじゃなしに、政府の要人、総理大臣においても、公人、私人を問わずそういう差別のない行動があつてしなくては、こういうように思いますので、つけ加えさせていただきます。

(略)

【五三五】第九十一回国会衆議院社会労働委員会
議録第四号(昭和55年3月6日)

(発言者) 伏屋修治(委員)

松田正(政府委員、厚生省援

護局長)

〔発言順。敬称略〕

○伏屋委員(略)

私は、まず最初に、先ほど森井委員の方から質問がございました、韓国人であるがゆえにいわゆるいま審議中の援護法の適用を受けられない、この問題について二、三質問をいたしたいと思えます。

仙台在住の三十九歳になる在日韓国人の記事がございます。その中に「日本の侵略戦争に強制的に協力させられて死んだ父を、こともあるうにその侵略戦争の象徴である靖国神社に合祀するなどもつてのほかだ」という発言が記事になっております。「日本人として死んだから靖国にまつるといふが、遺族補償は日本人でないからと一銭も出さない」こういうような記事がございますが、現在そういうような靖国神社の合祀の事実というものについてまず確認をいたしたいと思えますが、その点お答えを願いたいと思えます。

○松田(正)政府委員 聞くところによりますと、実態としてそういう措置がとられている向きもあるということでございますが、この靖国神社合祀の問題については厚生省は全然関知をいたしておりません。

○伏屋委員 では、この問題についての基本的な問題にかかわりますので、厚生省が携わっておらないとすれば早急にそれを確認していただきたいと思えますが、その点どうですか。

○松田(正)政府委員 調査をいたすことができるかどうか、ちよつとここでは直ちにお答えいたしかねます。

○伏屋委員 では、その問題はそれくらいにしておきましょう。(略)

【五三六】第九十一回国会参議院社会労働委員会
議録第四号(昭和55年3月25日)

(発言者) 片山甚市(委員)

松田正(政府委員、厚生省援

護局長)

〔発言順。敬称略〕

○片山甚市君(略)

戦争犠牲者に対し、生き延びた者の責任をどう果たすかについて、いまでは戦争を過去のものとしてとらえ、あるいはみずからの体験を懐古的に受けとめ、新しい戦争の危機さえもあるという国際情勢の中で、これを美化するがとき風潮があることは、特に戦争犯罪者への憤りとともに、国家責任である戦争への政府の対策に問題があると思えます。

たとえば、東條英機が靖国神社に祭られております。そこに大平総理大臣は頭を下げていますが、大臣に所見を聞きたい。東條さんの家族には恩給は幾ら支払われておるか。東條さんの御家族には恩給は支給されておるのか、されておらないのかというのをまず聞きたい。そうして、こういうようなことがいつの間にかやみにやられたということについて何とも思わないのかどうか、まずお聞きをしたい。

○政府委員(松田正君) 東條元首相が靖国神社に合祀をされておりますことにつきましては、靖国神社の独自の立場で実施がされているものでございまして、私どももいたしましては、これらの問題につきましては一切関知をいたしてないところでございまして。

それから、扶助料につきましては、恩給法によりまして文官としての公務扶助料が支給されているというふう聞いております。

○片山甚市君 幾らですか。

○政府委員(松田正君) 個人の問題でございまして、額は従来申し上げてないということでございます。

○片山甚市君 じゃ、よろしいです。言えないほどの金をもらつておるといふことはわかった。(略)

【五三七】参議院内閣委員会（第九十二回閉会後）会議録第一号（昭和55年8月12日）

（発言者）

野田哲（委員）

宮澤喜一（国務大臣（内閣官房長官））

角田禮次郎（説明員。内閣法制局長官）

峯山昭範（委員）

安武洋子（委員）

林道（委員長）

〔発言順。敬称略〕

○野田哲君 宮澤官房長官に端的に伺いたいと思うんですが、七月二十五日の閣議での状態、これが八月十五日のことに連動して大変熱い議論になっているわけですが、この七月二十五日の閣議、新聞の報道するところでは、八月十五日の記念式典のことに閣議をして数人の大臣から発言があつて、総理と一緒に閣僚も全員靖国神社へ参拝しようじゃないか、こういう発言がまず田中文字部大臣からあつて、大多数の人がよっしゃよっしゃということになって、八月十五日が大挙して総理以下閣僚が靖国神社に参拝することになった、こういう報道がされておりますが、その日の状態というのは一体どういう経過であつたんですか。

○国務大臣（宮澤喜一君） 閣議で話し合われましたことを余り詳細には外に申さないという長い間の慣例がございますが、それは野田委員も御承知いただいているところでございますが、その点の御理解を最初にいただきまして、御指摘のように、七月二十五日の閣議におきまして、八月十五日の戦没者慰霊祭の日に総理が靖国神社に参拝されるそうであるが、自分としても参拝をしたいと考えているという趣旨の発言を二、三の閣僚がされましたことは事実でございます。

○野田哲君 閣議の席でこのような発言が数人の閣僚から行われたと。で、結果的には八月十五日の状態を見なければわかりませんが、総理に随行して多くの閣僚が靖国神社に参拝されるということになると、その行動はもう私的とは言えないでしょうか、これは。公的参拝、こういう既成事実をつくる、こうおっしゃいますか、この点はいかがですか。

○国務大臣（宮澤喜一君） ただいま申し上げましたとおり、閣

議の席でそういうことを申し合わせたという事実はございません。この点は、閣議後の記者会見におきましても、私、明確に申し上げておりますとおりでございます。

それから、総理に随行しようというようなことについても、そういう話があつたわけではございません。私としては、従来どおり閣僚の中で私的な行為として靖国神社に参拝をするという方がおられる、そのことは私的なものである、このように了解をいたしております。

○野田哲君 公職にある者、まして閣僚という公職の中でも最高の地位にある人が、公私の区別というものを、本人が私的であるとかあるいは官房長官が私的だと言えればそれで私的になり、法律的にも抵触しない、こういう簡単なものでは私はないと思ふんです。

この問題の経過をいろいろ振り返つてみますと、法制局の見解も、政府の見解もずいぶん変わつてきております。一番最初に公私の問題について、これは五十年の五月十三日ですが、稲葉法務大臣が自主憲法制定の集会に出たことが国会で大変問題になった。そのときに三木総理が法務委員会で見解を述べておられる。これは閣僚の地位の重さから言つて公私の区別は分けがけないと、こういう趣旨のことを法務委員会が述べて、そのことが確認をされて稲葉さんの問題を法務委員がついたという経緯があるわけですね。ところが、その後五十二年十月十七日の政府の統一見解「内閣総理大臣等の靖国神社参拝について」と、こういう統一見解が出ておりますが、これによると、「閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが」と、三木総理が五十年の五月十三日に国会で述べられたことを、あたかも第三者が述べたように「使い分けは困難であるとの主張があるが」と、こういうふうな軽くいなして、それから公式あるいは私的、こういうことについての見解が、玉ぐし料が公費の支出かどうか、こういう問題、あるいは政府の行事として参拝を実施することが決定されたかどうか、あるいは委員会のやりとりの中では、たとえば閣議でそれが話し合われたかどうか、こういう点によつて公私の区分けをしていくんだ、こういうふうな見解が出てくるわけですね。

あるいはまた、靖国神社問題だけをとつてみても、三木総理の参拝のときには法制局ではどういう見解を出しておられるかという点、記帳に肩書きをつけずに名前だけの記帳をしてくる、あるいはまた公用車を使用しないこと、それから閣僚あるいは

公職にある者を随行させないこと、これが公私の区別なんだと、こういう見解が三木総理が参拝されたときには出ていたわけですね。それがもう今日では、閣僚が数人も随行をし、しかもそのことが閣議で話し合われた。これでも公ではない、私的なんだと。こうなつてくると、一体公私の区別はどこでつけるんですか、もうつけようがないですね。そうなつてくると、たとえば一般の公務員についても、公務員法には政治活動の禁止が規定されているが、公務員が選挙運動に行つてある政党や候補者に投票を依頼に行つた。そのときに、きょうは私的ですよ、こう言えよ、そのことはもう公務員法には触れないことになるんですか。示しがつかないでしょう。一体この限界はどうなんですか。官房長官と法制局長官、それぞれお答えいただきたいと思ふます。

○国務大臣（宮澤喜一君） 昭和五十年に三木総理大臣がそのようなことを言われたことを私も記憶いたしておりますが、これは稲葉法務大臣のわが国の憲法を改めるべきか否かという問題に関するものであつたと記憶をいたします。したがつて、これは問題をはきわめていわば政治的な問題をめぐつての発言であつたと存じますが、靖国神社に参拝するか否かというのは全く私的な心の問題でございますから、閣僚といえどもそのようないふことについての個人としての自由はあるものと思ふべきではないかと思つております。

それから、ただいま四つの条件云々というお話がございました、たとえば玉ぐし料を公費で支出するということになりますと、これは私的な行為とは申しがたいということであろうかと存じますが、その他たゞいま野田委員がお挙げになりました幾つかの公私を分けると思はれる基準、これは法制局ではかつてそういうことを申し上げたことにはないと私は承知しておりますが、念のため法制局長官からお答えをいたします。

○説明員（角田禮次郎君） 法制局が国会の答弁を通じて、先ほど御指摘になりましたような四条件というもの、つまりその条件を満たさなければ公的な行為となる、そういうような意味で四条件ということをお説明申し上げた事実は私どももないと信じております。

この問題につきましては、先ほどもちよつと御指摘がありました、五十年の三木内閣当時の十一月の二十日、さらに五十二年の四月の二十五日、さらに五十二年の八月十七日、五十二年の十月十七日と、そのたびごとに衆議院の内閣委員会なり参議院の内閣委員会なりで御議論のあつたことは確かでありま

それからまた、いま御指摘になりました四つの条件というようになことにいろいろの御指摘があったことも事実でございますが、私どもの公的な見解としてその席上で申し上げた事実はございません。

○野田哲君 これは私の質問に対して真田長官が答えておられるのですから、また後でそれでは機会を見て明らかにいたします。

時間がありませんから、宮澤長官は、ふたをしないで大いに靖国問題は議論をすればいい時期になっているのじゃないか、こういう見解を述べておられるわけですが、四十九年に自民党から出された靖国神社法案、どうもあれがベースになってこれから議論になっていくようですけれども、官房長官と法制局長官に伺いたいのですが、現に宗教の団体があつて宗教法人として扱われている。そして多くの国民がそこに参拝をして、その宗教団体の儀式にのつとつて祈願をしている。これは宗教ですから各人の心の問題ですが、現にそういうふうにある状態がある日突然法律によって——この前の四十九年の自民党案がそうなんです、法律によって、何月何日からはこの宗教団体は宗教ではありませんよと、こういう規定が法律で一体できるのですか。そんなことは私はできるはずのものじゃないと思うのです。宗教あるいは宗教団体というのは、それぞれの宗教に対する個人の心の問題であるし、それは、構成をされている団体を法律によって何月何日からは宗教団体ではありません、こういうふうな否定をすることが一体できるのですか。それはできないでしょう。どうですか。

○説明員(角田禮次郎君) 具体的な四十九年の自民党の靖国神社法案についてコメントすることは私の立場としては許されなと思いますから差し控えますが、一般的な御質問として申し上げますが、立法によってある日から変えるという意味のことを言われたと思いますが、それは当然実体もあわせて変わるということを含んでそういう措置がされることだろうと思えます。そうでなければ、いかに何でもできないことだろうと思えます。

○野田哲君 実体が少しも変わっていない、その宗教団体の儀式は前ともちつとも変わっていない、そういう状態の中で、しかもその宗教団体はこれからいままでの宗教の慣習、しきたりというものは変えてくれないという意思を持っている。それを無視して、宗教ではないですよと、こういうことはできないですね。

○説明員(角田禮次郎君) 私どもの理解する限りにおきましては、そういう宗教の実体が依然として続いているものに対して国家がいろいろな形で関与するということはできないと思えます。

○峯山昭範君 非常に短い時間ですので端的にお伺いをいたします。

先ほど官房長官、閣議の話がございました。それで、もう一回確認でございますけれども、靖国参拝の問題が閣議で話が出たということ、これが一つ。それからもう一つは、参拝することに反対する大臣はいなかったということ、これはそのとおりでございますね。

○国務大臣(宮澤善一君) 先ほどお答えいたしましたとおり、二、三の閣僚からこの話が出たことは事実でございますが、主に日本遺族会等々これについてはかなり多くの人々が積極的な主張をしておられることは事実でございますので、それを背景にして紹介されるような意味での発言であつたらうと、私はそういうふうな受け取っております。したがって、これについて反対というふうな議論をされた、そういう発言はございませんでした。

○峯山昭範君 としますと、私は結論的なことをきょうは大臣にお伺いしておきたいのですけれども、大臣もその後の記者会見等の発言で、靖国神社の問題につきましては、要するに議論を大いにやつてもらいたいというふうな意味での発言をしておられますが、その意図するところはこれは何ですか。

○国務大臣(宮澤善一君) これについては国民が広く議論されること方がいいのではないかと申しましたのは実は昨日でございます。閣議の直後ではございませんでしたが、私の思っておりますことは、これについては積極論消極論自民党の党内にもございますし、世間でもいろいろに御議論があるところであろうから別に問題を覆い隠す必要はない、広く国民が問題を考えていただく方がいいのではないかと、それだけの意味でございます。

○峯山昭範君 それだけと大臣はおっしゃいますけれども、われわれは少なくとも戦没者を大事にし、あるいは慰霊するという気持ちにつきましては、これは大臣や皆さんと変わらないと私は思っております。しかし実際問題としては、靖国神社の問題につきましては、その後ろに国家護持ということと、そして法制化するという問題が控えているわけですね。現実にもその問題があるわけですね。ということは、結論的には、議論してもらいたいという意図の後ろにやつぱりこの法案を提出するという

意向があるかないかということが私はかかってくると思うのですが、ここの辺のところについては大臣はどうお考えなんですか。

○国務大臣(宮澤善一君) 政府として提案を申し上げる意図を持っておりませんが、国会で仮に提案がなされても御議論が仮にあるという場合を考えますと、どういふ問題がその間にあるのかということ、これは当然国民として知っておかなければならないことであろうと、こう思いましたので、その法案の帰趨とかということに関係なく、本件に関係のある賛否両論の根拠はどこであるのかといったようなことについての国民の間の認識が広まることは決して悪いことではない、それだけの意味で申しただけでございます。

○峯山昭範君 そこでもう一つ、先ほどもちよつと議論ございましたが、結論的には今回の問題で申し上げますと、公的な参拝であるか私的な参拝であるかということに帰着してくると私は思います。

そこで、法制局長官との議論は後ほど時間をとつてやることにいたしました、いろいろなことをいっぺい条件として、法制局では出していないと言っておりますけれども、内閣総理大臣鈴木善幸と署名をすると、そうした場合によつぱり内閣総理大臣鈴木善幸であつて、衆議院議員鈴木善幸というこれとは大分違つて私は思ふんです。その肩書きという問題については、これは内閣総理大臣鈴木善幸と書かれた、この署名をしたその本人が、その参拝そのものが私的な参拝であるということはどうしても私言えないと思ふんですね。ここの辺のことについては、法律的なことは別にいたしました、一般の私たちが見た場合にもこれはもう当然、私は総理大臣の場合だけを挙げましたけれども、そのほかの大臣の場合も、もちろん参議院の議長の場合も同じだと私は思ふんですけれども、大臣はこの点については一切差し支えないと考えておられるのか。あるいはそのところは、たとえば衆議院議員何の何がしあるいは参議院議員何の何がしとした方がベターであるとお考えなのか、この点はどうですか。

○国務大臣(宮澤善一君) 私も厳密に法律論でお答えをいたしますが、知識がございませんが、姓名を書きましますときに慣例として肩書きをつけるということはしばしば行われておることでございますので、余りそのところを厳しく考えなくてもいいのではないだろうか、御本人がこれは私的な行為であるということをはつきり自覚しておられるならば、別にその辺は余り慣例を

どうこうと言わなくてもいいのではないかと私自身は考えております。

○峯山昭範君 いや、それは長官どうも納得できないんですがね。本人が自覚しておればいいということになりますと、本人がどういうふうな自覚しているかということには外にはあらわれないわけですね。やっぱり本人が内閣総理大臣鈴木善幸というふうな署名するときには、少なくとも公人としての、内閣総理大臣としての自覚で書いているわけですね。内閣総理大臣という自覚なしでただ一人の衆議院議員としての署名であるならば、肩書きは衆議院議員鈴木善幸で十分なはずですね。このところは法律的に云々という問題は別です、もちろん後ほどやりましますから。これはやっぱり長官としての考えを私はここで明確にしたいと思っています。

○国務大臣(宮澤喜一君) 全体としてそれが公の行為であるかないかということが恐らく問題であると思われまします、たとえば祭祀料を公費で賄うということになりまします、これは疑いもなく公の負担ということになります。ごまかし、そうでない場合にはそれは私的な負担になるわけでごまかします、そのようなことを総合的に考えまして公の行為か私的な行為かを考えるべきであらうと思います。慣例として肩書きを書いたからといって、そのゆえにこれは私的な行為でないと、そこまで私が申しなくてもよろしいのではないだろうかと思っております。

○峯山昭範君 これは先ほど法制局の方では正確に答弁したことはないとおっしゃっておりますけれども、真田長官の答弁によりましますと、公的というのはたとえば閣議決定をしたとか、閣議で話したという、そしてお参りしてこいというところが仮にあったとすれば、これはやっぱり公的の行為であつて憲法違反である、あの人はこういうふうな言い方をしておられるわけですから、それでその終わった後の、これは正式の会議録には載つてないんですけれども、要するに閣議で発言したりしては困るんだよというふうな長官の発言があるんです。これは正式の会議録には載つておりません。けれども、現実にはそれを聞いた人もおりますし、そういうことがあるわけです。ということは、逆に言えばだれも反対しなかった、みんなが閣議で話が出て、しかも行くという人が多かった、何人が表明した人、二、三人でしようけれども。そういうふうな中で、この問題は当然公的な参拝ということになる可能性が強いんで、こら辺のところは私は慎重にこの問題については発言をし、あるいはこの法案そのもの

の重要性にかんがみ、私は今後も取り扱っていただきたい、こう思っております。

○安武洋子君 私に与えられた質問時間というのはわずかに五分です。これはすべて官房長官の御都合によるものです。どんな御都合が御ありか知りませんが、こういう大事な問題のときにわずか三十分しか当委員会にお出になれないということについては、私は承服できかねます。ですから、こういう重大な問題のときには、私は委員会を優先していただきたいということをお申し上げとうございます。そして、私はずか五分でございますので、三問を一括して御質問申し上げます。ですから一括して御答弁いただきたいとございますが、しかし私は靖国神社への参拝をお取りやめ願いたいということで、取りやめるといふ御答弁がない限り、場所を改めて必ず後々追及はさせていただきます、こういうことを最初に申し上げまして質問いたします。

第一番目は、先ほどから何度も議論になっております閣議の問題でございますけれども、宮澤長官は、このことにつきましまして表向き閣議で申し合わせのべき事項ではないと、申し合わせなかつたと、こう言っておられますけれども、新聞社の調査などによりましますら、実際に申し合わせしたと同じような効果が出ていると思えます。閣議での発言というものは、これはやはり単なる私人の発言などは言えないものだと私は思っています。しかも宮澤長官は、靖国の国営化と公式参拝、この実現を推進している自民党の英霊にこたえる議員協議会の要請に対して、閣議でも閣僚の参拝の話が出ており、できるだけ参拝することにしていく、こう言っておられます。首相や多数の閣僚が参拝を私的参拝だと、こういうふうにおっしゃっておりますけれども、慣例として肩書きを書くと、そしてそれがずらりと総理以下全閣僚が書かれると、そして閣僚はそろつて行く。それが考えてもこんなことが私的な参拝と国民は受け取りません。こういう明らかに国民が私的参拝と受け取らないような参拝は私はやめていただきたい、これが第一点です。

それから第二点です。政府は、三木首相の当時に、靖国神社の公式参拝をめぐる私的参拝の四つの条件を挙げておられます。その一つは、公用車を使用しないということです。それから玉ぐし料を国費から支出しないということです。そして、記帳は公職の肩書きを使用しないということです。そして、もう一つは閣僚など公職者が同行しないと、こういうことを挙げておられます。私は、これが満たされたからといってすべてを了

とするものでないということをお申し上げたわけですが、しかし政府はみづからこれを国民の前に約束しておきながら、こういう見解を福田内閣、大平内閣、福田さん、大平さん私人という名のもとに破り捨てておられるわけですね。そうして一方では、日本の憲法のもとでは成り立たない自民党の靖国神社法案の提出の動きを事実上歓迎すると、こういう発言をきのう記者会見で長官はなさつていらつしやるわけです。私は、こうした政府の態度を容認することはできないと、こういう態度を直ちに改めていただきたい、このことを第二点として申し上げまします。

それから第三点です。靖国神社というのは、御存じのように、かつて軍国主義日本のシンボルとして重要な役割を演じてきました。これが敗戦によりまして国家神道が廃止されて、靖国神社というのは、憲法の政教分離の規定に従つて公的の資格のない私的な一宗教団体となつていくと、このことは御存じだろふと思ひます。憲法二十条三項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と、こういうふうに取り決めておられます。首相と多くの閣僚が参拝する行為、これは靖国神社に事実上国家的な権威を与える、そういうことになりましますし、政府としてこれを擁護する政治的な行為だといふふうに私は思ひます。だから憲法に規定する政教分離の原則に反するものであると、こういうことは全く明らかだと思ひます。

さらに、靖国神社というのは、一昨年秋に侵略戦争の最高責任者であるA級戦犯十四人、これを合祀した神社です。こうした神社に閣僚が参拝すると、こういうことは日本とアジアの数千万の人々を死に追いやつたあの侵略戦争を美化して、戦争責任を免罪にするものです。そして再び軍国主義と侵略戦争を許さない、こういう誓いを日本国民は立てたはずですから。その戦後日本の原点に対する重大な私は挑戦だと思ひます。防衛力の増強とかあるいは財界からの徴兵制発言とか、こういうききな臭い発言がいま相次いでいるわけですね。こういうところで靖国神社についても、再び国家と結びつけて軍国主義復活の重要な武器にしようとするこういう靖国神社法案とか、あるいは天皇や首相らの公式参拝要求、こういう策動が続いている。この中で、首相とかあるいは多数の閣僚が参拝されるというのは、こういうききな臭い動きに私は呼応するものだとおぼやかるを得ないわけですね。

靖国の遺族を初め、戦争犠牲者、そして私たちも含めて多く

の国民の願いとというのは、侵略戦争を二度と繰り返さない、戦没者を二度と生まないと、こういうことだろうと思います。こういう願いにこたえる道というのは、何よりも戦争責任の反省の上に立って、真の平和を打ち立てるために政府がその先頭に立つ、その努力をするということで、私はこれに真つ向から反対する靖国への参拝というのは取りやめていただきたい。そのことを強く申し添えまして、私の質問にいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず第一点でございますが、靖国神社に閣僚がそろって、またできるだけ多数参拝することにしようという申し合わせがあった云々ということにつきましては、そのような申し合わせがなかったということは先ほど来答弁を申し上げているとおりでございます。

なお、閣僚の発言そのものにつきましては、ただいま安武委員が言われましたように、あるいは先ほど峯山委員に申し上げましたとおり、日本遺族会であるとか自民党内のグループにそういう要望があるということを紹介するを兼ねて閣僚が発言をされたものと、私はそういうふうな了解をいたしております。したがって、参拝そのものはあくまで私的なものであると、こういうふうな考えをしております。したがって、どの閣僚が参拝されるか、あるいは参拝の態様が一緒、別々というようなことにつきましては私が何か申しますことは、むしろ私的であるという筋道から申しますと、ややそれに矛盾するようなことになるのではないだろうか。あくまで私的な行為として私は考えております。

第二の点、おっしゃいました四つの条件云々につきましては、先ほど法制局長官からも申し上げましたが、政府としてこの四つの条件を公私を分ける基準だと考えておるといことはございません。ただ玉ぐし料を国費で支出するというようなことは、これは明らかに納税者の負担ということでございますから、これを私的だと言うわけにはいかないであろうというところは、私はそのとおりであろうと考えております。

第三点の憲法二十条、二十条三項、もとよりこれを遵守すべきことは当然でございます。閣僚が靖国神社に参拝をするということ自身は私的な行為と考えておりますので、憲法二十条、二十条三項に抵触するものではないというふうな私にいたしましては考えております。

○安武洋子君 委員長、ちょっと事実関係が違います……

○委員長(林道君) 時間が過ぎていきますから……

○安武洋子君 でも、御答弁がちょっと違っているんです。

私は閣議決定をされたと言っていないんです。閣議決定をしなかったけれども、その閣議の中で話されたからこそ閣議決定をしたのと同じような効果が出ていないかと、こういうことで御質問申し上げました。で、参拝する閣僚以外の方が、みんな国民があれば公的参拝だとか受け取れないような形でやられるわけですから、これならおやめなさいということをして申し上げているわけです。

ですから、いま御答弁の中に、いろいろと私は不満いっぱいですので、また後刻追及をさせていただきますというところで、時間がないので残念ながら終わります。

(略)

○峯山昭範君 それでは、先ほどの官房長官の答弁に関連をいたしまして、きょうは時間がございませぬのでそんなにたくさんはできませんけれども、これはやっぱりちょっと問題でございますし、将来のためにも法制局長官のきちつとした答弁をお願いしておきたいと思っております。

それは要するに、総理大臣を初め内閣の閣僚ですね、こういうふうな皆さん方のいわゆる公私の別というのはどういうふうなすべきなのか、どういふふうにあるべきなのかですね。これは実際問題として、先ほどの質疑の中でもいろいろ出てまいりましたように、たとえば靖国神社に参拝する場合は公用車は使いたないとか、あるいは玉ぐし料は国費で出したりはしないとか、あるいは署名するときに肩書きは使わないとか、あるいは随行者はつかないとか、こういうふうな一つの基準になるようなものが現実にあつたわけです。あつたというか、少なくとも三木内閣時代にはこういうことが言われていたわけです。委員会でも何回か議論をされているわけです。

それで、きょう先ほど同僚議員から質問ありましたら、法制局としてはこういうことは答弁したこともないし、言ったこともない、これではやっぱり困るんでして、これは何も靖国の問題だけじゃございませぬで、これからのいろんな問題が起きてくると私は思います。そういうことのために、要するに内閣総理大臣というこの肩書き、何々大臣という肩書き、少なくとも国会の役員にある皆さん方の肩書きというものは公私の別は厳密にやっぱり峻別すべきだと私は思うんです。これは私の用事であるとか、これは公用であるというのをはきちつと峻別すべきだと私は思うんです。その峻別する場合にどういふことを基準に置いたらいいいわゆる法制局はお考えなのか、この点ちよ

つとお伺いしたいと思えます。

○説明員(角田禮次郎君) およそ内閣総理大臣あるいは国務大臣が行動される場合に、公私の別といえますか、そういう基準がどうであるかというのは、これはちよつと法律問題じゃないように思いますので、私がお答えするのは必ずしも適当じゃないように思います。ただ、たまたま靖国神社の参拝をめぐりましてこれまでそういう問題がいろいろ論議され、かつその場合に、私の前任者がそういう問題を御質問に応じてお答えをいたしてきたことは事実でございますから、そういう意味でお答えをいたしたいと思えますが、まず申し上げたいことは、靖国神社の参拝につきましては政府の統一見解というのが、昭和五十三年の十月十七日に、当委員会が野田委員の御要求に応じて当時の安倍官房長官がお示しをしたものがございませぬ。これが政府の見解でございます。この見解は、今日でもそのまま私どもは維持しております。

したがって、御質問につきましては、公私の区分の基準いかんということでございます。その統一見解をそのまま申し上げることになると思えます。大変長いものでございませぬが、よろしければ読み上げますが……。

○峯山昭範君 やつてください。

○説明員(角田禮次郎君)

内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であつても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることはいまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であつて、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでしばしば行われていたところである。

閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心の表れとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるときは、玉串料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは、私人の立場での行動とみるべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって私人の立場

を離れたものとはいえない。また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人を表わす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えられることはできない。更に、気持を同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損われるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら、玉串料は私費で支払われている。

以上でございます。

○峯山昭範君 いまの政府の見解が、法制局もあなたもそれは当然この政府の見解のとおりということなんでしょうか。

○説明員 角田禮次郎君 内閣官房でこの見解を作成するに当たっては私どもの方に御相談がございまして、私どももそのことについては同意をいたしております。

○峯山昭範君 私はこれは非常に大きな問題であると思う。信仰の自由というのは私それは当然あると思います。閣僚も当然であります。しかしながら、その人が実際問題として、いま例外規定みたいに読み上げた中にございましてけれども、公用車の使用の問題あるいは肩書きの問題、これは慣例として用いているとはいえ、やり方はいつばいあるわけですから、やっぱりはしくは肩書きをきちっと書く以上は、いま靖国の問題がございましておられますけれども、これはこれからもその他のような問題に適用されます、やっぱり同じように。ですから、そういうような意味でも私はこの問題についてはとても納得できるようなあなたの答弁ではない。しかも先ほど同僚議員から四つの問題を指摘したときに、法制局としてはこういう問題について発言したことはないというそのあなたの答弁を聞いておりましたも、全く無責任な態度ですね。これはやっぱり非常にわれわれ聞いておりましたも許せませんし、これはきょうは時間がございませぬからこのまま終わりますけれども、いづれにしても私は法制局としてこういう問題についてやっぱりきちっとした態度を明らかにしていただきたいと思っております。この点については答弁は要りませぬ。今度改めて何かの機会のとにお伺いしたいと思います。（略）

【五三八】第九十二回国会衆議院法務委員会議録第二号（閉会中審査）（昭和55年8月27日）

（発言者） 沖本泰幸（委員）

奥野誠亮（国務大臣、法務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○沖本委員（略）

そこで、先ほど憲法九条についてのお考えをお述べになつていらつしやいました。もちろん個人的な見解だということなんですけれども。いろいろ最近の新聞に出ていたことなんですけれども、ちよつと防衛問題なんかで防衛庁自体が行き過ぎじゃないだろうかということ宮澤官房長官が少し歯どめはおかけになったというような記事も出ておるわけですし、その点からいくと靖国神社へお越しになつた、もつとも個人的な御資格でお越しになつたんだらうというふうな、テレビでおつちやつておりましたけれども伺つたのですが、そういうことと、それから子供の教育について教科書の中にもう少し国を思うようなことを載せてもいいじゃないかという、大臣になるなりそういうことが出てきたわけですね。それで靖国神社へお越しになつた。それでいまの内閣を挙げて防衛問題がどんでん外へ出てきているわけですね。まるで国民はあつてとられて見ているというのが偽らざる現状だと考えるわけです。

そうしますと、一連の大臣のいろいろな御発言は、個人的なお考えだということになりますけれども、全部その辺につながつているのじゃないだろうか。憲法九条の問題もその辺にあるのじゃないだろうか。そうすると、これから大臣は法務行政なり何なりを御担当になりあるいは政府の閣僚としてどういうお考えのもとにこれからの政治を御担当になるのだろうかということが心配になってくるわけです。その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思うのです。

○奥野国務大臣（略）

靖国神社の問題につきましても私なりの考えは持つております。私は、やはり国家、社会のために一命をなげうつた方々に ついてみんながそれなりに感謝の気持ちを持つ、またそうでなければ後に続く人たちが国家、社会のために努力してくれないんじゃないか、やはり国家、社会が充実してこなければお互いの生活も充実したものは持てないじゃないか、こう思っているも

のでございます。しかし、これも国民合意の中でだんだんとそういう道を求めていかなければならない。だから、私は靖国神社に参拝いたしましたけれども、個人として参拝しているのですよ、早くみんなが自由な気持ちで参拝できるような合意の道をつくり上げてもらいたいものです。すねということも申し上げてまいっているわけでございます。国を愛すると言つてすぐ戦争につながる、こうおどしてかかるようないまの風潮、もちろん私たちは平和を維持していくために最善の配慮はしていかなければならないと思つてます。そのためにあらゆるものが犠牲になつてはいけません。やはり国のために命をささげた人について感謝の気持ちを持つということ、それもそれなりにフランクに認めたらいいのではないだろうか、こう考えておるものでございます。

○沖本委員 大臣の御心情は声涙とともによく理解はできました。しかし先ほど稲葉先生から、余り一生懸命聞くと大臣のベースに巻き込まれるから少しでやめたのだ、こういう御発言もあつたわけですが、大臣のお考えはお考えで、それはそれで結構だと思つてます。私たちには私たちの考えもあるわけです、各様いろいろあるわけ、それは議論されれば非常にいいのだ。ただ、一方的に考えて押しつけるのはよくない、ということを大臣がおつちやつておりました、そのことも結構だと思つてます。

しかし、たとえて言えば靖国神社なら靖国神社で——外国へ行けばほとんども無名戦士の墓、碑があるわけですね。そこへ宗派思想の違いを超えて、国を守るために命を亡くした者たちと、こゝへ花束をささげてくる、黙禱してくるというものはあるわけです。ところが、日本は何か靖国神社に固定されそうな状況もあるわけですから、世界じゅうの人が来て、無名戦士の墓、碑なら碑のところへ行つて日本のとうとい犠牲者に頭を下げるというふうなものもあつていいのではないかとも思つてます。ただそれが、この靖国神社がいいのか悪いのかというの議論が分かれるところでありませぬ、その辺に理由があるのではないかと思つてますね。

私も戦争で体の中にまだ弾が一発あります。だから、命を落とさなかつたことだけのことであつて、いまの年輩者の中には、同じようなことでも二度と戦争なんかさせたくない、自分の子孫をあんな苦しいところへ、あんなひどいところへほうり込またくないというのはみんな一様にあると思つてます。だから、いろいろな考え方に対して、防衛問題に対しても歯ど

めが要るといふ考え方もいろいろあるわけですから、それは議論の場に乗ってきて、いろいろな形で議論されてより国民的な課題になって、国民すべてが合意できるような内容のものができ上がっていかないと考えておるわけです。

私が大臣にいろいろと注文をつけるのは、いろいろな公的な肩書きがついてくると、それはそれなりに評価されますから、その辺を十分ごしんしゃくになつていられるとは思いますが、十分に解釈をつけていただいて、国民がよりよく理解できていくような形でいろいろとこれから運んでもいただきたいし、一番法を守っていただくお立場にいらつしやるわけですから、その辺を十分国民が安心して奥野法務大臣に全幅の信頼をお寄せできるようにこれからの法務行政をつかさどっていただきたいと思います。をお願いいたします、終わります。

【五三九】第九十三回国会参議院会議録第三号（昭和55年10月7日）

○小柳勇君（略）

鈴木内閣は、無謀な衆参同時選挙というあの選挙の結果を受けて、多数をとったおごとりと高ぶりの中に三カ月前に発足いたしました。内閣の評価はまだ定かではありませんが、鈴木総理、あなたに対する一般的な評価は、「哲学がなく、リーダーシップに欠けている」ということのものであります。原因はいろいろありましようが、哲学がないということのその一つの例は、あの閣議で決めて閣僚打ちそろつて靖国神社に参拝いたしました。それも一つの例であらうかと考えるのであります。

御存じのように、憲法第二十条には、いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならないと明確に規定してあります。靖国神社は宗教法人であります。宗教法人には仏教のお寺もあるし、キリスト教の教会もあります。英霊に参拝することとはだれも反対しておりません。英霊に対しては、諸外国がそうでもありますように、別に慰霊塔を建立するなどして、いつでもだれでも参拝できるようにその方途を考えるべきであると思うが、総理の見解を伺うのであります。

（略）

○国務大臣（鈴木善幸君）お答えいたします。

最初に、無宗教の慰霊塔を建てたらどうかと、こういう御提案についてありますが、今後、国民各界、あるいは国会においても各党各会派において検討すべき課題であると考えております。

（略）

【五四〇】第九十三回国会衆議院文教委員会議録第二号（昭和55年10月17日）

（発言者）

有島重武（委員）

田中龍夫（国務大臣、文部大臣）

〔発言順。敬称略〕

○有島委員 大臣が御就任になって私たちが一番最初に印象深いことであつたのは、靖国神社にいらつしやつたという行動でございました。

承つておきたいのですが、個人の資格でいらつしやつたのだというお話でございましたが、去年の八月十五日あるいはその前の年、その前の年、その前の年の八月十五日に、田中さんとしては靖国神社に御参拝なさつておつたのですか。

○田中（龍）国務大臣 御案内のとおり、私の宿舎は九段の宿舎でございます。毎日出勤の折り靖国神社にお参りしております。格別なことございません。

○有島委員 そこで承りたいのは、日々お参りしていらつしやるその感じと、御就任になつて八月十五日にいらつしやつたときの感じとは、御自分の方はそうかもしれないけれども、受け取る方が、神社側としても大分違つたのじゃないかと思うのです。国民としての受け取り方は、私の資格である、公の資格である、こういうことは非常に紛らわしいのでして、文部大臣が他の閣僚とともに参拝した、これはかつて騒がれました靖国神社法案は成立はしてありませんけれども、あたかもそれが成立しているがごとき観を呈するというような中で行われておつたという印象が大変深かつた。このことをひとつお心得いただきたいわけなのです。

（略）

【五四一】第九十三回国会参議院法務委員会会議録
第二号（昭和55年10月30日）

（発言者） 戸塚進也（委員）
奥野誠亮（国務大臣。法務大臣）
臣
〔発言順。敬称略〕

○戸塚進也君（略）
法務大臣、靖国神社の法案を私ども自由民主党としては一刻も早く国会提出したい、そういうもう念願、悲願と私は個人の議員としても考えております。法務大臣も閣僚として靖国神社にも御参拝いただいたし、そうした多くの国民的な世論というか、気持ちというものは十分御在じだと思えます。大臣の問題については、大臣がこれは御提案なさるわけじゃないことはわかっています、大臣が靖国神社問題をお考えか、一言承りたい。

○国務大臣（奥野誠亮君） 憲法にうたわれております宗教的活動、これが私は本当にあの際に十分な論議がなされたのだからかなという疑問を持ち続けております。

私たちが靖国神社に参りますのは、やはり国のために犠牲になられた方々に対して感謝の気持ちをあらわす、こういうこととごいまして、特定の教義に共鳴してその活動に参加しているという性格のものじゃないと思うのです。しかし、憲法上疑義があるものでございますから、私が靖国神社に参拝いたしましたも、個人の資格で参拝しましたと言わなければ国会で問題にされてしまう事態になっている。これは、やっぱり何か早く解決の道をみんなで出してもらえないものだろうか、と念願しているものでございます。

○戸塚進也君 十分に納得いたしました。がんばってください。（略）

【五四二】第九十三回国会衆議院法務委員会会議録第三号（昭和55年11月5日）

（発言者） 稲葉誠一（委員）
奥野誠亮（国務大臣。法務大臣）
臣
〔発言順。敬称略〕

○稲葉委員 この前大臣が、参議院の法務委員会ですか十月三十日に何かいろいろ靖国神社の問題について質問があったのに対してお答えになつておられますね。そこで、それに関連してちょっと質問をしたいと思えますので、どうぞ腹藏のないお答えを願いたい、こう思うのです。

一つは、靖国神社の国家護持はどうしていけないのでしょうか。

○奥野国務大臣 靖国神社国家護持がいいとか悪いとかいう議論は参議院でいたしてはいないわけでございます。

○稲葉委員 靖国神社の国家護持はいいとか悪いとか聞いているのではなくて、どうして悪いのですかと聞いているのは、そうすると、あなたの口からは憲法二十条に違反するからいけないのだという答えは出てこないのですか。

○奥野国務大臣 憲法二十条の関係から靖国神社に参拝することが疑義があるというふうなことからして、国家護持であるとかあるいは公式参拝であるとか、そういうことを自由にするような立法をしたいという考え方がこれまで論議されてきておるわけでございます。

この間私が参議院で質問を受けて、憲法二十条等との関連から靖国神社に参拝する場合にも個人の資格でと言わざるを得なくなつてきている、やはりその辺はすっきりした姿にしてもらいたいということをお願い申し上げ、同時に、憲法二十条についても若干いろいろ問題があるということを指摘させていただいたわけでありませう。

○稲葉委員 それは参議院でのお答えですね。

それに関連しますけれども、私のお聞きしているのは靖国神社の国家護持——国家護持というのはどういうことを指すかというところは、公式参拝もあるし国家が費用を分担することもあると思うのですが、それが憲法二十条に現在では違反をするというふうにあなた自身はお考えなのか、あるいはそうではないのか、どうもそこら辺のところのお答えがはっきりしないように

です。

○奥野国務大臣 私が承知しております靖国神社国家護持の考え方は、宗教の組織に公金を使つてはならない等の憲法上の規定があるものでございますから、靖国神社の宗教性を排除して、そして国で護持していくようにしたいというふうな考え方が生まれてきていると承知しております。

○稲葉委員 そうすると、靖国神社の宗教性を排除すること、憲法二十条との関連ないしあるいは関連がなくてできるかもわかりませんが、それは具体的にどういうふうにするということなんでしょうか。

○奥野国務大臣 戦前は国家神道等は宗教団体とはされていなかったことは御承知だと思えます。戦後は届け出さえすれば宗教法人になる、また靖国神社も届け出られて現在は宗教法人となつておられるわけでございます。

一般の宗教団体と靖国神社とは違うのではないだろうかという疑念があるわけでございます、また、そういうことから国家のために犠牲になられた方々、そういう人たちについてその霊を慰めていきたい、国民みんなで霊を慰める措置をとっていきたい、そうすると、憲法五十何条で公金を使つてはならないということも絡んでくるものでございますから、特別な立法をしてその道が合法的に合憲的になされるようにしたいという考え方だ、こう思つておるわけでありませう。

○稲葉委員 後の方は憲法八十九条ですね。

だからあなたのお考えをお聞きしているのですよ。あなたとしては、公金支出をすれば国家護持になる、公式参拝をすれば国家護持になる、それは宗教法人だから、こういうことでしょうか。そうすると、宗教法人でなくするためにどういうふうにしたらいいのでしょうか。

○奥野国務大臣 私はそれよりも、憲法二十条で宗教的活動をしてはならないと書いてあるわけでございます、その宗教的活動をしてはならないという言葉が靖国神社に参拝することを禁止しているとはどうして私には受け取れない、そういう疑念をずっと持つておられるわけでございます。したがって、私が靖国神社に参拝しますときにことさら個人の資格で参拝しましたと言わざるを得ないようなごちない姿、これを何か解決してもらえぬものだろうかという気持ちでお答えをしたわけでありませう。

「宗教的活動」と憲法はうたつておられるわけでございます、学者によつては、それは宗教の宣伝をしてはいけないのだ、特

定の教義を広げるという活動をしてはならないのだ、こう読んでおられる方もございますし、私自身も、靖国神社に参拝することがその宗教的活動に触れるものだろうかという疑念をずっと持つておるわけでございます。そういう意味合いにおいて、その憲法の規定についても疑問があるが、ひとつずつきりしてもらえぬものだろうか。

また憲法二十条の規定は、御承知のようにマッカーサー草案そのままになっているわけであります。また制憲議会におきましても、参拝がそれに触れるとか触れないとかいう論議もなされていないわけでございます。

また、津におきます地鎮祭の際の神道儀式を用いたおはらい、それが合憲であるか違憲であるかということが争われまして、地裁では合憲になり、高裁では違憲になり、最高裁で合憲になるという過程を経ているわけでございまして、私は、宗教的活動がどの範囲まであるかということについてはいろいろな問題があるのではないかな、靖国神社に参拝することがそれに触れるのだとはどうも考えられないなということを常日ごろ言うておるわけでございまして、その規定に疑問を持つております。もしその解釈が国会で合意が生まれてくれればこういう問題もかなり解決が早いんじゃないかな、こんな気持ちも私はあつたりするものでございますから、早くすつきりしたものにしてみたいなという希望をそのときは申し上げたわけであります。

○稲葉委員 いまあなたの言われる参拝という意味は公式参拝という意味ですね。念を押しますけれども、ちょっとお答え願いたいと思います。

○奥野国務大臣 国及びその機関が宗教的活動をしてはならない、こうなっております。法務大臣も国の機関でございます。また、地方公共団体あるいは私の所管でありますと刑務所あるいは病院あるいは学校等もその機関に入りますのでございまして、その機関として参拝することが宗教活動をしてはならないということにみんな触れる、こういうことになってまいりますとかなり疑問があるなど、こんな感じを持つわけでございまして。

○稲葉委員 そうすると、憲法二十条はどういう経過からできたというふうにお考えになるのでしょうか。

津の地鎮祭の訴訟がありましたね。あれは習俗的な行事だということになったのでしたが、あの中で特に藤林さんが――あの人はクリスチャンですね。あの人、少数意見ですけども、アメリカの憲法との関係においてこの問題について相当触れておられるわけですね。率直に言うるとこの二十条は非常に厳

格な規定だ、そういうことを藤林さんが触れておられますね。そうすると、この憲法二十条がどういう目的でできたか、こういうことについては大臣としてはどういう御認識なのでしょうか。

○奥野国務大臣 信教の自由をうたった規定でございますし、いま私が指摘しましたのは第二十条の三項でございます。国及びその機関は宗教教育その他宗教的活動をしてはならないという規定を置くことによつて信教の自由を担保する。政府が特定の宗教に対して援助する、力になっていくというようなことは一般的な信教の自由に対してまして障害になる。そういう意味合いで信教の自由を担保するためにことさら三項が設けられている、こう私は理解しているわけでございます。

○稲葉委員 いや、三項ではなくて二十条全体の話をしているわけですね。全体が相当厳格な規定だということが言われておる。なぜ二十条ができたのだろうか、こういうことを聞いておるわけですね。これは靖国神社というものを意図してできた規定なのでしょうか。とすれば、どういうことを意図してできたのでしょうか。

○奥野国務大臣 どういう意味のお尋ねか知りませんが、占領直後、占領軍から国家神道禁止指令をもらったこともございまして。同時にまた、信教の自由は帝国憲法時代もうたつておったわけでございまして、それをより強固なものにするという意味合いも含めて二十条や八十九条の規定ができてきている、こう存じておるわけであります。

○稲葉委員 信仰の自由は当然なんです。従来国家神道は日本の場合特別扱いをされてきた。これに対する反省からこの条文というものは生まれたのではないのでしょうか。それが特に戦争なり何なりに果たした役割り、軍国主義というか、そういうふうなもの発展の上に果たした役割りですね。その反省の上に立つてこの条文ができてきた、こういうふうにお考えになるのではないのでしょうか。

○奥野国務大臣 占領軍の国家神道禁止指令が占領直後に出されているわけでございますし、マッカーサー草案もそういうことを頭に置きながらその規定を書いているのだから、こう私は思います。

○稲葉委員 非常にくだいようですが、そうするとあなたは、憲法二十条三項の「宗教的活動」の中に閣僚の公式参拝も入っているという解釈なんですか、入っていた方がよろしいという意味の解釈なんですか、願望というか。

○奥野国務大臣 そこがまだはつきりしてないのではないかと、政府としても疑義があるという気持ちを持つておるのだからと思ひます。私は、そこまでは禁止してないのではないだろうか。なという気持ちを持つておるわけでございます。

○稲葉委員 しかし、私が質問主意書を出したときには、その答弁の中ではその点はもうはつきりしておつて、公式参拝なり国家護持というものは宗教性がある現在の状況ではできないのだ、こういうふうにはつきり閣議決定の中では答弁しているのではないのでしょうか。きょうはそれを持つてこなかったですけども、そういうふうに答弁していると私は理解をしているのですが、この点はどうでしょうか。

○奥野国務大臣 この間閣議に出ましたから私も見たわけでございましてけれども、靖国神社が憲法上の宗教団体であるということは明確に答えているわけでございます。しかし、いわゆる公式参拝がひつかかるかひつかからないかということについては憲法解釈として疑義を持つておるという立場での答えになっている、私はこういう理解をしておるわけでございまして。

○稲葉委員 あなたは公式参拝だけのことを言われますけれども、公式参拝と国家護持、両方が一つ大きな問題になっている。国家護持というのは、公式参拝も含めて費用を支出するという意味ではないのですか。それはどういうふうにお考えですか。

○奥野国務大臣 いま自民党の中で考えられてきた考え方の中には、国家護持もございまして、また公式参拝を自由にするという考え方もございまして、必ずしも一つではないと思ひます。

○稲葉委員 憲法二十条というのは、何かあなたのお話で言うと、早急の間に十分な審議を経ないままにできたというところはどういうことなんでしょうか、ちょっと御説明願えればと思うのです。

○奥野国務大臣 一つは、憲法二十条はマッカーサー草案のままで字句も変わっていない。もう一つは、制憲議会の際に、公式参拝ができるかできないかという式のこと、先ほど地鎮祭のおはらいの例も挙げましたけれども、そういうことが議論になつていない。少なくとも宗教的活動の範囲についてはいまになってみればもう少し広げた議論をしておいてもらうと、今日この混乱が起きないのではないかなという気持ちを持つておるわけでございます。

【五四三】第九十三回国会衆議院會議録第十三号（昭和55年11月7日）

○春田重昭君（略）

さらにまた、十月三十日参議院法務委員会及び十一月五日の衆議院法務委員会における奥野法務大臣の憲法二十条の規定と閣僚の靖国神社への公式参拝との関連についての発言は、明らかに内閣不統一と見られるが、これをどう受けとめているのか、総理の御見解を明確にさせていただきたいのであります。

（略）

○内閣総理大臣（鈴木善幸君）（略）

また、憲法第二十条に関する奥野法務大臣の発言については詳細を承知いたしておりませんが、今国会における論議で繰り返し申し上げましたように、鈴木内閣の憲法問題に関する考え方は、きわめて明確なものであることは御承知のとおりであります。いづれにしても、奥野法務大臣も鈴木内閣の一員としての立場をわきまえた上での発言であると存じております。

（略）

（略）

○辻第一君（略）

また、一連の改憲発言に加えて、閣僚の靖国神社の公式参拝を憲法は禁止していないという奥野法務大臣の発言は、政府のさきの公式見解にも反するものであります。総理は、このような奥野発言に対し、どのような処置をとられるのか、お尋ねいたします。

（略）

○内閣総理大臣（鈴木善幸君）（略）

次に、奥野法務大臣が靖国神社の参拝について発言した内容につきましては、その詳細を承知しておりませんけれども、奥野法務大臣も鈴木内閣の一員としての立場をわきまえた上での発言であると思っております。

（略）

【五四四】第九十三回国会衆議院法務委員会會議録第四号（昭和55年11月7日）

（発言者）

横山利秋（委員）

奥野誠亮（国務大臣、法務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○横山委員（略）

まず第一に、靖国神社に対する閣議で稲葉委員に対して行われた回答と、あなたが本委員会での後行われた答弁とは明らかに違う。これは官房長官も違うと言っておられる。この間稲葉委員に対して答弁された問題は明らかに違うと思われるからこの際撤回をなさる意思はないか、端的にお答えを願いたいと思います。

○奥野国務大臣 私から進んで発言したいと思いますよりも、稲葉さんから率直な気持ちをお聞きしたいとお尋ねでございますから、私が率直にお答えをさせていただいたわけでござい

同時に、内閣が稲葉さんに答弁いたしましたのは、あのときにもお答えいたしましたように、靖国神社は憲法上の宗教団体であるとお明言しているわけでございます。参拝等の問題につきましては、問題があるという表現を使っておるわけでございまして、それは違憲だと言っていないわけでありまして、違憲とか合憲とか決めかねる、こういうことではございまして、その中におきまして、私は年来そこまで禁止しているわけではないじゃないかなという疑問を持っているのです。しかし問題がありませんから、靖国神社に参拝しますときにも私の資格で参拝していただきます、こう申し上げてまいつてきていますのです。ぜひすつきりした姿にしろまいりたい、こう願っているのです、こう申し上げてまいつておるわけでございまして、私は、内閣の方針と私の述べておりますことに食い違いはない、こう思っておるわけでございまして。

○横山委員 憲法二十条は「いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」こう書いてある。かつ、閣議で一つの見解が出された後に、矛盾しないとは言いながら、あなたはそれに対する反発を示されておる結果になつておるわけです。

私はもう意見のやりとりをしません。この間稲葉委員に言わ

れたこと、きょうあなたが言われたこと、それを撤回する意思は絶対ありませんか。それを聞いて次に進みます。

○奥野国務大臣 憲法二十条三項に、国及びその機関は宗教教育その他宗教的活動をしてはならない、こう書いてあるわけではございまして、その宗教的活動に靖国神社の参拝が入るか入らないか、こういうことだと思っております。

それについては政府は、問題がある、違憲とは言いい切れない、しかし問題がある、こういう態度をとっておるわけでございまして、私も法務大臣として参拝に来たわけではないのだ、個人として来たのだ、こう言っているわけではございませんけれども、私としては、その宗教的活動の中には参拝まで含んでいると解し得るものかどうかということについては疑問を持ち続けている、こういうことではございまして、これはやはりいろいろな考え方があるということをお認めしておるわけでございまして、その中では、私はどちらかというと、私がいま申し上げるような気持ちを持つているのだ、疑いを持つているのだ、こう申し上げているわけではございまして、私は撤回する必要はないのじゃないか、こう思っております。

○横山委員 では、あなたは、閣議で出された統一見解に対して疑義があり、かつ自分の言ったことを撤回する必要はない、そう言われたと承知をいたします。

次に、あなたは閣僚の一人として、あらゆる機会を利用して改憲の運動助長を図っていると思われる。結果はそうなっている。このことは、憲法九十九条の国務大臣の義務に違反していると思いませんか。

○奥野国務大臣 鈴木内閣は憲法改正全く考えない、こう言っているわけではございまして、鈴木内閣の閣僚といたしましては避けなければならぬ、こう思っておるわけでございまして。したがって、鈴木内閣の方針が明確になりまして以来、私はあとう限りそういうように受け取れないような配慮はいたしてまいつておるつもりでございまして。

○横山委員 配慮をいたしていると言いながら、いま靖国神社の問題で閣議の回答について疑問を呈しておられることを念頭に置いておきます。

（略）

（略）

○横山委員 もう一つだけお伺いをいたします。

総理大臣、それから官房長官、閣議、そういうところがあなたを迷惑がっている、与党の一部でも迷惑がっているという雰囲気、今朝の新聞にも出ています。あなたがどう言われようと、客観的には閣議で決まった方針に矛盾している。あなたは認めざるを得ないじゃないですか。あなたがどういうふうにいづくらおうと、閣議で方向が決まったすぐ直後にそれに矛盾することを言う、官房長官も矛盾していると認める、そういうことについて、閣僚の一人として責任を感じてなりませんか。

○奥野国務大臣 靖国神社の問題、この間稲葉さんから率直に気持ちをお聞きしたい、こうおっしゃられましたとお答えをしたわけでございますし、いまも申し上げましたように、稲葉さんの質問に対して内閣としてお答えをした、その中では靖国神社は憲法上の宗教団体ですと、こう答えておりますし、私はこれに対して別に違った意見を申し上げたことはございません。

公式参拝等の問題につきましては、問題があると答えておるわけでございますし、私も問題があると、こう理解しておるわけでございます。違憲論もあるし合憲論もある、そういう意味合いで、ことさらに地鎮祭の例まで、津の地方裁では合憲の判決をし、名古屋高裁では違憲の判決をし、最高裁では合憲の判決をしておる、そのように、宗教的活動の範囲をどこまでにするかということについてはいまだ定説がない。したがってまだ政府も、問題がある、違憲だとも言い切れない。その中で私は、そこまで禁止しているんじゃないんじゃないだろうかと思えますと、少なくとも私が靖国神社に参拝する場合には、個人の資格で来ましたと言わざるを得ないような形はすっきりさせたい、こういう希望を持っています、こう申し上げてきておるわけでございますし、私は内閣の方針と違ったことをお答えしているわけではない、むしろ率直にそうやって意見を交換し合いながら正しい道を求めるのが国会のあるべき姿ではないだろうか、こんなことを言ったら社会党の方にしかられるからなるだけ言わぬ方がいいじゃないかなというような配慮なしに、私は、自由民主党に国会議員が意見を交換し合えるような国会にしていくことが、日本の将来に対して責任を負える国会になっていくんじゃないかなと念願しているわけでございます。

○横山委員 問題のすりかえをなさってはいけません。冒頭に申しましたように、これだけ私が詰めたのは、私がかつてあなたが、いろいろと閣議の方針あるいはまた与党、野党の中に不協和音を起こしたことに、多少の反省をなさるか

どうか、それを考えながらも一遍再整理をしたつもりであり、ます。しかし、あなたは反論をなさる。大変残念でございますが、これはもうやりとりをしても意味がないようでございます。あなたのいまの御答弁で、少し私ども野党側としても考えたいことがございます。

(略)

【五四五】第九十三回国会衆議院法務委員会議録第六号（昭和55年11月12日）

(発言者)

稲葉誠一(委員)

角田禮次郎(内閣法制局長官)

宮澤喜一(国務大臣(内閣官房長官))

奥野誠亮(国務大臣、法務大臣)

〔発言順、敬称略〕

○稲葉委員 最初に法制局長官にお尋ねするのがいいと思えます。

昭和五十年十一月二十日の参議院内閣委員会の議事録第四号十四ページの下端ですが、ここに矢田部君が質問しておるのに、こういふ質問があります。「天皇が公式行事として靖国神社を参拝すれば憲法二十条の第三項に抵触することになると考えているのか。イエスカノーかだけ答えてください。」というのがあるのですが、それに関連して吉国一郎法制局長官のお答えは「先ほど申し上げましたように、第二十条第三項に直ちに違反するところまでは徹底して考えることはできないと思えます。ただ、第二十条第三項の重大な問題になるという考え方はございます。」というふうな答えがあります。まず最初のこの「重大な問題になる」という考え方を「重大な問題」という「重大な問題」というのはどういふことを意味しておるわけですか。

○角田(禮)政府委員 矢田部委員の御質問に対して吉国法制局長官が御答弁申し上げた趣旨は、私どもの一貫した考え方でございますが、いわゆる公式神社参拝というものが憲法との関係においては第二十条第三項との間で問題になるわけでございます。ただ、私どもとしては、それが合憲であるか違憲であるかということについては、これは断定いたしかねますが、しかし問題があるという意味は、このような参拝が違憲ではないかとの疑いを否定できない、そういう意味において、事は宗教にかかわる問題であり、きわめて重要な問題であるということをお申し上げているつもりでございます。

○稲葉委員 いままでのところでは「重大な問題」というふうには言っていない場合が多かったですね。この場合に吉国さ

んが「重大な問題」というふうに言っておるわけですね。ということは、公式参拝というのが憲法に抵触するおそれが多分にある、だから重大な問題なのだ、こういうふうな意味に受け取ってよろしいでしょうか。

○角田（禮）政府委員 多分に抵触するおそれがあるということでは言っていないと思います。ただし、事は憲法にかかわる問題であり、かつ宗教にかかわる問題であるから、違憲であるという疑いが否定できないということを言っているのだと思います。

○稲葉委員 そうすると、ここにあります質問は天皇の場合ですね。しかし、それは国務大臣の公式参拝の場合にもそのまま同じように考えてよろしいというふうに理解してよろしいですか。

○角田（禮）政府委員 憲法第二十条第三項には「國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」ということが書いてあるわけでございます。したがって、二十条第三項との関係においては、天皇も国務大臣もそのほかの公務員についても同じでございます。

○稲葉委員 私がお聞きしておりますのは、たとえば前には真田さんはこういうふうに言っているわけですね。これは昭和五十四年の四月二十日、衆議院内閣委員会会議録第九号の九ページの一番上「政府としては最もかたい見解をとりまして、公務員が公の資格で神社仏閣にお参りすることは、やはり憲法二十条三項に照らして問題があるという考えで一貫しております。」こういうふうに言っておりますね。いま言った吉田さんのは「重大な問題」というのが入っておりますね。それから真田さんのこの答えの中には「最もかたい見解をとって」というふうに入っておりますね。そのところは一体どういうふうなのかひとつ御説明を願いたい、こう思うのです。

○角田（禮）政府委員 先ほども申し上げましたが、基本的には合憲か違憲であるかということをお断りしたいという立場をとっているわけでありまして、そういう意味では先ほど稲葉委員がおっしゃいましたように、非常に違憲であるということの方に傾いているといえますか、そういう疑いを非常に強く持っているというふうな立場ではございません。「重大」というのは多少言葉のあやまらぬかと思いますが、基本的には私どもは吉田法制局長官の答弁も真田法制局長官の答弁も同じだと思います。

ただ、先ほど来申し上げているように、憲法にかかわる問題

であり、かつ宗教にかかわる問題でございますから、一法制当局がそれを専断的に法理だけの一点でもって決定をするというふうなことは、これは問題でないかという気を持っております。そこで、そういう立場から言いますと、あえて解釈として断定はいたしておりませんが、どちらの立場をとるかということになれば、それは俗な言葉で言えば安全な立場をとるべきであるというのが私どもの気持ちでございます。そこで、公人として参拝することは差し控えて私人として参拝をするということで一貫すべきである、こう考えておる次第であります。

り、この辺は政府としては疑わしきは避けた方がいい、こう考えておるわけでございますから、仮にそういうことを発言されたらすれば、それは私どもの考えておることと違うであろう、しかしそう発言されたかどうか私は確認しておらない、こういうやりとりがございました。

○稲葉委員 そうすると、その後確認をしたわけですか。確認した結果はどういうふうになっているというふうに御理解なんですか、官房長官としては。

○宮澤国務大臣 その後、速記録によりまして奥野法務大臣の答弁を承知いたしました。

○角田（禮）政府委員 結果として、私人として参拝をするということにいたしましたらば、それは違憲という疑いを持ちながらそれを避けるということでありまして、一番安全な立場、かたい立場、こういう意味であります。

それで、私としては、これは憲法論というよりは靖国神社というものをどう考えるか、そういう問題であろう、こう考えておりました、憲法についていろいろ見解が違ふということになりますと、これはなかなか問題でございますけれども、靖国神社というものをどう考えるかというふうなことに付いて、これは人一人一人によっていろいろ見解が違ふことはあり得る、そのことは何もそれほど政府としてこうあるべきだと申すほどのことではない、私はそう考えております。

○稲葉委員 そうすると、このかたい立場というのは、安全な立場というふうに読みかえても結局は同じことだ、こういうふうな理解の仕方である、こういうふうな考えでいいわけですが、あなた何か五日の日だと思いましたが記者会見の中で——一応二十八日に私の質問に対する政府の答弁が出ましたね、それに関連して奥野さんがいろいろしゃべられたというか、そういうことに関して五日夕べの記者会見で、これはどこの新聞でもそう出ているのですが、奥野法相の見解とは違ふと言わざるを得ないというふうに述べた、こういうふうにとこの新聞でも皆伝えられておるのですが、あなたの真意というか、そこら辺のところはどういうふうになっておるのでしょうか。

○稲葉委員 そこがよくわかりませんがね。憲法論ではなくて靖国神社論だということは——しかし靖国神社は宗教法人になつておるわけですね。それで、いま法制局長官の答弁などによつても、重大な問題があるというか非常に大きな問題がある、こういうことを答弁しておるわけでしょう。あなたの言う憲法論でなく靖国神社の問題だという意味がちよつとよくわかりませんが、それは後で説明していただくとして、奥野さんにお伺いをいたします。

○宮澤国務大臣 そういう質問が記者会見でございまして、私の新聞に出ているのですが、そこはどうかでございまして、この新聞に出ておるのに対して、一つは新聞だけではないか。こういう言葉が使われたように、一つの新聞だけではなくて全部の新聞に出ておるのに対して、一つは新聞だけではないか。

というのか触れるのはおかしいというふうにお考えなのではないか。これは鈴木内閣の一員としてはどうかかんとかというかととは別として、その点どういうふうにお考えなんでしょうか。

○奥野国務大臣 稲葉さんが内閣に対して靖国神社問題についての質問書をお出しになりました。しかも、腹藏のない考えを聞かせろというお言葉でございました。しかも、政府見解をそのまま述べろという気持ちではないのだと私は受け取っておつたわけでございます。

その際に、靖国神社は憲法上の宗教団体だとお断りをしてい

る。しかし、靖国神社に国の機関が参拝することについては違

憲だとは言い切っておりません、こうも申し上げました。しかし、問題があるということだから、私は、靖国神社にお参りするときは法務大臣としてお参りしてはならない、個人としてお参りしているのだ、こう申し上げてきている。しかし大変きごちない気持ちを持ってお参りです、また自民党はこの間の選挙公約で靖国神社の公式参拝を実現するというのもうたっているのだ、だから早くすっきりしたものにしてみたいな、こう思っておりますということも答えました。そして二十三条三項が、宗教団体ではあるけれども、他の宗教団体とは一つ違った性格を持つてお参りのじゃないかと疑問を抱いていますというところも申し上げました。そういうことから私としては、国の機関——国の機関という場合には法務大臣もあれば、また刑務所もあれば学校もあれば病院もあります、一切靖国神社に機関として参拝することを禁止していると思えるべきかどうか疑いは持つております、すっきりしてもらいたいと思っております、こういうようなお答えをしたのがありのままの再現じゃないかな、こう思っております。

○稲葉委員 そうすると、官房長官にお聞きするわけですが、その法務大臣の見解で、憲法の問題ではなくて、靖国神社の性格ですか、何かちょっとよくわからぬけれども、その問題だという意味がはっきりしないのです。靖国神社は宗教法人でしよう。東京都に届け出があつて宗教法人ですね。すると、それが何だというんですか、ちょっとよくわからぬ。なぜ憲法の問題でなくて靖国神社の問題だというのですか。その意味がよくわからぬですよ。ちょっと詳しく説明していただけますか。

○宮澤国務大臣 法務大臣はむろん憲法第二十条をよく御承知でいらつしやつて、その上で、靖国神社は確かに宗教法人であるということも法務大臣これも御承知で、しかし、この靖国神社というものができたゆえん、持つてくる性格等々から言うといま御答弁になつたとおりのことですが、そういうところはちよつと割り切れない気がするではないか、こう言つていらつしやるのだと思うのです。私は実はそう思つておりませんけれども、そう思われること自身は、これは何も政府としてそれがいい悪いと申すほどのことではない、そう思つておるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、いまあなたのお話で、私はそう思つていないという、あなた自身の靖国神社に対するお考えはどういうお考えなんですか。あるいはそれは鈴木内閣の言つていいいかもわからぬけれども。

○宮澤国務大臣 そういう点について内閣が統一した見解を持つというようなことは、私は必要がないと思つていたのでして、私自身は、先ほど法制局長官が申し上げたような考え方に従つておるわけでございます。

○稲葉委員 そうすると、靖国神社の性格というものをほかの宗教と違うんだというふうには奥野さんは大体御理解されているようですね。あなたは靖国神社もほかの宗教法人と同じだというふうには理解をされているというふうに分けるのですが、それよろしいのでしょうか。

○宮澤国務大臣 宗教団体であるということは客観的に事実であらうと私は思つておりますし、恐らく法務大臣もそれはそう思つておられるのだと想像いたしますが、しかし、もつとその宗教団体というものの実態について考えてみると、これはやはり一つ特殊な背景と内容を持つておられるのかもしれないということをおそらく法務大臣はお考えなのではないかと思つております。

○稲葉委員 いや、法務大臣の考えはわかたつたわけですね。これは法務大臣は非常に率直にお話ししてくださつておられるので、それからわかるのですが、あなたのお話がよくわからないのです。宗教法人であるというのか持つていないのかということと違う性格を持つておられるのか持つていないのかということに對して、あなたのお答えはよくわからぬ。あいまも聞いておると、あいまもこととしてあなたがお答えするいうふうにお答えしているところ、あなたのお答えがあるか、それからよくわからぬけれども、よさというか、ずるさというか、利口さというか、よくわからぬけれども、それを聞いておられるわけですか。

○宮澤国務大臣 そういたしますと、きちんと論理だけを申し上げれば、靖国神社は宗教法人である、これでおしまいでございます。

○稲葉委員 それはわかたつたのですよ。だから、ほかの宗教法人と違う性格を持つておられるのか持つていないのかということをお聞いているのですよ。それに対してあなたはどの理解しているのかというのですよ。ほかの宗教法人と同じように理解しているというのなら、そういう理解の仕方もあるし、いや、それは宗教法人だけれども違うんだというのなら違う理解の仕方もあるし、どつちかか聞いておられるんだ。

○宮澤国務大臣 宗教法人であるという意味ではほかの宗教法人と同じであると考えています。

○稲葉委員 そうすれば、鈴木内閣としては、その公式参拝ということについては問題があるというのは、違憲のおそれがあ

る、こういうことでしよう、結局ざつぱらんに言えば。違憲のおそれがある、だからそういうふうなことにしてははしない、くれ、そういう違憲の疑いのあるようなことについては言動を注意してくれ、ということが、私の質問に対する答弁書であるということになるわけでしょうか。そうでしょうか。そうならば、奥野さんの言うことはやはり、その違憲の疑いあることについて、違憲ではないというふうには断定をされているから合憲なんだという論理で来ているのじゃないんですか。そこら辺に非常に論理の飛躍が奥野さんの考え方はあるのじゃないですか、これは後で聞きますけれども、そういうふうにお考えになりませんか。

○宮澤国務大臣 政府のこの点についての公式見解は、先ほど法制局長官が申し上げましたように、いろいろ問題があるので、少なくとも疑わしいことはやはりやめておくのがいいのではないかと、平たい言葉で言えばそういうことでございます。その点については奥野法務大臣も、何も自分は公式参拝をするのだあるいはされたというふうなことはなくて、靖国神社というものの性格から考えると、そこは果たして割り切れるものかどうか、そういう形で前回もこの委員会でお答えになつておられると思つております。

○稲葉委員 では奥野さんにお伺いしますけれども、七日の日の閣議がありました後に、あなたが法制局長官を呼びとめたか何かして、その点についての法律上の見解を聞いておられますね。八日の新聞に出ていますから、たしか七日の日のようですね。その間の経緯はむしろ法制局長官の方から先にお答えしてくれませんか、奥野さんからどうということはどういう話があつて、どういう答えをしたのか。

○角田(禮)政府委員 五日の衆議院法務委員会における稲葉委員と奥野法務大臣との質疑答弁というものは、私はこの場所におりませんでしたから詳細には承知しておりません。ただ、七日の日に奥野法務大臣と私は二回にわたつて、あえて議論と申し上げますが議論をしたわけでございます。それは事実でございます。私がそのときに奥野法務大臣から伺つたところというか、奥野法務大臣が主張されたこと、私がそのときに言つたことをこれから申し上げたいと思つておられます。私が奥野法務大臣の言われたことを私なりに理解したことを申し上げますが、もし間違つておりましたら、ここに法務大臣おられるわけですから訂正していただきたいと思つておられます。第一は、

奥野法務大臣は、自分は公式参拝というものが合憲であるとは断定していない、そこまでは言っていない。しかし気持ちとしては、果たして違憲だろうかということについては、疑問を持って、こういうことを第二に言われました。それから第三は、それだからといって、自分は公式参拝をしたことでもないし、またしようとも思わない、公式参拝は差し控えるという政府の方針には従う、こういうことを言われました。それから第四には、靖国神社の法的な性格が宗教団体であるという政府の見解については認める、こういうことを言われたわけです。

それで私の方の立場で申し上げますと、いま申し上げたうちの終わりから言えば第三と第四は全く私どもの見解と一致しておりますから問題はないわけであり、それから第一は、これは断定してはいないという点においては同じでございますけれども、奥野法務大臣は、合憲とは断定してはいない、こういう言い方をされております。私どもは合憲とも違憲とも断定してはいないことを言っております。私どもは言葉のあやと申しますか多少違いはありますが、合憲とも違憲とも断定してはいないという意味に広く考えれば、これもそれほどの違いはないということになるわけであり、

問題は第二であります。これは先ほど来申し上げておるように、奥野法務大臣は気持ちとしては果たして違憲だろうかという疑問を持って、と言われております。私どもは違憲ではないかという疑いを否定できないという言い方をしているわけであり、奥野法務大臣の見解に従って言えば、法制局が違憲だとも断定している、その場合に自分が合憲だと断定したならばそれは問題じゃないか、しかし法制局は合憲とも違憲とも断定してないし、自分も別に断定はしていない、しかも自分は私人として参拝しているのだから政府の考え方の許容範囲でないか、こういうことをしきりに主張されたわけであり、私は、奥野法務大臣のお考えが政府の説と真正面から反対であるとか矛盾しているということではない、特に私人として参拝をしているという点については確かに政府の方針に結果的には従っておられる、しかし先ほど申し上げた第二の点については、やはり厳密な法的な発想方法から言えばどうも違っているような気がする、ということも申し上げたわけであり、

大体それが議論のやりとりであり、ただ奥野法務大臣は、これから先は多少主観にわたることでございますけれども、私が奥野法務大臣の説にかなりの理解を示してくれた、こうい

うふうにおとりになったようであり、ただ私は私で、私の考えを奥野法務大臣に完全に理解してもらおう、説得といいますか納得させられなかったということに非常に残念に思っているという気持ちで実は別れたわけであり、この辺は政治家と法制局長官の違いだからしょうがないのかなというのが現在の私の気持ちでございます。

○稲葉委員 奥野さんには後でお聞きいたしますけれども、そのうすると、その議論というものを二回したということをおあなたは言われましたね。なぜ二回する必要があるのですか。もう少しそこら辺のところを説明していただけないか。

○角田（禮）政府委員 実はだんだん話が細かくなつて恐縮なんです、閣議の後で立ち話が第一回なんです。閣議が終わった後にいつまでも閣議室にいるわけにいきませんから、そのまま帰ったわけであり、それからテレビ、新聞等であるいろいろ報道があったわけでございます。そこでその日の夜でしたか夕方かにもまたもう一度、これは電話でお話し合いをしたわけであり、

○稲葉委員 そうすると、いま法制局長官が、二回というか、いろいろ議論をされたことについていろいろお話しになりましたね。それについて奥野さんのお考えを、事実関係が違うかどうかということ、それからあなたのお考えと両方をお伺いしたい、こういうふうにお考えです。一つは、いま言われたことによると、何かあなたの方で法制局長官の話を、やはり人間です、非常に御自分に都合のいいふうにとられておるところもあるんじゃないでしょうか。

○奥野国務大臣 私は、内閣法制局長官と私の意見と一緒にするということの意味でお話をすることよりも、ここでの稲葉さんとのやりとりの後で閣内不一致という言葉がどこかで出たと思うのです。私の言動が閣内不一致ではないか、そういう意味で私は法制局長官に、私はこう思っているから、それは閣内不一致とは言えないじゃないか、こういう気持ちでお話し合いをしたつもりでございます。

記者会見のときに、総理に会ったのですかというお話がございましたから、法制局長官に会ったんだ、閣内不一致という言葉があったものだから、それは私はそうは思わないのでその話をしたんだと。そうすると、記者の方々がそれは理解されたい、と、さう言いましたから、理解されたんだと思っております、さう答えたわけであり、その後どういふ経緯か知りませんが、官邸の記者の皆さん方が法制局長官に奥野の考えと同じか

という意味のお尋ねをしておられたようでございます。ですから、次元の違う話を違つたところでそれぞれにやるものですか、あの混乱になったのじゃないかな、こう思っておるわけでございます。

なお私は、国家、社会のために命をささげられた方を靖国神社でお祭りしておるわけでございますから、国家、社会の機関がそれにお参りできないということは、どうも靖国神社の本質から考えますと申しわけないという感じを常日ごろ抱いているのが一つでございます。もう一つは、この前、津の地鎮祭に関する裁判所の判断が異なつておることも稲葉さんに申し上げたことがございました。あの最高裁判所の判断の中で、国が宗教にかかわり合いを持つことが一切許されないという趣旨じゃないんだということも述べておるわけであり、さうすると、一体国が宗教とのかかわり合いを持つことを許すのは何だろうか、私なりに言えば、靖国神社に国の機関が参拝することまでけしからぬと言っているというわけにもまいらぬという考え方もあるという気持ちの一つでございます。もう一つは、またその中で、宗教的活動につきまして、その効果が宗教を助長、援助、促進するような行動あるのは干渉、排除する、何とかいまいしたか、よるな行動を言うんだ、これも書いておるわけでございます、宗教的活動の範囲で憲法上も必ずしも明確じゃない、こういうこともございますので、ぜひ早くつきりしてもらいたい、なという気持ちを、腹藏ない考えを聞きたいとおっしゃるからお答えをしたわけでございます。

○稲葉委員 いやさうじゃなくて、あなたが法制局長官にいろいろ話したわけでしょう。それについては、いま法制局長官が話しましたね。そのことは間違いないかという事実関係を一つ確かめたつもりなんです、それが一つと、それからいま法制局長官は、何か主観的にわたるけれども、あなたとしては法制局長官もあなたの説に理解を示してくれたというふうにおとりになったように言われましたね。この点についてはあなたはどういうふうにお考えになつておるかということが一つと、もう一つは、何か自分の、法制局長官の言つたことが納得していただけて、非常に残念であるというふうな意味の言葉もありましたね。だから、残念であるというふうな言葉も示してくれたい、あなたがお参りしたという言葉が、最終的な二つの結論だ、ということなんです、ちよつと正確じゃないかもわかりませんが、あなたの考えをお聞きしたいのです。

それから津の地鎮祭の場合は、これはなかなかむずかしいです。いまのは「圧迫、干渉」ですね。圧迫、干渉というのはこの逆な場合ですね。それから「援助、助長、促進」と言っています、これは結局目的と効果とをつなぎ合わせて社会通念上で判断をしなければならぬというのが津の地鎮祭の判決ですね。

ですから、私は法務大臣にお聞きしたいのは、いま法制局長官が述べた事実関係はそのとおりかということ、それから法制局長官が、いわば主観かどうか知らぬけれども最後に二つ述べた、そのことに対するあなたのお考えをお聞きしたい、こういうことです。

○奥野国務大臣 法制局長官が正確に記憶してお話しになっているのでございましょうから、そのとおりだと思います。同時にまた、お互いの考え方でございますから、学問的な考え方を突き詰めていっての法制局長官のお話でございますから、私との間にニュアンスの違いがあることは当然だと思っております。○稲葉委員 そこで、あなたのお考えを示すと、なるほどこの天皇の参拝のところに関連しても、吉国さんが言っているのですが、これは法制局長官にお聞きした方がいいと思うのですが、これはこういうことを言っているんですね。「第二十条第三項に直ちに違反する」というところまでは徹底して考え、なお徹底できないと思います。」というんですね。この意味は、なぜ徹底して考えることができないのかということですね。こちら辺をちよっと御説明願いたいわけですね。徹底して考えて、内閣なら内閣としての見解を示したっていいんじゃないですか。なぜ示せないのか。それはいろいろ考え方はありますね。勤ぐればと言つては言葉が失礼かもわからぬけれども、いろいろ選挙対策もある、選挙対策上その他から徹底してこれを示すことができないう意味もあるとぼくは思うんだ。この問題についてなぜ徹底して考えることができないのです。事が宗教だからというのでは答えにならないと思います。宗教だつて徹底して考えようと思えば考えられるのですからね。そこら辺のところはどういう意味ですか。

○角田(禮)政府委員 いわゆる公式参拝が合憲か違憲かということにつきましては、これは結局参拝行為というものが憲法二十三条三項に言う「宗教的活動」の範囲に入るかどうか、それに当たるかどうかという問題に帰するわけでございます。

ところが、いま稲葉委員御自身がおっしゃいましたように、宗教的活動の範囲について唯一の権威ある見解というのは最高

裁の五十二年の判決であるわけでありまして。ところがあの五十二年の判決も、御承知のように、一々申し上げませぬけれども、ああいう一般的な定義に照らしてみても、そしてたまたま神式による起工式は合憲であるという判定を下したわけでございます。ところが、あの定義自体を公式参拝に当てはめてみて、果たして合憲と言うか違憲と言うかというのは、あの判決を見ても私どもは断定できないと思えます。いろいろ言っております、そして最後は健全な社会的な通念によつて決めるべきものだということを言っているわけでございますから、そういう意味では、私どもがかねて言っている、問題はある、違憲という疑いは否定できないけれども、断定できないという考え方は、私は、最高裁判決を虚心にながめて照らしてみても、そういうのが一番謙虚な態度ではないかというふうな気がまず第一にするわけでございます。

それから、実は私どもの見解というのは、先ほどは五十年の吉国法制局長官の答弁を引用いたしましたけれども、公式参拝の問題というのは大体昭和四十年前後から起こっておるわけでありまして。その四十年前後に、御記憶だと思えますけれども、自衛隊の外国へ行くあの練習艦隊の人たちが靖国神社へ参拝するとうい問題が起りまして、そのときに私どもはいろいろ内部で研究したわけでございまして。しかし、そのときにもやはりこれは合憲か違憲かということについてはなかなか結論は出しにくい。しかも、先ほど来申し上げておりますけれども、これは事は宗教にかかわる問題であり、国民的な意識というものが非常に大きな問題である。宗教というのはそれぞれの人によつて考え方が違うわけでございますから、そこで単純な法理だけの一点で決めるということはどうかなと実は四十年来思つて、そしてそういう気持ちを持っていたわけです。五十年に答弁をしたところが、五十二年に最高裁の判決というものが出て、私どもはそのとおりだと思ひ、また五十四年に答弁をし、また最近の稲葉委員に対する答弁書でもそういう考え方を述べたわけでありまして。

それじゃ決めればいいじゃないかと言われると思ひます。決めないのはおかしいじゃないか、ほかのことなら決めていいんじゃないかと言われると思ひます。しかしこれは、そういう場合には、ある行政を進めていく上に、ある規定が合憲であるかどうかをどうしても決めなければ次の行政が進められないということであれば、一応政府の責任で決めていかなければいけないと思ひます。ただし靖国神社の参拝につきましては、先ほど来

申し上げましたように、安全な立場をとつて、これは公式参拝をしないということにしているわけでありまして。そうしますと、その憲法論を最後まで突き詰めるよりは、むしろいまの状態においては、そういうものは最高裁の判決が出るまでは断定できないわけですから、私どもとしては、公式参拝を避けるという政府の方針によつてやれば、それはあえて解釈をことんまで決めなくてもいいじゃないか、こういう気持ちであります。

○稲葉委員 官房長官、もうお時間ですから結構でございますが、最後にそれじゃ官房長官にちよっとお聞きしたいのは、安全な立場ということを盛んにいま言われますね。

そうすると鈴木内閣としては、第一、靖国神社に対する公式参拝ということについては、これは避けてほしい、公式参拝が憲法に違反しないというような言動についても、これも避けてほしい、この二つのことを含んでいると理解してよろしいですか。

○宮澤国務大臣 靖国神社に公式参拝をすることは避けてほしい、これは内閣の方針でございます。

次に、それが合憲であるか違憲であるかということについての議論を避けてほしいということも考えておりません。この点は、靖国神社をどう考えるかということについて、いろいろ見解があり得るであろうと考えますから、そこまで見解を統一する必要はない。ただ内閣として法制的な見解で申せば、この点には少なくともいろいろ疑いがある、合憲だと断定することにはちよつちよをする、こういうことだと思ひます。

○稲葉委員 いろいろお話がありまして、まだ煮詰めるところが足りないように私は思ひます。

そこで法務大臣にお聞きしますけれども、大変なことを聞いておられるのですが、あなたは靖国神社というのは国の犠牲になつた方々をお祭りしているんだ、そういうふうになつておられるわけですね。そうすると、東条英機や何かあつた人々も国の犠牲になつた人なんだ、あそこに祭られておりますね、国の犠牲になつた人だ、こういうふうにあなたはお考えになつておられるわけですか。

○奥野国務大臣 一般論として国家、社会のために命をささげられた方々をお祭りしている、こう思つております。特定の人の問題につきましては、批判は避けさせていただきますと私は思ひます。

○稲葉委員 特定の人と言つたつて、東条英機さん以下のいわゆる戦犯の方々があそこに合祀されているわけですね、何年ぐ

らい前かな。それについてのあなたのあれは、どうも国民感情から見てあらゆる点から見てもおかしいというふうにはお考えにならないでおられるのか、あるいはそういうことについては全く答弁するのは差し控えてほしいと言ふことは、あなたが、東条さんたちがあそこへ合祀されるのもやむを得ない、こういうふうにお考えになっているんだと世間はとるかもわかりませんよ。それでもよろしいのですか。

○奥野国務大臣 特定の人のことについて批判的な言動を弄しますことは、靖国神社全体の問題として考えます場合に穏当でないように私は思いますので避けさせていただきます、こう申し上げているわけでありませぬ。

○稲葉委員 そういうふうにお考えになっておられて答弁を差し控えてほしいと言われるのに、無理に私の方から答弁を求めるわけにもいきませぬ。一応この問題はこれで終わりにしておいて、終わりと云ったって全部終わりにしないです、この問題だけでなく、また別の機会に全体を通じてもう少し論議を進めてみたい、こういうふうにご考慮しております。

【五四六】第九十三回国会参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第九号（昭和55年11月19日）

（発言者）

吉田正雄（委員）

中川一郎（国務大臣〔科学技術庁長官〕）

（発言者）

太田淳夫（委員）

〔発言順。敬称略〕

○吉田正雄君（略）

きょうはあと時間幾らもないんですが、緊急のひとつ質問を大臣にいたしたいと思うんですが。ちょっとこの法案とは直接関係がないように思われる質問というふうには大臣から受けとめられても困ると思つておつたのは否めない事実であり、周知の事実だろと思うんですが。したがって、国民は国務大臣である科学技術庁長官の政治姿勢が、今後の原子力行政のあり方に大きく反映するというふうな思つておるわけですよ。それだけに大臣の政治姿勢に大きな関心を抱いております。そういう観点から私は大臣にお尋ねをいたしますが、これも時間がありませんから四点ほどお尋ねいたします。緊急ですから、あらかじめのあれでありませぬが、大臣、答えられる範囲内において答えていただきたいと思うんです。

まず第一点は、十七日の衆議院の議運理事会の席上で、宮澤官房長官から示された憲法改正問題と国務大臣の靖国神社参拝についての政府統一見解の内容については御存じですかというのが、まず第一の質問です。

それから第二点は、その議運委員会の席上で、野党側の質問、閣僚がこの統一見解からはみ出す発言をした場合どうするかという質問に対して、宮澤長官は、今後閣僚はこの見解と矛盾した行動をすることはないと云うが、もしはみ出した場合はしかるべき措置をとると言明をしているということをお承知でしょうかということ、第二点です。

それから第三点、中川大臣は今日まで靖国神社に参拝されておりますが、その記帳に当たってはどのような肩書きを用いて記帳されましたでしょうかということ、

それから第四点は、政府統一見解に対して、きのう十八日の閣議では、この統一見解に対して大臣から不満と非難が述べられた。そして官房長官、角田法制局長官との間に激しいやりと

りがあったと新聞では報道をされておりますが、その事実があったかどうかということ。一番大事なことは、この統一見解を国務大臣として認め、今後これに従う意思があるのかどうかですね。もう一回言いますと、国務大臣としてこの統一見解を認め、今後これに従う意思があるのかどうかということ、党人の立場と閣僚としての立場は明確に区分すべきであると思う。自民党の政策はいろいろあります。しかし、閣僚として内閣に連なる以上、そのところは明確に区別をすべきだと思つておる。そうでないと、私は原子力行政というものについて、大臣が内閣の統一見解に従わないなどということになつたならば、どちらに一体原子力行政が暴走するのか。いま言ったように核武装なんかというのも、大臣の意向一つでとんでもない方向へ行くなんていうことになつたんじゃないや大変な話ですから、そういう点で、国民の不安を解消するためにも政治姿勢、行政のあり方としてきわめて重要だと思つておるので、国民の不安を払拭する意味からも、この点についての大臣の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣（中川一郎君） 第一番目の、政府統一見解はよく承知いたしております。

二番目の、官房長官がはみ出した場合処分するとかいうようなやりとりについては、これはきのう確かめたんですが、どうもはつきりいたしません。はつきりいたさないまま、約束したようでもあるし、しないようでもあると、よくわからないままにきのうは終わっております。

それから、過去大臣として参拝したのが農林大臣のときと科学技術庁長官になつたとき、いずれも八月十五日に参拝いたしております。肩書きは、農林大臣中川一郎であり、今回の場合は国務大臣科学技術庁長官中川一郎となっております。

それから、まあ激しいやりとりがあったかどうかは別として、私はきのう、国民に与える印象はよくないのではないかと云う不満を持つたことは事実でございます。と申しますのは、いろいろ靖国神社の問題については議論のあるところがございます。しかし、私は、特定の宗教の人だけを祭つておるのじゃなくて、あらゆる宗教の人も戦争犠牲者は祭つておるという性格、あるいは世界じゅうの国々が戦争の犠牲者の霊には公的な立場で参拝しておるといふ事実、そういう点から言つて、どなたも気楽に御参拝ができる仕組みが必要だと、こう思つておりますから、国務大臣であるがゆゑに参拝ができないというような仕組みについては不満であると。向こうもそういう受け

とめられ方をした。そこで、意見のやりとりがありまして、閣僚として公的な参拝は憲法上問題があると。公的な参拝とは閣議の決定をして参拝すること、あるいはまた祭祀料を国費をもって出すことが国務大臣として公的な参拝として問題があると、こういう意味だそうでございます。閣僚として前回、また私が過去参拝してきたようなことを妨げるものではないということでございますから、政府統一見解の範囲内において今後参拝は続けていきたい。

ただ、申し上げておきますが、靖国神社を参拝する立場は、決して戦争を礼賛したり今後戦争をという気持ちじゃありませんで、むしろ参拝をすることによって平和の誓いをする、二度と再び犠牲者が出るようなことはない、こういう誓いと、国家のために本当に御苦労さまでございました、大変でございましたでしょうと、こういう二つの願いを込めてやるのであって、決して国民の心配を受けるように戦争への道などということとはさらさら考えませんし、科学技術行政に当たる者としては、平和利用に徹するという法律の精神に従って、ひたすらその方向で衝に当たってまいりたいと、こう思います。

○委員長(太田淳夫君) 吉田君、時間ですから。

○吉田正雄君 大臣、ちよつと答弁漏れがあるんですよ。というのは、私がお尋ねしたのは、気持ちにはわかるんです、考え方はわかりますが、ただこの統一見解に対しては国務大臣として認めて、今後これに従う意思がどうかという点かという点がどうもちよつとはつきりしない。

○国務大臣(中川一郎君) 閣僚である以上、政府統一見解には従っていくと、こういう意味で、参拝が統一見解をはみ出すものではないという判断のもとに、統一見解の範囲内において従っていききたいと、こう思っております。

【五四七】第九十三回国会参議院法務委員会會議録
第三号(昭和55年11月20日)

(発言者) 寺田熊雄(委員)

奥野誠亮(国務大臣(法務大臣))

加瀬完(委員)

〔発言順。敬称略〕

○寺田熊雄君(略)

憲法問題について法務大臣にお尋ねをするわけですが、去る十一月の十七日に、政府は憲法改正問題と靖国の問題で統一見解を衆議院の議運に示しましたね。この統一見解は、事前に法務大臣に示されたものでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 拝覧いたしました。

○寺田熊雄君 法務大臣は、事前に示された際に、これを異議なく了承なさいましたか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 従来から政府あるいは官房長官、法制局長官が答えているとおりでございますから、そのとおり了承いたしました。

○寺田熊雄君 これを異議なく了承をなさったようですが、法務大臣の憲法発言ということが非常にいろいろと取りざたをされておりますので、あえてお尋ねをするわけですけれども、現時点でも法務大臣はこの統一見解に異議を差しささむお考えはないのでしょうか、あるのでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 統一見解としては、先ほど申し上げましたように、従来から政府側が述べてきていることでございますので、そのとおりだと思っております。

○寺田熊雄君 この統一見解というものは、閣僚の靖国に対する公式参拝は違憲の疑いがあることを否定できないという結論であります。したがって、この靖国の問題に限局してさらに法務大臣に確認をいたしたいのですが、閣僚の公式参拝が違憲の疑いを否定できないというこの結論、これは法務大臣として御承認になるのですか、ならないのですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、自分の考えとしては、従来どおりの考え方が自分なりに正しいと思っているわけでありまして、統一見解としてはいまおっしゃいましたとおりであると、こう思っております。

なお、補足して申し上げさせていただきますと、先般、衆議院

院の法務委員会で、内閣官房長官、法制局長官、そして私、三人出席を求められまして、靖国神社参拝についての議論がございました。そのときに、政府としてどういう姿勢をとるかということに際しまして官房長官からは、合憲とも違憲とも断じていない、しかし違憲の疑いが濃いから参拝をするときには私人の立場で参拝をしているということにしている、これは内閣として将来ともそう考えている、しかしいろんな考え方があり、その学説まで統一しなければならぬとは考えていない、こういうお答えがございました。私、やはりそうだと思っているわけでありまして。しかし、ことさら自説を強調していつて、閣内がいかに不統一であるような形は避けていきたいものだと、こう思っておるわけでありまして。

いま申し上げましたように、統一見解はそのとおりだと思います。しかし考え方を、ものによっては思想、信条を内閣として統一しなければならぬという性格のものでないものもその中にはいろいろあるだろうと、こう思っておるわけでございます。この辺は政治家としての良識によって行動すべきものだろうと、こう思っております。

○寺田熊雄君 常に法務大臣の憲法問題に関する御発言が、内閣の統一見解そのものには異議はないんだと、しかし政治家としては何かそこに異なるものがあるような、そういうトーンが伴うわけですね。そこでいつもこれが問題になりますし、したがって、政治家個人としては、この内閣の統一見解に異議があるというところまで踏み込んでおっしゃっているのでしょうか。必ずしもそうではないんだけれども、そこに自分としてはこの憲法問題に関して若干の疑いを持つておるのだという程度のものなんでしょうか。その点、ちよつともう少しはつきりおっしゃっていただけませんか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、いままでお尋ねに對しまして私なりにお答えをいたしました。たとえば憲法の問題につきましても、内閣が憲法改正全く考えないと言っているわけだから、それに誤解を与えるような言動は避けていかなきゃならない、こう申し上げているわけでございますけれども、また、率直におまえの考え方を述べるとおっしゃいます際には、そのままを述べてまいっているわけでございます。

したがって、政府の見解の統一ということとは、思想、信条まで変えなければならぬという性格のものではない。内閣の姿勢を疑わせないようにしていかなければならないものの私見は統一だと、こう思っておるわけでございます。行動

において変えるところがあつてはいけませんけれども、学説において、たとえば靖国神社参拝、合憲、違憲の疑いがある、その疑いの方向まで一つにしなければならぬのだというふうには官房長官は思っていないと先般答へられたわけでございます。私はそのとおりだろうと、こう思つておるわけでございます。そういう意味合いにおいて私は今度の統一見解、いままで政府がつつてきたとおりのことを見解としてお述べになつてゐるものと、こう理解しておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いまの法務大臣の御答弁を伺いますと、統一見解は結局鈴木内閣の閣僚としてはこれは異議なく承認するんだ、しかし政治家奥野個人としてはその統一見解に必ずしも同意しないんだと、こういう結論になりますか。

○国務大臣（奥野誠亮君） 個人としてはいろいろな考え方を持つております。しかし、鈴木内閣にありまされる限りにおいては、それから大きくはみ出すような言動は避けるべきだろうと、こう思つておるわけでございます。しかし、個々の思想、信条につきましても、幅のある統一見解の問題の中におきましても、統一見解は官房長官も言つておられませんし、私もそういう性格のものだろうと、こう考へておるわけでございます。

○寺田熊雄君 結局、法務大臣のおつしやるところを伺いますと、言外に、政治家個人としては別な考へを持つておるといふふうには理解せざるを得ませんが、それでいいのでしょうか。

○国務大臣（奥野誠亮君） それは、閣僚それぞれ個々に思想、信条を持つておると考へております。

○寺田熊雄君 結局、私がいまお尋ねしたような趣旨に理解せざるを得ないわけですね。しかし、奥野法務大臣は、鈴木内閣の閣僚である限りはやはり統一見解に従わざるを得ない、したがつて自分は了承したと、こういうふうにおつしやるわけですね。

ところが、あなたの同僚でいらつしやる中川科学技術庁長官、これは札幌市のテレビですか、十八日に、この結論は迷惑だ、公式参拝がなぜ悪いと、公然と内閣の決定を論難しておるようでありまして、これは法務大臣として、鈴木内閣の閣僚として、この発言をどういうふうに受け取りますか。

○国務大臣（奥野誠亮君） 中川氏の発言の状況を承知しておりませんので、私からそれに論及することは避けさせていただきます。と思います。

○寺田熊雄君 これは法務大臣承知していらつしやらぬという

のは、中川さんから法務大臣が直接お聞きになつておられない、事実を確かめたわけじゃないからという、そういう意味だろうと思ひますけれども、しかし、このことは、もうすでに大きく新聞紙上にも報道せられております。全国民のこれは目に入つておることなんです。したがつて、こういうようなことが現実でありとすれば、それは疑いもなく鈴木内閣の閣内不統一ということを示すものと断ぜざるを得ませんわね。そうではないか。このことわりを、まさか法務大臣も御否定はなさいませんか。このことわりを、まさか法務大臣も御否定はなさいませんか。このことわりを、まさか法務大臣も御否定はなさいませんか。

○国務大臣（奥野誠亮君） どういう場合に閣内不統一になり、どういふ場合に閣内不統一にならないか、なかなかはじめがむずかしいのだからと思うのです。そういう意味で私、先ほど衆議院の法務委員会における問答を御参考申し上げたわけでございます。やはりそれぞれ合憲、違憲の考へ方につきましてニユアンスの違いがあつたわけでありまして、それに対して委員の方から、それを一本にしないのかという趣旨の質問があつたのでございまして、その際に官房長官は、政府としては疑いを持つてゐるものだから参拝する場合も個人の資格で参拝することにしております。これは内閣としてそういう方針をとつていきたいと思います。しかし憲法との関係において違憲である、合憲である、そういう考へ方の中身まで一つにしなければならぬと思つておりませんと、こういう答へがあつたわけでございます。私は学説的なものにつきましても一つにしようとすることは将来への進歩を妨げるものだと、こう思つておるわけでございます。やはり官房長官、よいことをおつしやつてゐるなど、こう理解しておつたわけでございます。今回の統一見解につきましてもそういう意味の私は統一見解だと、こう理解してゐるわけでございます。

同時に、中川氏がどういふ考へ方を持つてゐるかということでは中川氏の問題でございますので、私は軽々にここで批判的なことを言うことはやつぱり慎むべきであつて、本人から申し上げることが一番誤解を招かないのじゃないだろうかと思ひますので避けさせていただきます。こう申し上げてゐるわけでありまして。

○寺田熊雄君 私は、いまの法務大臣の御答弁にちよつと納得できないんですが、というのは、法務大臣の場合は統一見解を閣僚としては了承したと、それはそれで自分としては、閣僚としてはやむを得ないと考へてゐるというふうには私どもは受けとめることができます。しかし、それは政治家奥野個人の持つ

ておる学説まで制約するものではないと思つて。おのずから法務大臣のおつしやるのにはそれなりの筋というか、けじめがありますね。だけれど、中川さんのおつしやつておるのはそれじゃないようですね。つまり、統一見解そのものを論難してゐるわけですよ、迷惑だ、不要なものだ。それは明らかに内閣の施策に対して内閣の中にあつてこれを論難、攻撃してゐることを意味しますね。ですから、それは明らかに閣僚として自分を超えてゐますよ。これをしも閣内不統一と言わずして何でしようか。そうでしょう。ことにそれは靖国の問題、憲法問題というきわめて重要な問題ですよ。この重要な問題について内閣の統一した方針を論難するんですから、これは法務大臣、中川さんに事実を確かめるといふ問題じゃないんです。そのことがありとせば、重要なこれは閣内不統一ではないかというふうにお尋ねしておるわけですね。

○国務大臣（奥野誠亮君） 与野党国対委員長会談等である話し合いがあつたようでございます。その中では統一見解を閣議決定して持つてこいという話があつたり、いや、そうでなくともいいという話があつたり、いろいろな経過があるようでございます。その統一見解は事前に私は見せられませんでした。しかし、閣議決定というかこつこつとつておりました。ですから、中川氏が事前に見せられたことはないと考へます。でありますから、その政府統一見解につきましても性格の問題もございまして、あるいは本人がどういふ立場で言つてゐるかということもございまして、そういうこともございまして、私がここで軽々にそれに対して批判的なことはやはり差し控えるのが穏当だと、こう思つてお答えをしてゐるわけでございます。

○寺田熊雄君 もしも統一見解が閣僚の、たとえば法務大臣のようにならば強くこの問題で御発言になりました方だけに限局して了承を得たものであつて、国務大臣全員について了承を得ないということになりますと、それは統一見解の名に値しないのじゃないでしょうか。というのは、各省の専管に属するような分野のことでありまして、それはその省庁の長官だけに見せて了承を得て統一見解というふうにしていいかもしれません。しかし、事は憲法の解釈、最も政治的な事柄である靖国の公式参拝の是非というふうな問題にかかわることでしょう。それについて特定の大臣だけの了承を得て、閣議に諮らざるに、これが鈴木内閣の政府の統一見解ですということ自体が何かおかしいことになりませんか。もし法務大臣のお言葉が正しいと思つれば、そういうふうには理解せざるを得ないと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私からお答えするのは適当でないような感じがいたしますけれども、私の承知している範囲で申し上げますと、衆議院の社会党の稲葉さんから、靖国神社参拝などにつきまして内閣に対して質問書が出されました。それに対して内閣がお答えをしておるわけでございます。

その際に、靖国神社は憲法上の宗教団体と考える、それから公式参拝等の問題につきましては、問題となるのは憲法二十条及び八十九条との関係においてであると、こう答えておられるわけでございまして、それからさらに進んだお答えはしていないわけでございます。

要するに、内閣としては違憲とも合憲とも決めかねているのだと言いつつどめておられるわけでございまして、この間、国対委員長会談等で問題になりましたのは、もっぱら私の発言に関して議論があったようでございまして、そういうことから私は、政府としての考え方を持ってこいということになるその過程では、閣議で決めてこなければならぬか、あるいは私がそれを見ているかどうかとか、いろんな経過があったらどう思うのでございまして、結論として、閣議決定という形は経ないで官房長官が議連においてになって質問に答える形でお答えになったわけでございまして、そういう意味合いで、私が先ほど中川氏のご質問に閣議で私から答えることは適当でないと思っておりますと、こう申し上げておられるわけでございます。

○寺田熊雄君 率直に申し上げますと、やはり閣議を招集してこういう重要な問題について国会に意見を開陳すると、そして国会との関係を円満にするというような手はずをきちっとして統一見解ということでお出しになるべきだと私思うんですね。いまの法務大臣のお言葉のように、法務大臣だけの了承を得てやるべきことでは私に思いませんよ。というのは、その前から中川さんなどは法務大臣のお説を強力にサポートして、そしてとかく宮澤さんなり法制局の見解に異議を唱えていらっしやるわけですね。

だから、もしも閣議を経ず、中川さんの了承を得ず統一見解なり政府の考えを御発表になった場合には、またそれに対して強い異議を主張するというようなことは、当然これは予想されることではないでしょうか。そういうことを顧慮せずに統一見解であるというようなことを発表して、閣僚がそれを論難するというようなことは、まことに不体裁といえますか、これは威信を失墜することになると思いますがね。ですから、それは鈴木総理なり宮澤長官の不手際だということになりますから、法務大臣にそ

の手續の不手際をあえて論難するというのは適当でないかもしれません。しかし、明らかにそれは内閣の不統一を意味し、内閣の信頼を失墜した行為だと思います。そうは思われませんか。よろしく。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほども、衆議院の稲葉さんに内閣としてお答えをいたしましたのは、公式参拝などが問題になるのは憲法二十条及び八十九条との関係においてであると。私は、これからさらに進めようということになりましたら、そう簡単なことではないのじゃないだろうか、こう思います。やっぱり国会の中にもいろいろな議論が私はあるのじゃないかと思うのでございまして、それを社会党のおっしゃるとおり決めろ、こうおっしゃるなら話の中心は簡単でございまして、決めるのとおり決まるのかどうかということになってまいりますと、また長い時間を要するのじゃないかなと、こう思うわけでございまして、やっぱりみんなで詰めて考えていき、日本の将来を誤らないように検討していければいいのじゃないかな、こんな感じを私は希望としては持っています。

内閣として決めてこいとおっしゃるなら、稲葉さんにお答えをした内閣の答弁書ということになるのじゃないかと思えます。それよりもしかし野党の皆さん方に親切な姿勢をとうとすれば、官房長官が議院運営委員会において質問に答えたような政府の姿勢になるのじゃないかな、こう考えるわけでございまして。○寺田熊雄君 あなたが官房長官の意図をごそんたくになつておっしゃる、それは私もそれなりの筋はあると思えますよ。ただ、政府の統一見解としておっしゃる以上は、中川さんなどがいままでずいぶんそれに対して反抗しているわけですからね。だからそれに対して論難、攻撃を加える蓋然性というものは当然予想せられますから、そういうものをきちっとしてやらなければ、手続的にそれは非常にずさんなものになりはしないか。現実にはまた中川さんが大いにけちをつけているわけでしょう、公然と。それは鈴木内閣の威信に大きくマイナスになったのじゃないか。ですから、したがってそういう点をもっときちっとやるべきではなかったかと言ってお尋ねしているわけですね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 卒直に答えるところではございませぬけれども、また物議を醸してもいけませんので差し控えるわけでありませぬけれども、たとえば津の体育館地鎮祭が神式行事で行われた。これが裁判された。津の地方裁判所では合憲の判断を下しました。名古屋の高等裁判所では違憲の判断を下しました。最高裁判所は合憲の判断を下しました。そして神

職に報酬が支払われ、またお供えの料金が公費で支払われました。しかし、それはいずれも財政援助を目的とするものではないから八十九条違反にはならないのだと、こういう判断も示されておるわけでございませぬ、また、神道の行事ではあつたけれども、世俗的な行事で宗教的活動には当たらないのだと。宗教的活動というのは、宣伝あるいはまた教義の普及等であつて、その効果が援助、助成、促進になるようなものを奮うのだと、こういうこともあるわけでございまして、参拝ということになりますと、宗教的活動というよりも、どちらかといいますと宗教的行為ということになるのじゃないかなと思つたりもするわけでございまして、なかなかむずかしい問題でございませぬ。

同時に、これをどうするかという問題は、日本の将来にかかわる私は大きな問題だと思つたので、宮澤官房長官自身が、こういう考え方で一本にしなければならぬとは思つておりませぬよということ、衆議院の法務委員会が答へられておられるわけでございませぬ。そういう経緯もございまして、政府の統一見解を閣議決定してまで出すということになりますと、先ほど申し上げましたようなものがあるということになります。今度の宮澤さんの質問に対する答弁がどういう性格のものであるかは、宮澤さんなり、しかるべき筋にお尋ねいただく以外にはないのじゃないだろうか、私からお答えをすべしといたしますならばいまいまいまを出さないのじゃないかな、こう考えているわけでございませぬ。

○寺田熊雄君 私のお尋ねに対してお答えになった分、前半は法務大臣のこれに当るはまる答えたんですが、後半は全く私の質問と関係のない、大臣のまた所信をお述べになったことになりませぬ。

大臣としては、私がお話したように、個々の政治家としての憲法上の所見がどうあれ——いまの津の地鎮祭の問題も、これは最高裁の合議が分かれておりますね、当時の長官さへもこれに対して反対意見を述べているんですから。この問題は、憲法上非常に疑義があるということであることは間違いないわけですね。現に地裁、高裁、最高裁等も、結果さへも分かれておるわけですからね。したがって、そういう個人的な意見の相違はともあれ、やはり閣僚が政府の統一見解として出されたものに対してけちをつける、声高に論難するということが政府の不統一を暴露している、威信を大いに落しているということとは間違いないでしょう。これは、法務大臣がこれに対して正直に言うかと物議を醸すというお答えで、それが言外に適当でなかつた

ということになるでしょう。しかし、いま法務大臣に、適当でなかったと思うというお答えを求めることは無理かもしれません。しかし、そう断ぜざるを得ないと私は思います。したがって、やはり法務大臣としては、法務大臣のお立場における限りは、私はあの統一見解を遵法して貰っていただきたい、こう思います、どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法務大臣として統一見解から大きくはみ出すような言動はすべきではない、こう思っております。

○寺田熊雄君 ちよつと法務大臣が常におっしゃることがあれなんです、大きく踏み出さなくても小さく踏み出されてもそれは一緒でしょう。踏み出すことがいけないのですよ。いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほどこちよつと申し上げましたように、個人的な信条まで一つにしなければならぬと内閣は考えております、こういう宮澤発言を御披露申し上げたわけでございます。個人的信条を個人の立場で言わなければならぬときまでうそ偽って、自分を偽ってほかの話にすりかえるという事は、むしろ逆の意味合いでお答えをしたわけであり、思っています、そういう意味合いでお答えをしたわけであり、思っています。

○寺田熊雄君 ただ、どうしても法務大臣が政治家の信条を貫くんだと、したがって、個人の政治家としては内閣の統一見解に了承したいという立場を貫かれるというならば、それは私はやっぱり閣僚を辞任して政治家個人として生きる、その方が潔いと思いますよ。絶えず法務大臣と閣僚とは別なんです、だから政府の見解は私の個人を縛りませんということを言いつつ行動をなさるといふことは、それはやはり内閣の不統一を国民に印象づけますすわね。しかも、外形的事実をやはり国民は見ますから、もしも奥野さんが政治家としての信念をどこまでも貫こうとなさるならば、私はやはり職を辞してこの重要な憲法問題についての信念を守るといふ方が潔いと思いますよ、どうでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 内閣として意見をまとめるというような場合があるとしたら、やはり大勢に従うということにしなければならぬと思います。みんなそれぞれ人は十人十色考え方を持っていると、ままとめる場合に、やっぱり大勢にみんなが従って一つにままとめていくということになるのだらうと思うのであります。そういう気持ちで申し上げておるわけでございます、やはり閣僚もそれぞれいろいろな考え方があろうと思つて、鈴木内閣の閣僚であります

限り、鈴木内閣の方針を疑わされるような言動は、いま寺田さんが御指摘になりましたように避けなければいけないと思つて、私もそうしていきたいと思つてます。

これまでの経過を率直に申し上げさせていただきますと、みんな社会党の方から御質問になつております。私は進んでお答えをしているのじゃないのです。しかも、ある委員会では、あなたがここで何を言われようと一切問題にしないから率直にお答えをしないよと、こんな尋ね方で尋ねられました。また、ある委員会では、社会党の方が政府の答弁を受け取った後で、なおかつ腹藏なく言つてくださいよと、こうおっしゃいました。ということは、通り一遍の答えでなくともいいのだよ、虚心に言つてくれと、そして国政の参考にしていこうじゃないかというお気持ちだと私は受けておるのです。ところが、同じ社会党の方から、別な方でありませぬけれども、おまえがあいいうことを言つたがあれを取り消すのか取り消さないのかと、取り消すか取り消さないかだけをお尋ねになるのです。

私、いろんな御質問に直面しながら、どうも私はわかりかねて、まあある程度、じゃ率直に個人の意見を申し上げなさいいかぬかなと思つて答えると、また後で反発が来たりいたすわけでございます、私としては、しかし鈴木内閣が一つの考え方を申し上げておるわけでありませぬから、それに疑いを持たせるような言動は努めて避けていかなければならない、こういう気持ちではずつと来ているつもりでありますけれども、私は率直にいままでの質疑応答の経過を申し上げたわけでございますけれども、そういう過程で申し上げたことが、また法務大臣は勝手なことを言うておると、こうなつてきておるわけでございます、この辺もひとつ社会党の中で一遍お調べをいただきまして、御議論をいただきたいという気持ちを持つわけでございます。

私としては、鈴木内閣が申し上げていることに疑問を差しささめるような言動は努めて避けていかなきゃならない。今後ともそういう姿勢を特に注意していきたいと、こう思つております。

○寺田熊雄君 それでは、この問題はもうこの程度で終わらせていただきます。

○加瀬完君 ちよつと関連。

大臣のおっしゃることは、おっしゃることと実際におやりになつておることとずいぶん違つていらつしやると思つて、憲法遵守の義務というものは、大臣個人ならば勝手なことを言

つていいということと併存するものじゃないと思つて、公務員であるならば、大臣であるならば、憲法遵守の義務というものは優先するべきものだと思うんです。そうであれば、個人であらうとも大臣である限りは、特に内閣で一つの方針が決まつておるならば、逆なことを言えは異論を唱えることを発言していいということにはならないと思つて、その区別がきちんとなつていないところに、個人であれば異論がある、しかし鈴木内閣の決定には従つて、こういう矛盾した御議論が出てくると思つて、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 憲法遵守の義務と、憲法解釈論にいろいろなことがあるということとは、これは私は両立している問題だと思つて、解釈が決まつている、それはそれとお守つていかなきゃならない。しかし、いま靖国神社参拝の問題につきましても疑義があると言つておるわけだから、私も靖国神社に参拝するときには法務大臣として参拝したのじゃありません、個人として参拝しているのです。こういう姿勢をとつておるわけでございます。しかし、いろんな解釈がある。その解釈論を言うことは擁護義務と私は矛盾しないと、こう考えるわけでありませぬ。

もう一つ、憲法遵守の義務と憲法を改正する議論と、これも両立する問題だと思つて、よりよいものにしていくためには、国務大臣は常に積極的にならなければならない、ということも考えていかなきゃならない、こう思つておるわけでございます、これは鈴木内閣でもたびたび遵守の義務と改憲論議とは両立するのだと、こう言つておるわけでございます。私自身も刑法、法務省の担当としてこれをそのとおり施行していかなくやらない大きな責任を持つておりますが、よりよい刑法にしますために刑法改正論議も法務大臣としては積極的に考えていき、また必要なことについてはPRもしななくやらない立場に置かれておるのじゃないかなと、こう思つておるわけでございます。

そういう意味合いにおいて、憲法遵守の義務と憲法の中における解釈、これはやっぱり絶えずよりよい正確なものに解釈をままとめていかなきゃならないのじゃないかなと思つて、また、遵守の義務と改憲論議も、やっぱりよりよい憲法にしていくために改憲論議も封殺すべきものじゃないのじゃないかなと、こうも思つておるわけでありませぬ。しかし、いづれにしても、憲法が改正にならないのにならぬ方向に施行する、違つた法律をつくる、これはもう断じて許されぬ、憲法は遵守していかなくやならない、そう考へておるわけでございます。

○加瀬完君 それはおかしいと思うんです。一般的には、確かに憲法遵守の義務と憲法についていろいろ議論をすることは両立しますよ。しかし、公務員について憲法遵守の義務があることは、公務員は憲法遵守を優先するという前提がなければこの法文は意味がないと思うんです。それなら特に閣僚は、内閣の決定があるならば、さらに憲法についてはその決定に従って忠実に行動すべきであるし言論をすべきであって、それはそれはこれこれという考え方が憲法遵守の義務に違反していることになるんですよ。私はそう解釈します。いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 遵守の義務も、また改憲を書いている条文も同じ立場において私は書かれていると、こう考えているわけでありませぬ。やはり日本国憲法をよりよいものにしていくことも大切なことじゃないかなと、こう思っておるわけでございます。

○加瀬完君 申しわけありません。これ一問。

そういう御議論が成立するならば、憲法遵守の義務というのは内容は何もありませぬよ。遵守の義務というのはありますけれども個人として言うことは勝手ですと、そうであれば、公務員の遵守の義務というのは内容が何にもないことになるんですよ。そんな憲法は空文なものじゃないと思うんですよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) マツカーサー草案の議論の際には、公務員になったときに宣誓をするというようなことがあつたようでございますけれども、宣誓するということが日本では行われていないものから、だんだんああいう内容になつたと、こう理解しているわけでございます。

憲法も遵守の義務はありますし、私たちはまたあらゆる法律遵守の義務があると考えているわけでございます。私は刑法遵守の義務がある、同時に刑法をよりよいものにしていくための責任もあり、刑法改正論議も許される。これは私は、憲法に關しまする場合も、刑法に關しまする場合もみんな同じじゃないだろうか、こう考えているわけでございます。別にだれの考え方が間違っているというので申し上げるわけじゃございませんが、私はそう考えていますし、また、鈴木内閣でもそうずっとこの国会で答えてまいつたと、こう存じておるわけでございます。

【五四八】第九十三回国会衆議院法務委員会議録第七号(昭和55年11月26日)

(発言者)

稲葉誠一(委員)

奥野誠亮(国務大臣、法務大臣)

角田禮次郎(政府委員、内閣法制局長官)

宮澤喜一(国務大臣、内閣官房長官)

小林進(委員)

佐野文一郎(政府委員、文化庁長官)

神利夫(委員)

別府哲(政府委員、文化庁次長)

【発言順、敬称略】

○稲葉委員 そこで別の議論にちよつと入りたいと思うのですが、あなたのたとえば靖国神社のことに関する質問が、これが最初に参議院で出たわけですから。戸塚進也という自民党の方ですか新自由クラブですか、ちよつと私はわかりませんが、社会党から出たのではないですね。それを受けてここで私が聞いたわけですからね。

経過はそういう経過ですから、誤解のないように願いたいのですが、私が聞いていて、私の不勉強かも知れませんがよくわからないのは、靖国神社が宗教法人であるということはあるが、私には認められて、しかしそれは特殊な、従来歴史的にいろいろな経過があつて普通の宗教法人とは違うものだという理解の上に立つていらつしやるのでしょうか。あるいは、いや普通の宗教法人なんだ、ただ公式礼拝しても二十三条三項の宗教的活動には入らないという理解の仕方なんでしょうか。ちよつとそこら辺のところがよくわからないのですよ。

○奥野国務大臣 私は根本的に、宗教的礼拝までを憲法が禁止したということについては疑問を持ち続けておるわけでございます。ことに靖国神社につきましては、一般の宗教法人と違ひまして特定の教義を持つておるわけではない。国家、社会に命をささげた方々が次々に神様として追加されて祭られていく性格のところでございます。そういう意味合いから私は、公式

参拝はいけないのだということをずっと踏襲していることに大変疑問を持つておる、こう申し上げてきたつもりでございます。○稲葉委員 法制局長官にお聞きしますけれども、靖国神社が宗教法人である、これは東京都に届けてあるのだから間違いないですね。そうすると、ほかの宗教法人と違うという認識を法制局長官は持つておるのですか。

○角田(禮)政府委員 靖国神社の歴史とか沿革というものがほかの一般の神社とは違つているとか、あるいはそこへお参りをする人が一般の神社と違つたような心情でお参りをするとか、そういうことは社会的な事象としてはあると思ひます。また、そうでない人たちがたくさんあると思ひます。私自身がどちらを持つておるかというのは、私の認識なり心情の個人的な問題としてそれぞれあるわけでございますが、私は法律家として、あくまで靖国神社は宗教法人であり、そしていまのような認識とか心情というものが直ちに憲法解釈とか法律解釈に決定的な要素になるといふ方には思つておりませぬ。

【委員長退席、熊川委員長代理着席】

○稲葉委員 そういうことを聞いておるのじゃなくて、だから宗教法人であることは間違いないけれども、いま奥野さんが言うように、ほかの特殊な宗教法人だということに私は聞こえなわけです。奥野さんの言われるのはそういう意味ですね。そういうふうには理解してよろしいのでしょうかと聞いておるのですよ。

○角田(禮)政府委員 いまお答えしたつもりなんです、法律上は一般の宗教法人と全く違いがないので、ただ、本来的な性格とか心情とかいう点は人によつてそれぞれ違つていふことだけを申し上げておるわけです。

○稲葉委員 そうすると、公式参拝という意味がはっきりしないのですよ。これをいただきますと「公務員が公的な資格で参拝することを指し」こう言うでしょう。そういうことはあたりまえの話なんです、これではあなた答弁になつてないでしょう。ただ抽象的に言つたわけで、具体的にはどういふことを言つておるのですか。

○角田(禮)政府委員 先日、稲葉委員の御質問書に対して答弁書でお答えしたとおりでございますけれども、神社等への公式参拝というのは閣僚などが公的な資格で神社へ参拝することというふうには私は定義としては考えております。

しからは具体的に何を言うかということについては、これは結局、憲法で禁止されている宗教的活動に入るかどうかという

関連において恐らく問題になると思います。それについてはこの前から申し上げているように、私どもは、公式参拝が果たして宗教的活動に当たるかどうかについては断定はいたしかねるということをお願いしていただいております。

○稲葉委員 これはこの前の閣議の後か何かよく知りませんが、あなたも、あなたが言われたのか宮澤さんが言われたのかよくわかりませんが、公式参拝というのは、一つの条件として閣議決定して参拝することだ、またはかアンドかはつきりしないのですか、何か玉ぐし料を公費から出すことを言うのだというようなことが新聞紙上に伝えられておったものですか、それで私はお聞きするので、公務員が公的な資格でいつたつて、結論はそれ以外にないかもわからぬけれども、これでは何が何だかわからないですよ。いま言ったのはどういふことなんでしょうか。アンドなんですオアなんです、よくわからないのです。

○角田（禮）政府委員 昭和五十三年十月に参議院の内閣委員会で当時の安倍官房長官が統一見解というものを発表しております。その中にいま御指摘の閣議で決定するとか玉ぐし料を公費で出すというような文句が述べられていたわけです。

ただ、私どもとしては、いま稲葉委員も仰せられましたように、公式参拝とは何かと言え、公的な資格で参拝することと言う以外には言いがたいと思っております。ただ、いまの玉ぐし料を公費で出すとか閣議で決定して行くとかいふことは、そういうことをやれば公式参拝していませんというようないわけは立たないでしょう、つまり一つの外形的な標準として、そういうことをやればエキスキューズにはならないだろうという意味でございます。

たとえば、わかりやすい例で申しますと、仮に玉ぐし料を出さないでただで——ただというのははちよつとおかしいですけれども、何も出さないで行ったとしても、公的な資格で行けばそれは公式参拝になるわけでございますから、玉ぐし料を出すことが公式参拝の定義だということは言えないと思っております。それから閣議で決定するというのも一つの方法でしょうし、上司が職務上の命令で行つてこいというふうな形で行けば、それはやはり同じように公的な資格で行つたものというふうな判断されると思ひます。したがって、いま申し上げた二つの条件は、公式参拝だと見られるようなそういう外形的な一つの判断の基準として申し上げたつもりでございます。

○稲葉委員 そこで、官房長官がおいでになつたのでお聞きをしたいのですが、この前の議運の中で何かいろいろなやりとり

があつたらしくて、最終的に、何かこれは奥野さんの発言に関連をすることだというふうな聞いていますのですけれども、何か内閣の統一見解に、奥野さんの発言なり行動なりというかあるいは奥野さんでなくて一般論なのか知らぬけれども、触れるようなことがあつたらしかるべき措置をするというふうな言つたということが伝えられていることが一つ。

それから、何か内閣の統一見解と憲法なり靖国なりあるいはその他について外れているものがあるならば速記録から削除をする、こういうふうなあなたが言われたというふうな伝えられているのですか。これは正確に言うかどうかというのをあなたが言われたわけでしょうか。

○宮澤國務大臣 ただいま御指摘になりました私の発言でございますが、これは十一月十七日の衆議院の議院運営委員会の理事會に出席いたしました際にございました問答でございます。したがって、御承知のように理事會でございますので、正式の議事録といつたようなものがなく、また御質問あるいは答えも幾らか正式の委員会よりはインフォーマルになつておりますことは御了解いただきたいと思います。

それで、お尋ねの第一点は、いわゆる政府の見解について法務大臣は同意をしておられるかどうかという点でございます。この点は、あらかじめ法務大臣にも見解をお示しして御同意を得ておりますと申し上げます。

それに関してお尋ねの趣旨は、今後この見解から法務大臣がはみ出したときは内閣としてどうするかという御趣旨であつた。はみ出したということ、普通で申しますともう少し厳格に定義をしてお答えもいたさなければならぬのでございますけれども、まあ理事會でございますので、そこまで申し上げるのも角が立つと考へまして、そういうことは私はどうもないことだろうと考へておりますが、万々一あつたらどうするか、こういうまたお尋ねでございますので、はみ出すという言葉をそのまま定義いたしませんま、もし政府の考へ方、見解と違つたような行動に法務大臣がお出になると、それはその態様にもよることでございますが、それはその態様によりまして私から申し上げなければならぬことがあるかもしれませぬ、しかし、そもそもはみ出す云々ということが明確なことでございませぬし、どういふ場合を想定していられますのか私とはつきりいたしませんでしたので、しかるべき措置をとらせていただきますと、こう申し上げます。

それからもう一つの問題でございますが、速記録云々という

ことでございますが、お尋ねの趣旨は、憲法が押しつけられた云々は憲法調査会の結論であるというふうなしているが、それは間違いであるから取り消すべきではないのか、こういふようなお尋ねで、これも実は、いつどうしてそのような発言がなされたかということも御質問にもなく、私もそれはお尋ねをいたしませんでした。一般的に私は、もし速記録の中で誤りがありましたら、正すべき点は正さなければならぬと政府としては考へておりますと、こう申し上げたようなことでございまして、御指摘の二つの問題とも、漠然と御質問の趣旨はわかるわけでございますけれども、具体的に何をどういふことは必ずしも明確でなく、したがって、そういう場所柄もございまして、私もただいまのような一般的な受け答えを申し上げたわけでございます。

○稲葉委員 その後の方の問題というのは、よくわかりませんが、衆議院の本会議における奥野さんの答弁だと思つたのですが、これは議事録ができないわけなんでしょう。衆議院の本会議で、何かあなたが憲法調査会の結論で何とかかんとかと言われているのでしょ。議事録がまだできないわけですよ。その間の経過はちよつと私もよくわからないので、あなたとしてもいろいろお言ひになりたいことがあると思うのですが、どういふ質問があつてどういふお答えをされたのか、あるいはあなたとしての言ひ分があれば御説明願ひたいと思うのですが、いま宮澤さんの言われたことを聞くと、押しつけられたということも理事會でもこつちから言つたというのでしょ。それに対して宮澤さんは別に反駁しないわけだ。反駁すると国会対策上まずかつたので反駁しなかつたのか、反駁しないから認めたということには直ちにできないわけでもない。だから、本会議での議事録がもめていてまだできないわけですよ。だから、その間の経過をあなたの口から御説明願ひたい、こう思うわけですよ。

○奥野國務大臣 衆議院の本会議でお尋ねがございまして、私が日本国憲法は占領軍の指示に基づいて制定されたものであると理解していることの理由などのお尋ねだつたと思うのです。

そのときに、私は当たりさりのない表現がいいんじゃないだろうかなと思ひましたので、憲法調査会の調査結果、外交文書の公表の結果、そう申しておるのです、こう答えたのです。ところが、聞かれた方が、調査の結果と、こう誤つて聞かれたようでございます。速記録を調べてみたらそうじゃなくて、調査結果だつた。ところが、調査結果をなお結論と受け取られているようでございます。調査会の結論であれば、押しつけ

られたとか押しつけられなかったとか三通りの結論になつて
いるのだそうでございます。私はそういう結論を一つも頭に置
いて答えているわけではないのでありまして、私の答えました中
につけ加えて申し上げさせていただきますと、憲法調査会の調
査結果、外交文書の公表結果から明らかになつた事実に基づ
いて私の判断を申し上げているのです。言葉を簡略にしてい
るのでございますから、何か憲法調査会が三つの結論みたいな
ものを出している、それを私がついて指示と言っている、この誤
解されているようでございます。私はその結論は何も関係ない
のでありまして、憲法調査会も当時アメリカにまで調査会の委
員が出かけられまして、いろいろな調査をしておられるわけ
でございます。そういういろいろな調査結果から明らかになつた
事実に基づいて、私の判断が先ほど来申し上げていることな
んだ、こういう気持ちでございます。それを何か調査会の結論に
こだわつておられるようでございまして、結論とは何も関係
のないことでございます。明らかになつた事実なのでございま
す。その事実から私が判断しているところを、指示に基づいて制
定されたのだ、こう答えてまいっているわけでございます。

○稲葉委員 だけれども、その間もめていてどうも議事録がで
きないのですよ。(奥野国務大臣「できていないのじやないです
か」と呼ぶ)いや、議事録ができていないのじやないですよ、
みんなに配付されていないように思いますよ。よくわかりませ
んが、そういうふうには聞いておるのです。できておればそ
の議事録をよく見てみたいと思ひますが、そうすると、どうも
よくわからない点などもあるのですが、あなたの言われる自主
憲法——自主憲法とは言っていないのですね、自主的に憲法を
制定するという言葉を使っているわけですね、自主憲法というの
はだれかが要約して通俗的に使つた言葉でしょうね。

そうすると、この答弁にもありますように、自主的な活動が
できなかったということからすれば、それは占領軍の単なる指
示とは違ふ、指示以上のものがあつたと理解するのが通常で
はないでしょうか。

○奥野国務大臣 私も指示というのは穏やかに申し上げてい
るつもりでございます。それ以上に強い力があつた、こう思
つております。しかし、先ほど来申し上げたような理由で、私自
身は押しつけられた憲法という表現は使いたくない、使つても
いません。

○稲葉委員 それはわかつたのです。非常にくだい言い方で失
礼でございますが、押しつけられた憲法ということを言うと、

法制局長官、それは憲法尊重の義務に反することになり
ますか。憲法を軽侮したことになるという理解でよろしいで
すか。

○角田(禮)政府委員 押しつけられた憲法というのは少なく
も憲法を軽侮しているかのような印象を一般に与えるおそれ
があるということ、私も従来それが直ちに尊重擁護義務に
違反するまでは言っておりませんが、少なくとも憲法の尊重
擁護義務を定めた精神に反するものであると考えております。

(略)

○小林(進)委員 (略)

次には靖国神社の参拝、この問題もついて回るのですが、そ
れに関連して私はお伺いしたいのであります。靖国神社とい
うのは宗教法人だと思ひますが、これは文化庁長官いらつしや
いますか。

○佐野(文)政府委員 靖国神社は、昭和二十七年九月に宗教法
人法の規定に基づいて東京都知事から規則の認証を受けて設
立された宗教法人でございます。

○小林(進)委員 現在宗教法人というのは一体日本に幾つ
いあるものでございませうか、概算でよろしゅうございませう。

○佐野(文)政府委員 約十八万でございます。

○小林(進)委員 宗教法人の成立要件といひませうか条件と
いひませうか資格といひませうか、それをお伺ひいたした
いのであります。

○佐野(文)政府委員 宗教法人法第二条に規定がございまして、
宗教団体の定義がございませう。それによりませうと、まず宗教法
人において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行
事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする「
団体」でございます。そして、その団体であつて「礼拝の施設を
備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」
あるいはこのような「団体を包括する教派、宗派、教団、教会、
修道会、司教区その他これらに類する団体」これが宗教団体と
いうことで宗教法人法で規定をされております。これらの団体
であつて規則の認証を受けたものは宗教法人となることができ
るわけでありませう。

○小林(進)委員 いまお話のあつた「宗教団体」とは、宗教
の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するこ
とを、主たる目的とする左に掲げる団体「靖国神社はこの宗教
法人法第二条の条件を備えておりますか。

○佐野(文)政府委員 先ほど申しましたように、二十七年の
九月に規則の認証を受けて宗教法人として設立されたわけであ
ります。もちろんこの神社は明治二年に東京招魂社として創設
をされて以来の沿革は持つておりますけれども、現在では宗教
法人に言う「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者
を教化育成することを主たる目的とする」礼拝の施設を備えた
神社でございます。宗教法人法の宗教法人たり得るものと考え
ております。

○小林(進)委員 そういたしますと、靖国神社は、この宗教法
人法の第二条の資格を備えた法人でもあると同時にいまあなた
が言つた日本で十八万あるもろもろの宗教法人の中のたつた一
つの存在であることも間違いありません、いかがであります
か。

○佐野(文)政府委員 宗教法人法上は、靖国神社も宗教法人と
しては他の宗教法人と異なることはございませう。

○小林(進)委員 異なることがありませんから、十八万ある中
の一つにすぎないことも間違いありません。

○佐野(文)政府委員 十八万ある宗教法人の中の一つでござ
いませう。

○小林(進)委員 一つにしかすぎませうな。

そこでお尋ねしますけれども、この靖国神社の宗教の教義と
いうのは一体何ですか、その儀式行事はどういう儀式の形式を
お持ちになつておるのですか、それから靖国神社の信者は一体
どういふ人たちなんです、これをお聞かせいたしたい。な
お加えて言へば、信者を教化育成する、どういふ具体的な教
育成の手段をとつていられるのか、これもひとつお聞かせを
いたしたい。

○佐野(文)政府委員 靖国神社の場合には嘉永、安政以後、事
変、戦争に殉じた人々を祭神としております。そして本殿、拜
殿等の礼拝の施設その他の宗教施設を備えております。さらに
いまお尋ねの儀式でございますが、春秋の例大祭を初めといた
しまして神道の祭祀を執行いたしております。そして祭神の神
徳を広く祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成する、こうした
宗教活動を主たる目的といたしているわけでありませう。

○小林(進)委員 いまもいみじくも言われましたが、この靖国
神社という宗教法人は、祭神は戦死した戦没者を、これは祭神
というから神様として祭る。それから宗教の儀式は、形式は神
道だ。神道の方式をとつて祭る。それからその信者は遺族、こ
ういふふう資格を備えているわけでございますが、一体宗教

法人は十八万あるとおっしゃったが、これは宗教と名のるからには、いまま言うように祭神というものはなくちゃいけない。これは宗教の柱ですからなくちゃいけない。だから仏教で言えば、真言宗は阿彌陀仏だろうし、法華宗、日蓮宗で言えば妙法蓮華経でしようし、キリスト教で言えばゴッドですか、そういうものがいわゆる中心になって、そしてそこに儀式、信者あるいは宗教行事の形式が備わって宗教というものは成立する。靖国神社は戦死した人を神様として祭っている。ここで靖国神社は成立しているわけでありますか、神というものは絶対的なものですね。だから戦死者は、われわれから見れば戦争に行つて国のために倒れた人間なだけけれども、靖国神社の宗教で言わせればこれは絶対的なものだ。信仰の中心、宗教の中心になるものが絶対的な権威を持たなければ宗教というものは成り立たない、信仰というものは成り立たない。

文化庁、これはおわかりになりました。だから私は、この話は別に他の宗教に影響するわけじゃないのだが、何宗教を問わず、自分の信ずる宗教の中心たるべきものは神であり仏であり、これがやはり絶対である。真善美をきわめた絶対的なものであるということから宗教は始まり、信仰が始まるわけでありますから、靖国神社に祭られている戦死者は神様として絶対的な真善美を備えた完全無欠なものであるということから、靖国神社が成立しているわけであります。この点いかがでございますでしょうか。間違いないと思います。

○佐野（文）政府委員 宗教法人靖国神社としては、祭神についてそれをまさに基本に据えて信仰の対象としているというのは御指摘のとおりだと思います。

○小林（進）委員 私はこの点を法務大臣にお聞きしたいのですよ。私どもは戦死者を大切にしたい。また、益暮れにはわれわれの祖先を祭るといふことと靖国神社が宗教法人として戦死をした人を絶対的な神様として信仰の対象として拝んでいることとは全く性格が違うのです。ここを一体法務大臣はどうお考えになっておられますか。

外国へ行けば無名戦士の墓というものがあつてもありますが、あれは神様じゃない、絶対的な信仰の対象じゃないのです。それはやはり国のために殉じた、ときには英雄の扱いをするか、犠牲者の扱いをするか、あるいはそれだけの考えはありましようけれども、それは祖先を祭るといふ、国のために倒れた人を祭るといふ、そういう素直な気持ちで私どもは外国へ行つても無名戦士の墓にお参りをするが、日本でいま扱っている靖

国神社は、これはもう真善美をきわめた、先祖の境地や国のために倒れた人間の境地を離れた神様なんだよ、あなた。信仰の絶対神なんだ。そしてその存在は、いまま言うように、十八万あるわが日本の宗教団体の一つにすぎない。それをあなたは一体どういふふうにお考えになるのか。それを公式に参拝するのどこに間違いがあるかというふうなことをあなた自身は考えていられるというのでありますけれども、その見解をい一度承つておきたい、靖国神社の性格について。

○奥野国務大臣 私の政治家としての見解をお求めになってい

るんだ、こう思います。私はたびたび申し上げておりますように、憲法の二十条の「宗教的活動」は、果たして宗教施設に礼拝することを禁止していると考えなければならぬだろうかと疑問を持っているわけであります。いわんや靖国神社につきましても、国家、社会のために命をささげた方をお祭りしているわけでございます。そこへ国家、社会の機関が機関として感謝の気持ちをあらわすお参りする、それを禁止していることになりますと、靖国神社の趣旨が成り立ちにくいんじゃないだろうか、こういう疑問も持っている、こう申し上げてまいっているわけでございます。

○小林（進）委員 そこで私は、じゃいま一つあなたに質問をする前提として申し上げたいが、文化庁長官にお伺いしたいが、二十七年に届け出をして宗教法人の資格を得られたというんだが、戦前、戦中の靖国神社と宗教法人としての性格を変えた戦後の靖国神社との違いを、ひとつここで私はあなたから御説明をいただきたいと思うのです。同じなら同じでいいです。性格が変わっていないなら変わっていないとおっしゃつても結構です。

○佐野（文）政府委員 先ほども申しましたように、靖国神社は明治二年に嘉永六年以降国事に殉じた人々を奉斎、顕彰するために創建された招魂社に由来をいたします。明治十二年に靖国神社と改称されまして、以来終戦まで、正確には昭和二十一年の二月まで別格官幣社として関係法規のもとに運営されてきたものでございます。終戦後は神社制度の改変に伴ひまして宗教法人となつて、現在宗教法人法のもとで運営されているわけでありま

す。○小林（進）委員 その昭和二十一年まで別格官幣社として国が祭られていたときの靖国神社の性格というものは、どんなものでござい

ましたか。○佐野（文）政府委員 靖国神社には限りませんが、旧憲法のもとにおきましては、神社の祭祀、経営につきましても、特別の法令をもって規定をされておりました。これは神社が建国の大義に基づいて皇祖皇宗の神霊を初めとして国家に功績のあつたもろの神々を祭祀するために設けられた施設であつて、神社は国家の宗祀、祖先の祭りであつて、憲法上の宗教ではないという考え方に立つていたからであります。

したがつて戦前におきましては、靖国神社に対しましても、その祭祀料については国費が支出されておりますし、神官の任免につきましてもは国の機関が行うというような、現在の宗教法人法のもとにおける自主的、自律的な運営とは異なつた運営が行われていたわけでありま

す。○小林（進）委員 それでお伺いしますが、戦中、昭和二十一年までは、いわゆる宗教法人に基づく宗教ではない、国家のために偉勲のある人たちをお祭りをする、いわゆる宗教の上にある、上という言葉はおかしいのであります、宗教の上にある法人格といひましようか宗教格といひましようか、こういうふうな解釈があつた。ともかく戦後から初めて憲法上の宗教団体、他の十八万の宗教団体と並立化された。並立化されて十八万のうちの一つとして独立になったのだが、そこに至る戦時中は、すべての宗教の上に厳然として存在したのではありま

せんか。いかがです。○佐野（文）政府委員 上下ということについてはお答えをいたしかねますが、憲法上の宗教とは考えられていなかったわけでありま

す。○小林（進）委員 憲法上の宗教法人として考えられなかったというのは何と考へたか、いま一遍その点教えてください。○佐野（文）政府委員 先ほどもお答えを申しましたように、神社というのは、靖国神社に限らず建国の大義に基づき皇祖皇宗の神霊を初め国家に功績のあつた諸神を祭祀するために設けられた施設である、すなわち神社は国家の宗祀、祖先の祭りである、こういう見地に立つて、宗教とは別個のものであるという考え方がとられていたわけでございます。したがつて神社の祭祀、経営につきましてもは、たとえば官国幣社以下神社祭祀令というふうな勅令をもつて別途に定められていたわけでありま

す。○小林（進）委員 私があえて各派の宗教の上に神社が置かれていたということをおし上げるのは、この稲葉委員の質問に対して内閣総理大臣鈴木善幸さんが答弁書を寄せられているが、その中の一の三項ですか四項に「神社は、建国の大義に基づき皇

祖皇宗の神霊を始めとし国家に功績のあつた諸神を祭祀するた
め国家自ら設営するもので、神社は宗教ではないとして取り扱
われていた。なお、神社を保護するため、他の宗教に対する弾
圧を行った事例についてはつまびらかでない。」

大変な弾圧をしたのです。この文章はうそです。私は、宗教
をあえて上に置いたということをお願いしたいのはこれなんです。
戦中における他宗教に対する弾圧は、実にいままでも凄惨目を
覆ひしむるものがある。これはだれがお書きになったか知りま
せんが、法務大臣、このことについてあなたは、もし他の宗教
に対する弾圧を行った事例がつまびらかでないなどとなれば、
私はこの委員会ですべて承するわけにいきません。大変な弾
圧をした。その事例をここでひとつ聞かしてもらいたいと思っ
たのです。

○角田(禮)政府委員 この答弁書は内閣の責任において差し上
げたものでございまして、作成について私どもも若干関与いた
しておりますので、ちよつと言葉の使い方だけを申し上げませ
んが、御質問に応じてお答えをしたわけで、神社を保護するため
弾圧を行ったという事例をお尋ねになつた、そこを申し上げた
事例についてはつまびらかでないということをお答えしたわけ
であります。「神社を保護するため」という文句が上にくつつ
いていることに御注意を願いたいと思つております。

○小林(進)委員 それだから、いやでもあなたは三百代言だと
言いたくなるのですよ。問わんとする趣旨は、戦時中において
神社を国の祭祀とし、国家神道を絶対的なものとして他の宗教
をどんなに弾圧したかということを問うておるのであつて、
「ため」とかそういう言葉の字句にとらわれて質問者は質問し
ているのではないのですよ。それをあなた方は、そういう言葉
じりだけつかまえて問題をごまかしていこうとする。

戦時中においてこの靖国神社がどんなに宗教を弾圧したか。
私自身も実に多くの経験を重ねているけれども、靖国神社も一
つの神道という形式で、そして戦死した人を神様にして神道の
行事をやっているのだ。戦時中であろうと戦後であろうと宗教
儀式をやっていることには変わりはない。だから、他の宗教に
言わせれば、自分の信じている宗教は世界一だ、この宗教によ
つて自分も救われる、自分の魂も救われると思うから、その信
ずる宗教を絶対視して、そこに信仰の道にいそしんでいる。そ
れが、その上に宗教があるのだから、何宗教であろうと靖国神
社は必ずお参りせよという。神だなど必ず祭れという。祭らな
ければ非国民だ、みんな憲兵や警察が来てそれを弾圧してい

たじゃないか。

私はここで、公明党の先生もいらつしやる、私は公明党じゃ
ありませんけれども、創価学会だつてそのとおりですよ。この
靖国神社でどんなに弾圧を受けたか。創価学会は戦時中におけ
るまさに弾圧の歴史です、創価学会だけではありませんけれど
も。それはキリスト教だつてそのとおりだ。自分の信ずる宗教
が絶対であると思わなければ信仰なんというものは成立しませ
んよ。あたりまえでしょう。それはあたりまえの話なんだよ。
自分の信ずるものが絶対だ、だから自分の祭つてゐる宗教は、
キリスト教はキリストだけ祭る、日蓮宗は日蓮だけ祭る、創価
学会は創価学会の御本仏しか祭りません。それが絶対であると
信ずるがゆえに身も命もささげるといふ信仰の道が開けてくる。
それを、靖国神社を祭れ、靖国神社にお参りせよ、靖国神社を
神だに祭れと言つてゐるのです。祭らなければ非国民だ、そ
うやつてみんな弾圧したじゃないですか。創価学会の第一世は
牧口さんという人でありますが、これはわが新潟県の私の選挙
区の人であります。これが靖国神社で弾圧を受けて死んでいか
れましたよ。第二世だつて、終戦で負けるまでは、靖国神社を
神だに祭らないといつてぶち込まれてたじやありませんか。
そういう惨たんたる歴史がある。

これは宗教の上の宗教なんだ。宗教じゃないということじゃ
ないですよ。宗教の上の宗教だから、キリスト教も門徒宗も日
蓮宗も、マホメットであろうとイスラエルであろうと何でもい
い、日本人である限りは絶対的に靖国神社にお参りしなければ
いけない。なぜか。それは国のために戦死した人を神様として
祭つた、この神様はキリスト教よりも日蓮宗よりも仏教よりも
阿彌陀様よりも一番偉い絶対的な神様なんだから、この神様に
お参りしなければ日本人じゃない、非国民だ、これが戦中にお
ける靖国神社の偽らざる姿だつたのじゃないですか。

その姿を、それではいけないのだ、絶対的なものではないの
だ、並立した十八万の中の一つの宗教にすぎないということ
で性格を変えられたのが宗教法人化の出どころなんです。その違
いを大臣ははつきり覚えてください。どうもあなたの話を聞いて
いると、国家のために死んだのだ、国のために尽くしたのだ、
国家、社会に生命をささげた人だから、日蓮宗であろうとキリ
スト教であろうと何宗であろうと、これにお参りするのがあた
りまえだとあなたは言わんばかりのお話だ。それは、戦中にお
いて各宗を弾圧した靖国神社の考えがまだあなたの頭にこびり
ついていて何よりの証拠だ。それが私は一番あなたの考

えの危険なところだと思つてゐるのです。それを改めてもら
なければ問題の解明にならない。どうですか、あなた。ひとつ
答えてください。

○奥野国務大臣 問題は、憲法二十三条三項で禁止してあります
「國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もし
てはならない。」この規定から、いわゆる公式参拝が許される
か許されないかということだと私は理解してゐるわけでありま
す。私は、その場合に、宗教施設に対しての公式参拝を禁止し
てゐると思つてゐないのだ、どうもそう読めないのだ、特に
靖国神社については一層そう考へてゐるのだ、こう申し上げて
きてゐるわけでありまして。私がそういう解釈をしてゐることに
つきましてはいろいろ申し上げてまいりましたけれども、いま
小林さんのお話を伺いますと、もつとさかのぼつてお答えをし
た方が私の気持ちを理解していただけるのじゃないかと思ひ
ますので、そういう意味でお答えをさせていただきますと思ひ
ますが、よろしゅうございませうか。(小林(進)委員「どうぞ」
と呼ぶ)

戦争に負けました昭和二十年の十二月に占領軍の総司令部か
ら国家神道禁止の指令が出たわけでありまして。いわゆる神道指
令と呼ばれるものであります。文化庁長官からもお話ししまし
たように、当時神社神道は宗教団体の法の適用を受けてなかつた。
宗教団体とは別な扱いがなされておつたわけでございます。そ
の禁止を指令されたわけでございます。その中で、神道指令に
は、官吏は公の資格において神社に参拝してはいけない、こ
う書いてあるわけです。私は、これが公式参拝はいけなかつた
議論されるもつとじゃないかと、こういう気がするのでありま
す。官吏はその資格において神社に参拝してはならない、こ
う示されてゐるわけでありまして。その趣旨をこう述べてゐるわ
けであります。宗教を国家から離す趣旨なんだ、すべての宗教
を全く同じような法の基礎のもとに置きたいのだ、こういう趣
旨だと言つてゐるわけでありまして。同時にまた、神社神道が国
家から離れた暁には他の宗教と同じように法の保護が許さされ
るのだ、許されるのだ、こうたつてゐるわけでありまして。

私は、今日では神社神道も国家から離れた存在になつてゐる
と思ひます。したがひまして、あらゆる宗教と同じように法の
保護を受け得るものだ、こう理解してゐるわけでございます。
当時、神道指令で官吏の公の資格における神社参拝を禁止し
たのでありまして、他の寺院仏閣に対する公の資格の禁止は指
令していないのでございます。同時にまた、神社神道が国家か

ら離れた暁には他の宗教と同じような法の保護が許されるのだ
 と言うておるわけでありませう。

そして二十一年にマツカサー憲法草案が日本側に渡された
 わけでありまして、そのときの宗教に関する規定は現在の規定
 とほとんど変わっていないわけでありませう。そうなら、私は、
 官公吏の公の資格における神社の参拝は禁止しましたけれども、
 宗教施設の参拝は禁止してはいないわけでございますから、神社
 仏閣に対する公の資格における参拝を禁止したものだとは理解
 しにくいのでございます。

また宗教家には、偉大な実績、国家、社会に対する功績を上
 げてきた方がおられます。弘法大師しかり、伝教大師しかり、
 行基菩薩しかり、みんなそうでありませう。それらの特別なお祭
 りの際に、宗教を担当する国の機関が国の機関としてお参りを
 して感謝のお気持ちをささげる、功績をたたえる、それを憲法
 は許さないと云わなければならぬのだから疑問でならない
 のであります。

同時に二十条の三項には、宗教教育をしてはならないと書い
 てあります。私たちは学校において、これも国の機関でありま
 す、宗教的情操は培ってはならぬけれども国の機関であります。
 しかし、宗教教育をしてはならないと云うことを字句どおりに
 読みますとできなくなります。しかし現実には行っております
 ということは、宗教教育というのは、特定の宗教を広げるため
 のそういう教育をしてはいけないのだ、国が特定の宗教を特別
 な扱いにしてはいけないんだ、こういう趣旨だと理解をしてい
 るわけでありませう。日本において宗教的情操を国民の皆さんに
 持つてもらおう、非常に大切なことじゃないだろうか、こう私
 は思うわけでございます。もう一遍、この憲法の条章を日本人
 としてどう考えるべきか、理解をし直したらいいじゃないか、
 大いに解釈したらいいじゃないか、そして国の将来を誤らない
 ようにしなればならぬじゃないか、国会が憲法の問題をみ
 んな自由に論議する、そしてわれわれの憲法としてどう宗教に
 対して対処しなければならぬか考えたらいいじゃないかと私
 は思うのであります。

特定の宗教を国家護持する、これは問題だと思ひます。しか
 し、宗教に対して国の機関が礼拝することを許さないのだ、な
 ぜそう言わなければならぬだろうか疑問でならない。いわん
 や靖国神社については、今日では国家の特別の庇護のもとには
 ありません。他の宗教団体とおっしゃる様に全く同じであり
 ませう。そこに国家、社会のために命をささげた、その方を祭り

ているのだ。国の機関が機関として感謝のお気持ちをあらわす
 ために参拝する、それがなぜいけないと言わなければならぬ
 だろうか、私は遺族の気持ちになつても、そんなことを言われ
 ると耐えがたい気持ちになるのじゃないかと思ひます。将来の
 日本国民が、次代を担う日本国民が国家、社会のために
 命を捨ててくれるだろうか、こんな気持ちで参拝してござ
 いまして、もう一遍虚心に日本の憲法をお互い見直したらいい
 じゃないか、議論し直したらいいじゃないか、そして結論を出
 そうじゃないか。結論だけ先に出ちゃっているのじゃないだろ
 うか、結論だけが硬直的な対決をしているのじゃないだろうか。
 議論をした上で、ひとつみんなでよい結論を出そうじゃないで
 しょうか、これが私の真の気持ちでございます。

○小林（進）委員 あなたはまだ、日本が負けたときに占領軍が
 靖国神社の参拝を禁止したということに對し非常にこだわって
 いられるようだけれども、あの戦時中に靖国神社に参拝するこ
 とを強制せられ、弾圧をせられ、それをやらなかつたために監
 獄へおち込まれて獄死した、そういう人たちが一体何万、何十
 万いたか、その苦痛を考えた場合には、これは禁止した方が当
 然なんだ。よく占領軍は言ってくれたと思う。そのわれわれの
 宗教を弾圧し、この戦争に狂奔し、国のために命をささげる、
 その教育の資料にして靖国神社というものをどんなに利用した
 か。

繰り返して言いますと、私も実は日蓮宗なんだ。日蓮宗であ
 りますが、日蓮宗というのは法華經というのが絶対的な信仰の
 対象ですから、これが絶対的に正しいんだから、これを信仰して
 いればこの世もあるいは死んだ後も幸せになるというその教え
 一本にするのだ。これさえあればいい、他の宗教を信ずる必要
 はない、祭る必要はないというわけですから、私は日蓮宗にな
 ると同時に神だもなくていい、ほかの仏壇もなくしちゃう
 った。これが弾圧の対象になつて非国民扱いを受けた。神だな
 もなくて、靖国神社といつたつて、私どもの宗教団体は参拝し
 ないのだ。それは、靖国神社でなく、わが宗教、わが法華經を
 この世に祭ることが、靖国神社を参拝し、すべての英霊を参拝
 し、すべての人たちをお慰めし、敬愛することになるのだから
 これでもいいのだというのが私どもの宗教の教理なんです。す
 べての教理にまつしぐらに進んでいけるのを、靖国神社の前に立っ
 て頭を下げないのは非国民だということ、それはこの席上で
 も言えないくらい私どもは弾圧を受けた。

ために働いたんだ、命だけは悪運が強く長らえてきたけれど
 も、しかし戦争が終わるまで、靖国神社をお参りしなかつたこ
 とだけで非国民の汚名を背中にしよつて、たつた二つですか、
 まあ話は別になります、いま一つは、私はどうしても美濃部
 憲法の正しさを捨てるわけにいかなくつた。この天皇機関説と
 靖国神社を参拝しないという二つのために非国民のレッテルを
 張られて、そして戦時中苦難の道を歩いてきたという自分自身
 の体験もある。だから、戦争が済んで、ああやはりおのれの宗
 教はよろしい、靖国神社も参拝しなかつたつてよろしいと解放さ
 れたときに、本当にどんなに私はほつとして生きがいを感じた
 か、いまでも当時のことが生々として感ぜられる。

それくらい靖国神社というのは、宗教の上に国が権力で圧
 力を加えて、そして国民を苦しめて戦争に狂奔せしめたとい
 う歴史があるのだから、その日本国民を民主的な国民にするた
 めに靖国神社を参拝することを禁じたというのは、日本の軍国主
 義の思想を掃蕩し、日本を民主主義国家に再建するために実
 によき手段をとつてもらつた私どもは感謝して居る。そこに
 あなたと私の考えの相違点がある。

しかし二番目に、あなたは何か靖国神社だけじゃない、ほか
 の宗教と同じようにこれを扱うという、その考えは私は賛成な
 んだ。私だつてそのとおりだ。しかし私は日蓮宗ですよ。日蓮
 宗です。門徒宗だつて、それは西本願寺も東本願寺も靖国神社
 も行きますればいい、わが宗教は、ほかの宗教のいわゆる本山
 とかそういうところは参りしないのだ。わがものが一番正し
 いし、わが宗教を拜むことによつてすべてのもろもろを拜んだ
 ことになるという一つの原則がありますから拜まないのです。
 拜まないが、あなたのようにみんなどこも行って平等に拜む、
 そのどこも平等に扱うために靖国神社も同じ姿勢で、東本願寺
 も西本願寺も本堂へ行つたらお仏壇を拜むと同じように、靖国
 神社もその気持ちで拜んだら、そこに公式、非公式などとやか
 ましい論議をしなくてもいいじゃないかというその一点は、私
 は何かあなたの言われることがわかるような気がします。まあ
 わかるような気がしますが、しかし、時間が来たかと催促が来ま
 したから、私は、この問題はここで結論を出すわけにはいきま
 せん。非常に本質的な問題ですから、また改めてひとつ言いま
 すけれども、半分はわからないが、一部分だけあなたのおつし
 やつたことはわかるということにいたしました。これで終わりに
 しますが、いま矯正局長がおいでになつてから、あなたに

質問することもあったんだが質問時間がないから一つだけ言っておきますよ、せっかくおいでいただいたのでありますから。

(略)

○榊委員 (略)

そこで、本論の質問に移ってまいります。私は、国家機関の基本的なあり方の方の問題として靖国神社の問題でちよつと質問をしたと思うのです。かつて国家神道のもとで靖国神社は陸海軍の宗教施設でした。職員は国家から給与を受け取っておりました。いまは違います。戦後靖国神社はいつ普通の宗教法人となったのでしょうか。それは神道、仏教、キリスト教のいずれでしょうか。あるいは宗教法人はみずからの届け出によるものでしょうか。この三つを最初に伺います。

○別府政府委員 お答え申し上げます。

靖国神社は、昭和二十一年二月宗教法人令の改正に伴う措置として宗教法人となる道を開かれ、所定の手続を経た後宗教法人となったものでございまして、宗教を区分いたす場合には神道系と考へておるものでございます。

○榊委員 いわゆる神社神道の宗教活動といたしましては、キリスト教とか仏教とかと違ひまして、対外的な布教というのはほとんどありません。私の神というのはその家系だものだから知つてゐるつもりでありますけれども、そのかわりに人を集めて祭礼をやり、祝詞を上げ、清ばらいをやつて礼拝をする、これが神道の宗教活動であります。その礼拝も神道式のやり方、玉ぐしを奉奠してかしわ手を打つて、十字を切ることは絶対ありません。つまり、礼拝というのは神道の最大の宗教的活動なんです。そう理解してよろしゅうございませぬ。

○別府政府委員 礼拝を行うことは、現在の宗教法人法で言う「儀式行事を行い」その項目に該当するものと考えております。

○榊委員 そこで憲法第二十条は御存じのように信教の自由を規定し、政教分離を規定し、そしていかなる宗教団体も国からの特権を受けてはいけないとか「宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」云々。それから第八十九条も「公益その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため」これを支出してはならない、こうなつております。その点では、これはもうありふれた常識なんですけれども、この政教分離の問題というのは重い歴史を背負つた

問題であります。特に国家機関が靖国神社にどうかかわるかという問題、これはある意味合いでは何百万の日本人あるいは何百万の宗教者の生活と結びついた問題だと言ふことができると思ひます。

奥野法務大臣は十一月十二日の衆議院法務委員会で、靖国神社は他の宗教団体とは違つた性格を持つてゐる、この点で疑問を抱いてゐるんだ、こう言われましても、靖国神社の特別な違つた性格を挙げるとすれば、法務大臣よく聞いていただきたい、軍の宗教施設として戦争と直結した、それから天皇を尺度に祭神を決めた、こういったことが挙げられるだろうと思ふのです。その点でお聞きしたいのですけれども、現在の一宗教法人としてのあり方はもう間違ひで、戦前のあり方が望ましいというふうにお考えなんでしょうか。

○奥野国務大臣 私が申し上げてゐますのは、靖国神社に対する公式参拝、これが憲法二十条三項の「してはならない。」中に入るか入らないかという問題についてでございます。

政府見解としては、それが合憲違憲何とも断じがたいけれども、違憲の疑いがあるので公式参拝はしないんだ、こういうたてまををとつてゐるわけでございます。したがつて、私自身も靖国神社に参拝します場合には法務大臣として参拝してゐるのではない、個人として参拝してゐるのです、こう答えてまゐつてゐるわけでありまして、しかし、どうもしっくりしないという氣持ちを持っておりまして、そこから問題になつてゐるわけでございます。恐らく政府見解をお尋ねになつてゐるのだと思ふのでございませぬ、(榊委員「いや、法務大臣として」と呼ぶ)法務大臣としては政府見解、いま申し上げたとおりであります。

○榊委員 私は個人として何うつもりはございません。すべて法務大臣として一そこは法務大臣の答弁席ですから、個人じゃありません。

あなたは同じ日に、国の機関ということも挙げて、大臣もある、刑務所もある、国立の学校もある、病院もある、こういうのを挙げて、こういう国の機関として一切靖国神社に参拝することを憲法が禁止してゐると受け取るべきかどうか疑いを持つてゐる、こういうふうにおつしやいました。戦前、戦中靖国神社は国家神道のもとで特別扱ひされまして、戦場で死ぬということも美化するのに利用されました。そしてまさに機関として学校ぐるみ、病院ぐるみで、クリスチャンも念仏者も引率して参拝させられました。このことはクリスチャンにとりましては

自分の神を裏切れということなんです。あるいは日蓮宗の信者にとりましては御本尊を裏切れということなんです。そういうことで宗教家が苦しめられた。これは歴史の事実です。信教の自由は否定されてゐたのです。昭和七年に靖国神社の大祭の際、東京の大学、高専生が宗教上の理由で軍事教官引率の集団参拝を拒否した事件があります。そのときも当時の文部省は、参拝拒否は許されない、こう言つた。さらには御存じ特高警察が国家神道にそぐわない大本教だとか創価教育学会だとかキリスト教徒などを次々弾圧した、獄死させた。昭和十年から終戦までの統計だけでも治安維持法違反などで検挙された宗教関係者——宗教関係者だけが約三千名に上ります。

奥野法相、あなたはそういう痛苦の歴史、これについてどういふふうにお思つておられるのでしょうか。当然と思つておられるのでしょうか、あるいは何か反省的なものがあるのでしょうか。

○奥野国務大臣 昭和二十年に占領軍から国家神道禁止の指令が出ておるわけでございます。いわゆる神道指令であります。そこで神社に官公吏が公の資格で参拝することが禁止になりました。そういう指令は宗教を国家から離す趣旨で言つてゐるんだ、あらゆる宗教を同じ法的基礎のもとに置くために言つてゐるんだ、将来神道が、神社が国家から離れた後においては神社も他の宗教と同じような法の保護を許容される、こううたつておるわけでございます。

そして二十一年にマッカーサー憲法草案が日本側に渡されていまの憲法条文ができたわけでございます。自來この神道指令を占領中はずっと守つてきたわけでございますから、今日ではいまいろいろと御指摘になつた事態はすっかりなくなつてゐると思ひます。また戦前は、神社神道は宗教団体法の適用を受けなかつたわけでございます。むしろどちらかといひますと宗教的な性格を持つておつたと言へるかも知れません。公費も使ひましたし神官も任命いたしましたし、いろいろな指図を国自身がつつておつたわけでございます。終戦直前には内務省に神祇院というものを置きまして、神祇院が神社全体の行政をやつておつたわけでございます。

そういう国が関与する事実は今ではすっかりなくなつてゐるわけでございます。なくなつた現在において靖国神社をどう考へるかということは、新しい観点で考へたいいじやないか、また憲法条文もそういう前提に立つて国民がこれを判断していいつたらいじやないか、こういうことで、いろいろ私なりの考

え方を申し上げてまいりましたのでございます。

○榊委員 まさにあなたが言葉として挙げられておる国家機関はいろいろある。いいですか、病院もある、学校もある、東京大学、国立大学、何々国立病院、これは国の機関です。その機関として靖国に参拝する、こういうことが禁止されていると受け取るべきかどうか疑いを持っている、戦争中のような機関として参拝させたいという御認識ですか、そういうように変えていったほうがいいと……。

○奥野国務大臣 そんなことを言っていますよ。憲法では強制的に参拝させることを禁止しているわけではございません。

そうではなくて、国の機関として参拝することが一切いけないかどうか、これに私は疑問をはさんでおるわけではございません。靖国神社に限らず神社仏閣につきましても他の寺院につきましても、なぜ、国の機関が参拝する、文部大臣が文部大臣として行事に参拝する、それを禁止しなければならないのか。問題は、特定の宗教に特定の地位を国の権限で与えることは避けなければならぬ、私はそういうふうな理解をしておるわけではございません。

また最高裁の判断におきましても、宗教を国から離す、それは一切国が宗教にかかり合いを持つてはいけないという趣旨ではないのだ、こういう判断も下しているわけではございません。

同時に、最高裁の判断を申し上げますと、特定の目的を持って宣伝をする、布教をする、そしてその効果が不特定の宗教を援助する、助長する、促進する、そういうような効果を持つものを、あの宗教活動をしてはならないということで禁止しているんだ、こうたつていっているわけでありまして、でありますから、最高裁の判断におきましても、いわゆる公式参拝というのでも、うか公務員が公務員の資格で参拝する、それを禁止しているわけのものではないんだという疑問も出てくるわけではございません。

○榊委員 よく聞いていただきたいのです。私は機関としてと申しているのです。機関というのは何れも建物じゃないのです。みんな人間が入っているのです。その人間は仏教信者もいればキリスト教徒もいるのです。機関として参拝していいということになりますと、これは全然違うのですね。機関として参拝していい、その中にはキリスト教徒も何でも含まれておる。そうしていいんだという御認識ですか。

○奥野国務大臣 機関という場合には国もありますし、あるいは内閣総理大臣、法務大臣というようなものもございませうれば、学校もございませうれば刑務所もございませうれば、いろいろな機

関がございませう。機関として参拝することについては違憲とも合憲とも断じたいので、政府としては個人の資格で参拝をするということにしているわけではございませう、私もそれに追隨をしているということではございませう。

○榊委員 だから政府としては、機関として参拝することは憲法上も疑惑、疑念があるから、疑いがあるから政府はやらぬ、こうでしょう。そうではございませうね。

○奥野国務大臣 心の問題を、私が神社に参拝した場合に個人として参拝したのだとかあるいは法務大臣で参拝したのだとか、はじめのつけがたい問題ではございませうけれども、いまのような状態でございませうので、機関として参拝したのではないのだ、個人として参拝しているのだ、こう申し上げてきておるわけではございません。

○榊委員 もう一度念を押しますけれども、教育基本法も第九条で国公立の学校、これは宗教的活動をしてはならない。そして機関としてのそういう宗教的活動を禁止しているのです。教育基本法第九条です。これは明言してあります、これは国公立ですから、同じような意味ですよ。

だから、国の機関としては参拝するということはやってはならない。これがいまの立場じゃないでしょうか。政府の立場であり憲法上の認識でしょう。国家の機関としてできるのだ、そうならばこれはまさに国家神道ですよ。そうなりますよ。

○奥野国務大臣 宗教的活動をしてはならないという解釈が問題になっているのです。それは公務員が公務員として参拝することを禁止しているのと、津の体育館の地鎮祭で神道行事を行うように理解するのか。津の体育館の地鎮祭で神道行事を行った。最高裁判所は合憲と判断をした。その合憲と判断をした中では、国が宗教にかかり合いを持つことは一切いけないと言っているのではないですよ、目的、効果から判断すべきですよ、こう言っているわけではございませう。これは参拝を禁止していると私は受けとつていないわけではございませう。

たまたま神道指令で、ほかの寺院に参拝を官公吏が公の資格ではいけないというようなことは一つも言っていないのですけれども、神社に官公吏がその資格で参拝することはいけない、こういう指令を出したわけではございませう。そういう指令を出したのですけれども、その趣旨は宗教を国から離す趣旨ですよ、あらゆる宗教を同じ法的基礎のもとに置くためですよ、神社が国から離れた暁には他の宗教と同じような保護を許されるのですよ、こう言っているわけではございませう。そして二十一年にあの憲

法ができたわけではございませう。宗教に関する規定があるわけではございませう。しかし占領下ですから、神道指令が二十六年までずっと続いておったわけではございませう。二十七年に独立したわけではございませう、同時に神社神道というものが国から離れたわけではございませう。昔の国家神道はなくなっているわけではございませう、新しい角度でわれわれは宗教に対してどう対処するかということをお考えたいではないかと。

教育の場面においても宗教的情操を養っていく、これは非常に大切なことだと思つておるのです。生徒が神社仏閣に参拝することも当然宗教的情操を養うためには役立つのではないかと思つておるのです。それが学校として参拝したら憲法違反だ、こんなことになりましたら神社仏閣にも行けない。弘法大師がどういふお方であつたら、伝教大師がどういふお方であつたら、やはりときにはそういう雰囲気に触れることも宗教的情操を養う上には何らかの効果があつたのではないかと私は思つておるわけではございませう。少し憲法を過大に解釈してはいやせぬだろうかなという疑問を持つておるわけではございませう。しかし、いまたびたび申し上げますように政府の見解でありますから、こう言っているわけではございませう。

○榊委員 奥野さんはどうも自分でおつしやつておる感じがよくわかつていないのじゃないかという気がするので、率直に言つて。

つまり、個人としてでなくて、私が言っているのは機関としてということをおつしやつておるのです。機関として国家にはたくさんある。国家が一つの機関ですよ。たくさんある。機関としてと申す。いろいろな方があるのですよ、宗教信者は。機関として参拝していいということになりますと、結局国家神道のような特別視して、そこに個々人の人たちの信教の自由というのを否定することになるのです。それを私は言いたいのです。これは歴史の一つの経験なんです。そこから今日の一宗教法人としての靖国神社のあり方、政教分離、国家の不介入、こういった本当に原則的な意味がある、こういうふうに思つておるのです。それで私は、抽象論じゃなくて、実際に戦争中にそういうことをやられた、そのことを踏まえて質問しているのです。

それで、率直に私聞きたいのですけれども、私この前鹿児島へ行つてまいりました。それで鹿児島の大坪白夢さんという、これは元読売新聞の記者をやつていた方なんです、鹿児島島の俳句雑誌で「きりしま」というのがあつた。そこで奥野法務大臣が鹿児島の特高警察の特高課長をやられておるわけではございませう。

も、奥野さんの取り調べを受けたといういろいろな事情を私聞きました。決して訴えられませんでした。それで、その特高警察でかつて宗教弾圧だとか言論弾圧をやったということ、これまた歴史のページでありませうけれども、この点についてあなたは、かつてのそういう特高警察のあり方、やったことについてはどういうふうにいま考えていらっしゃるのか、あるいは大坪さんなどそういう犠牲者に率直に反省といえますか、謝るとかそういう気持ちはおありなのかどうか、この点伺いたいです。

○奥野国務大臣 いまお話しになりましたことを赤旗の記事で読みましたし、その後また共産党の方から御質問も受けました。時期を伺ってまいりますと、私が鹿児島で特高課長を七カ月やっておりますので、その間に起きた事件のようでございます。私は一人だと思っておりますが、何か三人おられたようでございます。私が鹿児島を去りましたから後にその人についての処分もあつたようでございます。でございますから、必ずしも事情をつまびらかにしてはいないわけでございます。当時の治安維持法のもとにおける事件であつた、こう理解をするだけのことでございます。

○榊委員 これは治安維持法のもとで行われたという、それが是だったのか非だったのか、この点はどういう御認識でしょうか。

○奥野国務大臣 それは当時の裁判所なり検察機関なりの判断するところだと思います。

○榊委員 奥野さん自身はどういうふうに思っていますか。

○奥野国務大臣 当然治安維持法がよかつたとか悪かつたとかという問題があるわけでございますけれども、私はもちろんなかつた方がよかつたなという気持ちはいたしませんけれども、その当時の政治判断で、当時の政治に携わつておつた人たちが考へて決めたことだ、こう思っております。

○榊委員 なかつた方がよかつたこれはもう当然のことでありまして、あれだけの宗教弾圧を生み出した、言論弾圧を生み出した、治安維持法のもので、やはり国家神道、そのもとに宗教者を従へていったというのも、またそういう時代の政治の所産でもあつたわけですから、そういうことはもう繰り返さないというこの上で、靖国神社の問題には厳正な態度をとる必要がある、こう思うのです。しかも、靖国神社には東条英機らA級戦犯も祭られております。あなたは、戦犯の行為についての判断はともかくとして、そういう事情を前提として国の機関とし

ての参拝もあつていいのじゃないかというふうにお考えなんですか。

○奥野国務大臣 国家、社会のために命を捨てたその方々を靖国神社にお祭りしているのだ、こう考えておるわけでございます。国家、社会のために命を捨てた方々に対して感謝の気持ちをささげる、そういう国家、社会の機関があつてもしかるべきじゃないかなという疑問を持つておるわけでございます。だからまた、公的参拝がなくても私人として参拝しているわけでございます。

○榊委員 つまり個人的に、宗教とはかわりなしにやる方法は幾らもあるわけですか。例の千鳥ヶ淵もそうですし、それから国が行つておる毎年のそれもそうです。

問題は、国としての機関としてということがいま一番の論議になつておるわけだし、また宗教者自身一番不安を感じているのもそこでございます。したがつて、そういう点は非常に重い中身を持つたものだということでございます。あれだけの日本人犠牲者があつたわけですし、日本人が三百万死傷したというだけではなくて、アジア人だつて五千万も六千万も死傷したと言われているのです。そういう点で、東条英機らA級戦犯も祭られておる。国のために、こうおっしゃいますけれども、同じ戦争で死んだ人でも祭られていない人もいます。西郷隆盛とか、要するに西南の役で倒れた人は祭られております。これはやはり別の角度で排除されたわけですか。ところが東条は祭られておる。

その前に、やはりその機関として云々ということになりますと、多くの宗教者も納得しがたいし、憲法論の問題ももちろんありますけれども、同時に、そういう事態に対して耐えがたい、認めるわけにはいかぬ、一体われわれの過去はどうなるんだ、戦争犠牲者の過去はどうなるんだ、遺家族のあれはどうなるんだ、こういう気持ちは生まれてくるのは私は当然じゃないかと思つておる。だから、そういう重みを持つた問題として、私は奥野法相の言われている機関として云々というところには非常にひつかかるわけでありませう。その点いかがでございますか。

○奥野国務大臣 憲法の二十条三項は「國及びその機関は」という言葉を使つておるわけでございます。同時に、神道指令が出ましたときは、官吏は公の資格において神社に参拝することとはまかりならぬ、こう言つておるわけでありませう。そういうようなところを私は公式参拝というようにこのごろ言われてお

るんじゃないかなというように思つておるわけでございます。また靖国神社の場合には公式参拝の意味があるんじゃないかな、国の機関として、それぞれの機関として参拝することに意味があるんじゃないかな、こう思つておるわけでございます。

私は、なぜ機関として寺院に参拝することがいけないのだろうかという疑問もみんなが持つていいんじゃないだろうか、その上でなおかついけないという結論が出るなら、それはそれでいいんじゃないかな、こう思つておるわけでございます。まあフランクにひとつ議論をしたらいいんじゃないか。国家神道禁止の指令を占領軍が出しまして、そしてそのとおり国家から切り離されたわけでありませう。現在では他の宗教と神社とは同じ処遇のもとに置かれておる、こう私は思つておるわけでありませうから、同じ処遇のもとにおいて国の機関が参拝することを禁止しなければならぬかどうかということ議論もしていいんじゃないかな、こうも思つておるわけでございます。

○榊委員 そが問題なんですか。

国としていいなということになりましたら、それはもう大問題になりますよ。だつて、まさに機関としていいんだという戦前、戦中のあのやり方というものが宗教弾圧を生んだのです人間から成り立つ機関なんですからその中には――閣内だつてそうですよ。クリスチャンの方もおられますよ。恐らくあると思います。病院、学校みんなそうですよ。まさに信教の自由なんです。多様なんです。それを特定の神社だけ機関として丸ごと、こういうことになりましたよ。それは絶対許されませぬ。それを認めるということ、これはもう政教分離の大原則を踏みこむ。これはある意味においては数百年來の既定の原理を破壊するということになるのです。それについて、私いま議論しようと思いません、恐らくもう平行線だから。だけれども、私はそういう重い問題なんだということを言つておきたいのです。

そこで、余り時間ありませんので一つ二つですが、参拝については宗教的活動というよりはどちらかと言へば宗教的行為だということ十二日の法務委員会でおっしゃつておられますけれども、これは先ほど文化庁が答へたこととも違ひます。参拝、神道式の参拝、これは宗教的活動のものなんです。これはいかがでしょうか。

○奥野国務大臣 私、法務大臣として答へると言われるなら、憲法問題、宗教問題は私の所管ではございませんから、私はお答えをしません、こう申し上げた方がいいのかもしれない。しかし御熱心にお尋ねいただきます、また議論を交わす

ことも大事なことでございますので、あえて答えさせていただきます。いろいろな解釈があつていいと思つたのですが、たとえば憲法二十条三項、国及びその機関は宗教教育をしてはならないと書いてあるのです。しかし、だれも学校が宗教的情操を養うような教育をして悪いとは考えていないと思つたのです。同時にまた、いかなる宗教的活動もしてはならないと書いてある。その宗教的活動を、最高裁判所の判断は私が先ほど申し上げたようなことを言うておるわけでございます。国が宗教に一切かかわりを持つてはならないと言つているのじゃありませんよ、こう言つておる。それじゃかかわり合いを持つてゐるものは何かというと、参拝などが入るのじゃありませんでしようかなという疑問を私は提示しておるわけでございます。

同時に、憲法が保障しているのは信教の自由だと私は思うのです。その自由を国の側から保障するために、国が積極的に特別の宗教を保護するようなことをして実質的に信教の自由を損なつてはいけないよという意味で二十条の三項なり八十九条なりの規定が置かれてあると思つたのです。問題は信教の自由を保障する、それをより強く保障するために国の側が特定の宗教に対して特別な力を与えたりするようなことは避けるべきだ、こう言つておるわけでありませう。

先ほど来おつしやつておることは、戦前、国が神社神道に対して特別な地位を与えてきた、国家主義を鼓吹する材料にもなつてきた、だから神道指令も出たわけでございますし、またその指令に従つて国は神社を切り離したわけでございます。今日ではもう神社神道も他の宗教も、キリスト教であれ仏教であれみんな同じ立場に立つようになつておるじゃないか、それを昔の夢をそのままいまも現実にあるような考え方をとることは穏当でないように私は思つておるものだから、ひとつキリスト教も仏教も神社神道もみんな同じ立場でどうあるべきか、国が一切かかわりを持つてはいかぬのかどうか、参拝することまで禁止しなければならぬのかどうか、これも考えたかどうか、こういう疑問を私は言うておるわけでございます。

○榊委員 奥野さんは法務大臣として余りよいいなことを言わぬ方がいいかもしらぬと言つた。本当に言わない方がいいのです。宗教的活動をどう見るか、文化庁の判断と違ふのです。宗教団体の所轄は文化庁でやつております。宗教法人の扱いもそこがやつ

ております。その文化庁が先ほど、神道における宗教活動、いろいろなものがあります、神道式の礼拝もそうですと認めなければ。しかし法務大臣はそれと違ふことを平気でおつしやるわけですよ。言わぬ方がいいかもしらぬけれども言つておつしやる。同じ場所で、同じ閣内で、同じ省庁、しかも一方は責任者、これほど違ふ。こういうのが一体まかり通つていいのだからか。これが鈴木内閣だろうか。どつちが政府の見解を代表しているのだろうか。迷いますよ。

そういう点では、いまの奥野法務大臣のそれは常識に反するだけでなくて、宗教の当該所轄官庁の公式の見解を否定するものです。これは間違いございませんよ。取り消してはいかががでしようか。

○奥野国務大臣 どういう参拝が儀式であり、どういふ参拝が儀式でないのか、いろいろな考え方もありますし、二十条二項に「儀式」といふ言葉を使つておられますけれども、その二十条の二項がみんな三項の宗教的活動というわけじゃないのだということも最高裁判所の判断で言うておるわけでありませう。儀式だから宗教的活動を禁止しているその禁止の中に入るのだというわけのものではない、目的と効果の両方から考えてみて信教の自由を阻害するような結果を生むものかどうかという判断をしなければならぬということになるのだから、こう思つております。

○榊委員 少なくとも奥野法務大臣の宗教的活動についての理解は文化庁の判断とは違ふということだけはお認めになりますか。

○奥野国務大臣 私は文化庁の見解をつまびらかにしております。ただ、いま二人の応答を聞いただけのことでございますから、違ふのか同じなのかよくわかりませぬ。

○榊委員 だから私は、奥野さんは自分のおつしやつておるものがどうもわかつておられないのじゃないかという気がしきりにしているのはそこなんです。私は学説の問題で聞いているのじゃないのです。神道に即して私は聞いているのです。だから違つた見解が横行するようないまの鈴木内閣の状態、この点については統一見解を發表したならその統一見解でやはり処すべきだと思つたのですよ。

時間が参つたやうでありますので、最後に一言だけお尋ねしておきます。憲法制定議会のときに信教の自由の問題も相当論じられました、当時の田中耕太郎文相も、戦前のことについては実は神社は宗教ではないというふうに言われたけれども実際

は非常に宗教的だつたのだということを述べておられるし、森国務相も、国家機関は文字どおり一切の宗教的活動をやつてはならないのだということを述べておられるわけでありませう、読み上げる時間はいまありませんけれども、これは現憲法を制定したときの所信であり、また正確な理解であつたと私は思うのですけれども、その点についてはどういふ御感想をお持ちでしょうか。

○奥野国務大臣 宗教的活動をしてはならないということについては私も全く同じ考え方を持つております。その宗教的活動に参拝が入るか入らないかということに疑問を持つておるわけでございます。そのことは憲法制定の際にも深くは論ぜられていないのでございます。占領軍がくれましたマッカーサー草案が大体それと今日日本の日本国憲法になつておるわけでございます。

○榊委員 そう言つてまた言わなくてはいけませんので、議論されなかつたとおつしやいますけれども、いま読み上げたのはまさに論議ですよ、田中耕太郎さんにしたつて金森さんにしたつて。それはそれは詰まらなかつた、こういふことになつて、どういふふうなそれを判断されるか。しかし少なくとも田中さんや金森さんのそれを不十分だつたなどと言つるのは、常識的に見ましてこれはいろいろ声は出てくるだろうと思つたのです。終ります。

【五四九】参議院法務委員会(第九十三回閉会後)会議録第一号(昭和55年12月18日)

(発言者)

戸塚進也(委員)

角田禮次郎(説明員、内閣法制局長官)

奥野誠亮(国務大臣、法務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○戸塚進也君 次に、靖国神社の問題について若干お尋ねしたいと思います。

法務大臣の信念、私は高く評価しております。総理も先般私どもに対して、少なくとも福田・大平両内閣より絶対後退しないと、こういうことを総理自身もおっしゃったところであり、何か国会で議論があると、靖国神社問題での法務大臣の発言を批判するような意見が大変多くて私は残念です。法務大臣、そういう応援するというか、法務大臣の信念を高く評価している者がたくさんいるということも忘れないで、しっかりとつがなばっていただきたいと、こういうふうな思いです。

そこで私は、きょう法制局長官にまず伺いたい。内閣法制局長官、御苦労さんでございました。内閣法制局でかねてから出していらっしゃる玉串料公費負担、それから閣議決定、こうしたものをするに憲法に抵触する疑いあり、私はそういうふうな感じているんです。だから、法制局長官のおっしゃるとおり、いまの玉串料公費負担、閣議決定というものは、これはもう百歩譲って法制局長官のおっしゃるとおり、じゃ、そこは一応ここに置くとした場合は、全く違憲ではありません。

○説明員(角田禮次郎君) 閣僚の靖国神社の公式参拝というものにつきましても、憲法二十条三項との関連において問題があるということ従来から政府の見解として申し上げているところであり、その場合の公式参拝という言葉の意味は、閣僚が公的な資格で参拝することであり、したがって、閣僚の行う参拝が公式参拝であるかどうかは、もっぱらその参拝が公的な資格で参拝したものであるかどうかということにかかるとございまして、閣議決定を行わない、あるいは玉串料を公費で負担せずに参拝を行いさえすればそれで公式参拝にはならないとか、あるいは憲法上、一切問題がないというふうな解釈するわけにはいかないというふうな私どもとしては考えて

おります。

なお、御指摘の閣議決定をするとか玉串料を公費で負担するというようなことについて若干敷衍して御説明申し上げたいと思いますが、そういうことについては確かに五十三年の十月の統一見解の中で言及しておりますけれども、これは去る十一月二十六日の衆議院の法務委員会でも御答弁申し上げたところでございますけれども、そういうことをすれば公式参拝をしていないという言いわけは立たないですと、そういう一つの外形的な判断標準として申し上げたと、こういうふうな理解していただきたいと思います。

○戸塚進也君 法制局長官、もう一言、一言で答えてください。靖国神社へ参拝された閣僚が、私的でございますと、こう一々断らなければいけませんか。黙っていてもいいんですね。それは別に、堂々と参拝されて、あなた私的ですか公的ですか、私は私的ですよと一々断らなければいけませんか。憲法にさわりますか。私は、やっぱり閣僚が信念として参拝しました、それいいと思うが、どうですか。いいんですね。

○説明員(角田禮次郎君) 大変微妙な御質問でございますけれども、政府の方針としては、かねて国会においてお示し申し上げているとおり、閣僚が靖国神社等に参拝する場合には、私人としての参拝をするという方針を守っていたということになっております。

質問を受けたときに答えるかどうかというようなことは、これは私からはお答えすべき問題ではないと思えます。

○戸塚進也君 長官が、それはお答えすべき問題ではないが黙っていても別に問題ない、こういうふうにおっしゃったと、私はそういうふうな解釈いたします。

そこで、法務大臣にちよつとお尋ねしたいんですが、このように靖国神社へ行けば違憲だ、違憲だというようなことを言われたのじゃ、どうも本当に私どもはらわたが煮えくり返るような気持ちがあるんですよ。で、靖国神社だけでなくその他の神社であっても、今度総理が一月四日にいらっしゃるあのお伊勢様にいたしましても、それからキリスト教の教会にいたしましても、それから仏様を飾っていらっしゃるお寺にいたしましても、そのような大臣が御参拝なさることが違憲だと私は思いませんが、もしそういう疑いがあるとするならば、たとえばそういう神社、仏閣等へお参りすることについては、これは即座に憲法二十条には抵触しませんという特別立法でもあつたら、これは全く靖国神社問題などは一遍に解決すると思

うけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま法制局長官が言われましたように、政府の見解は、違憲の疑いがあるということになっていくわけであり、違憲の疑いがあるということは、違憲とも考えられるし合憲とも考えられる、その灰色だと、こういうことだと思えます。私は閣僚の一員でありますから、政府の見解に従った行動をとってまいります。ただ、個人として、何回かお答えしてまいりましたように、合憲という解釈をしたいという気持ちを持っております。

なぜこういうことになってきたかということについて、私なりにこう申し上げてきております。戦争に負けました二十二年に神道指令が出ました。それまでは神道は宗教とはされていなかった。したがって、国家神道禁止の措置を占領軍がとつたと、こう言われているわけであり、その神道指令の中で、官吏は公の資格で神社に参拝してはならない、これが私は公式参拝禁止ということになったのだらうと思えます。そして、二十一年にマッカーサー憲法草案が基礎になって日本国憲法が生まれた。そして、二十条の信教の自由の規定あるいは八十九条の公金を宗教などに使ってはならないという規定が生まれておつたわけでございまして、その憲法を、また神道指令が存在したままに占領期間中過ぎたわけであり、したがって、占領期間中は二十六年まで官公吏は公の資格で神社に参拝してはならない、これを守ってきたわけがございまして、私は独立後もそのまま守られてきているのじゃないかなという感じを持って

いるわけであり、

ところが、神道指令の中に、戸塚さん御承知のことでございますけれども、神道も他の宗教と同じ法的な基礎に置くのだ、そのためにこの指令を出しているのだと。神道が国から切り離された場合には他の宗教と同じような法のもとに置かれる、これは許されるのだと、こう書いてあるわけであり、神道指令は神社に参拝してはならないと書いてありますし、また、学校も神社に参拝してはならないと書いてありますけれども、寺院に参拝してはならないとはどこにも書いてないのです。

ですから私は、国教的な地位を神道に与えておつた、それを避ける趣旨において神道指令が出されたし、憲法も私はそれ以上出るものではない。だから、寺院に参拝することを禁止してはいないし、国から切り離された神社に参拝していることも禁止してはいないじゃないか、こういう考え方を持っているものから、私としては公式参拝違憲とはどうしても考えられな

【五五〇】第九十四回国会参議院会議録第三号（昭和五一年一月二十九日）

い、こういうことを申し上げてまいったわけでございまして、しかし、そういうことを強調いたしますと、政府の見解と相反する行動をとろうとしているじゃないかと、こういうような批判も受けるものでございますから、できる限りこういうことは申し上げたくなかったわけでございますけれども、たまたま戸塚さんからお話もございましたので、率直にお答えをさせていただきます。早く合憲であるか違憲であるか決着をつけたいな、いつまでもあいまいなまま政府が終始しているということは私は問題を混迷させるばかりじゃないか、責任ある政治家の姿勢ではない、こういう気持ちを深く持っております。

○戸塚進也君 全く私は大臣と見解を同じくするものでして、大変心強く思った次第でございます。しっかりとがんばっていただきたいと思えます。

（略）

○瀬谷英行君（略）

太平洋戦争は莫大な犠牲を払い、日本は有史以来初めての敗戦を経験しました。この戦争の責任は、開戦を主張し実行した東条元首相が免れることはできないと思えます。ところが、戦犯として処刑された東条総理を初め、この戦争の推進者であり責任者だった人々が、犠牲となった戦死者と一緒に靖国神社に合祀されております。閣僚の靖国神社公式参拝以前の問題としてこのことをどう思われるのか。また、太平洋戦争の犠牲者は軍人軍属に限られません。広島、長崎、沖縄、東京を初め、国内から海外に至るまで実に多くの不幸な犠牲者を出しております。このような多くの戦没犠牲者全部の慰霊の方法を宗教色を離れて考える必要があるのではないかと思います。総理の見解を伺いたいと思えます。

（略）

○国務大臣（鈴木善幸君）（略）

次に、軍人、軍属の人たちだけでなく、広島、長崎、東京の他で犠牲となられたところの方々を含めて、その霊をお祭りし、そして無宗教の方式で慰霊を行うということについての御意見でございます。

私は、一つの貴重な御意見として拝聴いたしました。いわゆる靖国神社をめぐる問題については、従来からいろいろな意見や議論があるところであります。私は、事柄の性質上、広く国民各層、あるいは国会においても各党各会派の間でよく話し合い、意見を出し合って合意が形成されていくことが望ましいと考えております。

（略）

（略）

○西村尚治君（略）

最後に、靖国神社の国家護持と公式参拝について伺います。古今東西を問わず、世界のどの国でも、戦争その他国家の危急に際して祖国のためにとうとい命をささげた人々に対して、国家として崇敬し、その遺徳をたたえ、霊を永遠に祭っております。しかるに、わが国におきましては、戦後、靖国神社は一

宗教法人とされて、国との関係を全面的に断たれ、国に殉じた人々の英霊は公に祭られることなく、総理大臣も公式に参拝できないとされております。これでは、祖国に殉じ、靖国神社に祭られることを信じて散っていった英霊に対して申しわけない限りと言わなければなりません。

今日、わが国が世界で確固たる地位を築き、平和と繁栄を享受できるのは、この幾百万同胞のとうとい犠牲によるものであるのであります。このことを思えば、国を挙げてこれらの人々に感謝の誠をささげるとともに、速やかに英霊の国家護持を考えなければならぬ、それが今日のわれわれの責任だと思っております。このことは同時に、夫や子や兄弟を祖国のために失った遺族の方々の心からの願いでもあります。

靖国神社の国家護持や公式参拝が憲法の条項に照らしてどうしても不可能だというのは、それを可能にする道を探るべきだと思えます。靖国神社を超宗教的なものとして位置づけて、国民こそ尊崇する霊廟として祭る方法もかつて考えられていた経緯もあります。英霊の国家護持、このことを真剣に考えていただくことを特に訴え、総理の御決意を伺う次第であります。

（略）

○国務大臣（鈴木善幸君）（略）

靖国神社の国家護持については、従来からいろいろな意見や議論があるところであります。事柄の性質上、国民各層、あるいは国会において各党各会派の間でよく話し合い意見を出し合ってまとまることを望ましいと考えております。いわゆる靖国神社法案については、従来、国会に議員提案されてきた経緯があるので、政府としてはその推移を見守っていきいたいと思えます。

靖国神社への公式参拝についてであります。政府としては、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社へ参拝することは憲法第二十条第三項との関係で問題がありますので、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で参拝することは差し控えるという一貫した方針をとってきたところであります。なお、今後この方針を変えることは考えておりません。

（略）

【五五二】第九十四回国会参議院予算委員会会議録
第二号（昭和56年2月12日）

（発言者） 竹田四郎（委員）
鈴木善幸（国務大臣。内閣総
理大臣）
【発言順。敬称略】

○竹田四郎君 いままで、総理に就任されてもう半年以上経過されたと思いますが、非常に権力や影響力を持つているあなたとか政府高官とか自衛隊の幹部とか、そういう人たちが個人的に行動をする、あなたも靖国参拝は個人の資格で行ったところおっしゃられる。ほかの大臣もそういうことを言っておる。あるいは竹田統幕議長が発言にしても、個人的な立場で話をしたと、こう言っている。奥野法務大臣にいたしましたも、個人的な見解とか、自民党员として発言をしたんだと。こういうふうな形で改憲論が進んでおるし、あるいは文民統制もそうした問題で大変危機に陥っている、私はこういうふうなふうに思うわけがあります。

で、先ほどの雑誌は、「首相はあたかも根なし草のようで、足場がはつきりしておらず、ときどきの状況を見直しながら、右に左にぐらついている。それを「和の政治」という便利な言葉でカムフラージュしている」と、こう評しておる。これは私が言っているんじゃないかと雑誌が評している。これに対してあなたはどうか考えですか。

○国務大臣（鈴木善幸君） 私は、その雑誌なるものは読んでおりません。また、その雑誌に「私」がここで答えするわけにまいりません。しかし、竹田委員がいま御指摘になりました靖国神社に対する参拝、これは、国民ひとしくだれでも思想、信条の自由また宗教の自由がございまして、参拝をするということについてはだれからも制約を加えらるべき筋合いのものではない。それを制約をしようとしたらそれが間違いであるというのが私の考えでございます。

【五五二】第九十四回国会参議院予算委員会会議録
第四号（昭和56年3月9日）

（発言者） 小野明（委員）
鈴木善幸（国務大臣。内閣総
理大臣）
【発言順。敬称略】

○小野明君 そこで、私はそれを受け継いでいいと思うんですけど、総理のいままでのなさってきたことを見ますと、靖国神社へ参られる、あるいは伊勢神宮へ参拝される。私も第二次大戦、戦争の被害者に対する尊崇の念というのは総理に劣らない、他に劣らないつもりでおります。しかし、靖国神社に参られる、あるいは伊勢神宮へ参られること、憲法上一点の疑義がないか、これはやっぱりあるわけです。それは現に田中通産大臣も靖国神社へは参っておられぬ。あとはそろい踏みで大体参られているヨハネ・パウロ二世も広島に行かれ、長崎に行かれて、世界へ向けて声明をなされた。総理も——広島の前念式典に宮澤官房長官出られたようですが、総理自身が出られて世界に訴える、こういう行動があつてしかるべきではないかと思ひますが、どうお考えになりますか。

○国務大臣（鈴木善幸君） 私が私人として靖国神社あるいは伊勢神宮を参拝しておりますことは、これはどなたからもとやかく言われる立場にはない、あくまで宗教の自由に基づきまして私人として参拝するわけでございます。

なお、広島あるいは長崎等につきましては、私の日程の都合で宮澤官房長官に代理として出席を願つたわけでございますが、今後におきまして、日程の許す限り私もぜひ出たいと、こう思つております。

○小野明君 ぜひひとつ広島あるいは長崎の、両方というのは無理かもしれませんが、式典には御出席をいただきたいと思ひます。

【五五三】第九十四回国会参議院予算委員会第二分
科会（（防衛庁、経済企画庁、大蔵省及び通商産業省所管））会議録第三号（昭和56年3月31日）

（発言者） 山崎昇（委員）
大村襄治（国務大臣（防衛庁
長官））
夏目晴雄（政府委員。防衛庁
長官官房長）
佐々淳行（政府委員。防衛庁
人事教育局長）
【発言順。敬称略】

○山崎昇君（略）
それから次に、これは通告してありますように、後二カ月後にまた旭川の護国神社の例大祭が始まるわけですが、過去この問題についてかなり議論がありました。

（主査退席、副主査着席）
私から一、二確認をしておきたいと思うんですが、一つは、一昨年の五月二十二日の参議院内閣委員会では野田委員から質問がありまして、当時防衛庁長官が山下さんでした。「宗教的活動につきましては、私どもいたしましては、宗教的色彩を帯びた行事に自衛隊の音楽隊、ラッパ隊等が参加することは宗教的活動に関与したことになるので、厳に慎むべきである」というふうなことで申しておる次第でございますが、その趣旨は十分徹底いたしておると思ひます。」と、こうなつておる。しかし、昨年はこの趣旨に反して多くの自衛官が出席をした。特に北部方面総監は初めて去年は式辞を述べておる。大湊の海上自衛隊からも音楽隊が出席しておる。こういう状況になつておりました、昨年の十一月二十日に、これまたわが党の矢田部委員から質問があつて、当時の防衛庁は、十分実情を調査してみたいという答弁がございました。その後、どういう調査をしてどういう状況であつたのか、まずお聞きをしてから、具体的に聞いていきたいと思ひます。

○国務大臣（大村襄治君） 昨年十一月二十日の参議院内閣委員会において、矢田部委員から御質問のあつた北部方面総監等の護国神社への参拝等について調査いたしました結果を御報告申し上げます。

北部方面総監等の護国神社の参拝につきましては、北部方面

総監太田穰ほか五名の者が北海道護国神社奉賛会長から招待状を受け、各人休暇をとり、昭和五十五年六月五日に私人として護国神社に参拝したものであります。その際、神社まではタクシー等公共交通機関を利用し、かつ玉ぐし料は私費で納め、記帳は肩書きを用いず、随行者もいない全く私人としての参拝でありました。

なお、制服は着用していましたが、私人として行動する場合の制服の着用は個人の判断に任せているもので、問題はありません。

祭詞については、奉賛会長の依頼により、北部方面総監である太田穰が肩書きなしの私人として読み上げたものであります。なお、音楽隊の市中行進につきましては、自衛隊の北部方面音楽隊等の音楽隊は、六月五日、旭川市の主催による各種団体等の市中行進の一部として行進に参加したものでありまして、御指摘のような護国神社の例大祭に参加したものではありません。

以上のような調査の結果でございますが、今回の参拝及び音楽隊の行進は、防衛庁の指導方針——山下元長官が国会において答弁した、そして指導方針を定めたのでございますが、その指導方針の個々の条項に当ってはまっておりますものであることが判明いたしましたので、この機会をかりまして慎んで御報告申し上げる次第でございます。

○山崎昇君 それでは重ねて聞きますが、青森県の自衛隊大湊音楽隊は、これは出張ですか、それとも休暇で行ったわけですか。これは一体どういう調査を行われたんですか。そして、私の調査では第二師団に宿泊をして第二師団の営庭から行進に参加をしておる。一体これはどういうことなんでしょうか。休暇をもとっておると言うならば休暇等を出してもらいたい。

○政府委員（夏目晴雄君） 先ほど大臣から御答弁がありましたとおり、この音楽隊の市中行進につきましては、護国神社の例大祭とは全く切り離された形で、旭川市あるいは旭川市の地区の吹奏楽連盟あるいは北海タイムス社が主催して行われたものであります。また、自衛隊の音楽隊はこの市中行進に参加しておりませんが、これは旭川所在の各種団体、八十幾つあったと記憶しておりますが、そういう団体と一緒に行動している。しかも、自衛隊の音楽隊につきましては、一般の行進とは別に自衛隊の駐とん地から出発して途中で合流して旭川駅に行っているということが実情でございます。決してこの宗教的行事に参加したのではないということをまず申し上げておきたいと思

います。

○山崎昇君 それは論弁じゃないですか。六月の四日、五日、六日と三日間あるんですよ。この護国神社の例大祭と切り離れた行事なんでも一つありませんよ。そして、これは平日に行われているんです。後で文部省にもお聞きしますが、そういう詭弁は言わぬ方がいい。私はいまここに当時の写真を持っていきます。いまこれ長官に見せますが、一つは北海タイムス社という、ポースカウトが標示を持っているのかわかりませんが、この「フオート」という写真に載った自衛艦旗と同じものでありますから私は違うものじゃないと思っております。そして、さらに御丁寧な自衛隊員の一人は日本帝国海軍という帽子をかぶって、これも写真がある。こういう行動をとっておつてどうしてこれが個人なんですか。どうしてこれがこの護国神社の例大祭と違うんですか、別な日にあつたのならいざ知らず。そして、さっきも申し上げたように、この大湊の音楽隊は第二師団に宿泊をしております。そして、ここに写真たくさんありますが、第二師団の営庭は全部こういう方々の、遺族会も入りますが、バスの駐車場に開放して、そこから出発しているんです。何でこれが個人なんですか。ちよつとこれ防衛庁長官に見せてやつてください。一体自衛艦旗とか自衛艦旗の管理というのはどういう仕組みでやられているんだろうか、あわせてそれもお答え願いたいと思つておるんです。

○国務大臣（大村襄治君） お答えいたします。先ほど、太田北部方面総監ほかの護国神社参拝につきましては、個人としての参拝であるということを示し上げたわけでございます。

音楽隊の方につきましては、護国神社の行事に参加したものでございませぬ。別個に地元の要請に従ひまして市中の行進に参加したものでございませぬので、個人としての参加ということではございませぬ。

艦旗等についてのお尋ねにつきましては、政府委員をして答弁させたいと思つておる。

○政府委員（佐々淳行君） これ、官房長の所管かもしれないが、ちよつと私の記憶で、いま確かめておりますけれども、先生御指摘でございますが、ほかに何にも行事がなかったではないかと、例大祭以外になかったではないかと、御指摘なん

でございますが、市民音楽大会というのがたしかこの前夜に行われ、かつ当日は市民音楽パレードという行事が行われておりまして、これに対する広報活動としての出張でございます。例大祭参加とは関係ないということでございます。

また、例大祭の行われなかった護国神社との御指摘の第二師団の入り口とは大変至近距離でございます。その関係で護国神社の前を通つた事実はございますけれども、この音楽隊が参加をした行事は市民音楽パレードという行事に参加したものと承知しております。

○山崎昇君 あんまりあなたの方、そういういいかげんなことを言わぬ方がいい。これは北海道護国神社慰霊大祭式次第がある、三日間の。護国神社の慰霊大祭と無関係の市中行進がどこにありますか。第一日目が六月四日、第二日目が六月五日、三日目が六月、全部これ式次第がある。その一環の行事として全部行われているんですよ。余りいいかげんな答弁せぬ方がいい。私は旭川知つておりますよ。私が陸軍二等兵で入隊するときに、護国神社の前にかつて工兵第七連隊がおりますよ。そこには入隊したんですから、あの近辺全部知つていますよ。そういうことも踏まえて私はこの間旭川へ行つてきた。一括書類全部これ、もたらしてきた。三日間の例大祭の行事なんだ。このほかにもたくさんありますよ。書道会だとか、あるいはここにもあります。戦車を公開して子供に乗せているとか、たくさんありますが、いずれにいたしましても護国神社慰霊大祭式次第の中でこれが全部行われている。無関係なんということは言わせぬ。

それから、さつき指摘しましたあの自衛艦旗は、あれは何ですか。一体自衛艦旗とか自衛隊旗というのはだれがどういう保管をするのか。これは二本も三本もあつて、そこに持つているそれはにせ物なのか本物なのか。そういうものを持つて堂々と行進して、何でこれが個人参加なんですか。

○政府委員（夏目晴雄君） 先ほど来申し上げているように、北部方面総監の護国神社参拝が個人としての資格で参拝したということをお願いしているわけで、音楽隊が個人で参加したということとは私ども申していません。音楽隊はあくまでも広報活動の一環として参加しているものでございませぬ。

○山崎昇君 憲法上問題があるというふうな宗教的行事の例大祭に自衛隊が宣伝だということかどうで部隊として参加したら、私はなおさら許されませぬよ。だから、さつき私が読み上げましたように、かつて山下さんは、自衛隊の音楽隊、ラッパ隊等

は参加することはいけないんだ、厳に慎むんです、それはもう行き渡っているんです、こういう答弁が行われて、なおかつそういう形のがやられている。

それから、自衛艦旗というのは、あれ自由に音楽隊が持ち出してああいうことをやっているんですか。それも聞いておきます。

それから、その写真にありますように、旧大日本帝国海軍の帽子をかぶって——これはまあ一名であります、仮装行列でも何でもなく、そして行進に参加する、復古調もいいところですよ。そういうことが自衛隊としてあたりまえなんです、宣伝なんです、こういうふうに見えるんだらうか。一体自衛艦旗とか自衛隊旗というのはだれがどういう保管をして、いつどういにかっこうで使うのか、それもあわせてひとつ答弁願いたい。

○政府委員(佐々淳行君) お答えいたします。

たとえば護衛艦が就役をいたしますと、これに対する艦旗授与という行事等が行われまして、その連隊旗あるいは艦旗、こういうものはその部隊のいわば——昔からそうでございますけれども、士気高揚のためあるいは団結の象徴という形で、そういう部隊の象徴というものであろうかと存じます。しかしながら、パレード等を行います際にこれを使ってよろしいか悪いかということでございますと、先生ごらんになったかもしませんが、観閲行進であるとか、あるいはその他の諸行事につきましては、指揮官旗あるいは自衛艦旗等を使用しておる場合がございます。旭川の市中パレード、もしもこれが宗教的な行事であるところの護国神社の大祭に参加をしたと、こういうことになりまして先生御指摘のような問題が生ずるかと思っておりますけれども、広報活動の一環として正規の旅費でもって参加をした場合、市中パレード等にそういう隊旗等を使用する場合もございまして、国旗もこれまた使用しておる状況でございますので、その点は差し支えないのではないかと考えております。

○山崎昇君 先ほど来あなた言っているように、護国神社の例大祭でなければ、何であなた旭川市でそういう行事が計画されてやられるんですか。例大祭だからあなた方も行っているんじゃないですか。

それからもう一つ、大日本帝国海軍の帽子をかぶって歩いている。これは一体どういうふうな理解したらいいんですか。

○政府委員(佐々淳行君) 帝国海軍の帽子をかぶっているという事実は、実は私ただいま初めて承知をいたしましたので、これは調査をいたしたいと思っております。

それから、行事につきましては、これは例大祭行事ではなくて恒例の旭川市の市民行事と承知をいたしております。

○山崎昇君 そんなことありませんよ。

それから、北部方面総監のあいさつ文、私はここに全文持っています。そして、先ほどは個人ですから何も公的な名称は使わなかったという長官の話であります、そうじゃありません。最後に「陸将太田」。そして、この大祭の式次第によれば、「北部方面総監祭詞を奏す」「北部方面総監玉串を奉りて拝礼」。そして、きょう時間ありませんから私はこの述べられた祭詞の内容は一言言いませんけれども、この中にも「ゆう久の大義に生きられた御霊の御心を鏡として」、こういう言葉を使われたりね。これは全く私は、あなた方がどう抗弁しようとも、個人で参加したなにといいことにならない。また、出席を求められる方は北部方面総監だから出席を求め。ここに、並んでおります写真もあります。海上自衛隊の方々の写真もある。一人や二人じゃありませんよ。先ほどあなた言ったように、五名と言われる海軍の方々はここに四、五名、全部名札が並んでいます。制服で。これであなたの方、個人でございまして言うのは——私は二カ月後にまたことしのが始まるだけに、毎年毎年こんな同じことを繰り返して議論することどうもどうかという気も持っておりますが、いざれにしても自衛隊は余り詭弁を弄さない方がいいと思うんだ。例大祭と関係のない行事なんか一つもありませんよ。ですから、ことは六月四日にまた始まるでしょう。そういうものには自衛隊は一切参加しないんだ、行かせないんだ。五十四年の五月二十二日の山下長官の答弁をそのまま守ってほしい。どうですか。

○政府委員(佐々淳行君) お答えをいたします。

音楽大行進でございますが、私どもの承知しておりますのは、この行事は北海道音楽大行進という名称であると承知をいたしております。六月五日十二時三十分から十五時三十分まで主催は旭川市、北海タイムス社、旭川地区吹奏楽連盟でございました。これに協力参加してほしい旨の要請がございまして、広報活動の一環として参加をしたと、かように承知をいたしております。それから、このほか旭川市市民文化会館におきまして音楽祭というのが行われておりまして、私どもはこれは旭川市の行事であって、例大祭そのものの行事とは関係ないと承知をいたしております。

それから、北方総監の祭詞でございますが、これは実は招待者でございます大祭委員長小笠原六郎氏。これは日弁連の副会

長、体育協会顧問でございます、この方からの招待状がございまして、道知事と北方総監がそれぞれ祭詞を読むことを要請されました。肩書きをつけないという条件で読み上げておりまして、この私ども原文を持っておりませんが、最後の部分は昭和五十五年六月五日太田稜ということで、陸将という階級、肩書きはついておりません。

それから、この行事に今後参加をしないかということでございますが、これは先般の矢田部先生の御質問にもお答えを申し上げましたけれども、この北方総監なり、あるいはそれぞれの将官クラスの方々は第二次世界大戦の生き残りの方々でございますし、恐らくこの方々は自分の上官あるいは同僚、戦友、部下、こういう方を第二次大戦で亡くされた方々でございますので、この方々が山下長官の示しました方針、すなわち玉ぐし料等の経費は公金で支出しない、二、公用車は使用しない、三、記帳及び玉ぐし料には肩書きをつけない、随行者を連れていかない、こういう条件を守って参加をいたしまする限りにおきましては、私人の行為として戦友の死を悼むという行為、この亡くなられた方には何の罪もないわけでありまして、国のために命を亡くされた方に戦友として弔意を表するということに禁止することはできないだろうと思っております。

○山崎昇君 何遍あなたが言おうと、護国神社の慰霊大祭の自身の行事なんです、これは。三日間これあるんですね。三日間のちゃんと式次第が全部ある。そして、あなたの述べた中身は同じだと思んですが、もしあなたの方が陸将という言葉を言っていないというなら、私はテープを持ってきます。きょうは持っていないんですが、私は旭川へ行って持っているんです、これは。だからあなたに述べているんですよ。全く私人だというならやっぱり背広で行ったらいいんだ。こういう憲法上の疑念のある行為について、それがすべて制服で行って全部ここに並んで腰かけて、前には名札が、全部官職、氏名が述べられている。式次第にも全部、北部方面総監云々という言葉で式次第ができて、これでおおかつあなた方は違ふと言ひ切れないと私は思うんです。だから、こういう憲法違反に該当するようなおそれのあることについては自衛隊はやっぱり参加すべきでないし、自粛すべきじゃないでしょうか。だから山下長官はこういう答弁しているんじゃないでしょうか。それから、自衛艦旗もそうです。

(略)

【五五四】第九十四回国会参議院予算委員会第一分科会(理務、内閣、裁判所、会計検査院、防衛、経済、環境、国土、北海道開発、法務、省及び地方自治、防衛、経済、法務、省及び地方自治)会議録第四号(昭和56年4月1日)

(発言者)

馬場富(委員)

武藤利昭(政府委員、外務省欧亜局長)

伊東正義(国務大臣、外務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○馬場富君 ところで最後に、これは別の問題でございますが、厚生省の方に来ていただけたけれども、ちょっと時間がなくて、外務省の方に聞くだけお願いしたいと思います。

過日、参議院の海外視察の関係でオーストラリアにお邪魔したとき、第二次世界大戦の関係で日本の方々が、あの地で戦死された方の霊が非常に丁寧に葬られて、そして遺霊に対してのオーストラリア政府の丁寧な態度があったということに非常に私も感激をして聞きました。そういう点で、反対に日本の中にも、第一次、第二次大戦の中で日本の関係で亡くなりになった外人の将兵さんたちの関係の墓地が私はあると思うのですが、これはどのようになっておられるでしょうか。

○政府委員(武藤利昭君) わが国にございます外国の軍人の墓地でございますが、調べましたところ、ドイツとそれから英連邦と二つございます。ドイツのものは徳島県の鳴門にございませぬけれども、これは第一次大戦のときに青島攻略戦で捕虜になつたドイツの将兵が、わが国内で捕虜収容所におられる間に亡くなられた方八十五名が葬られているようでございます。

それから英連邦諸国軍人墓地、これは横浜の保土ヶ谷にございますが、ここには約千八百名の英連邦諸国の軍人が葬られていると承知いたしております。

慰霊祭等につきましては、ドイツ兵墓地については定期的に慰霊祭というものは行われていないようでございますが、英連邦墓地におきましては毎年定期的に慰霊祭が行われておりまして、このときには外務省からも外務大臣の代理として担当の者が参りまして花をささげるといふようなことをいたしております。

○馬場富君 オーストラリア等で聞いた話は、やはり戦争は悲惨だ、悪夢だ、再びこれを繰り返してはならぬ、そのためにもやはり外国の犠牲者でも手厚く葬るべきだというような話が出たんだそうです。そこで、そのためにもやはり、これは自分の国のことはもちろんだけれども、外国の方が日本で戦死されたその方の慰霊ということもこれは平和を愛する精神であると思はるのです。そういう意味で、これは英連邦墓地等については外務省にも慰霊祭等に招請が来ておりますが、大臣は出られたことございますか。

○国務大臣(伊東正義君) 私はまだ一回も出ておりません。

○馬場富君 大臣は先日靖国神社に参拝されたと思ひますが、やはりそういう観点からも、時の総理のいろいろな国会での説明等についても、平和を愛すること、結論を置かれたお話がされておつたと思ひますが、そういう点で私は、この外人墓地等についても外務省にそういう慰霊祭等については要請も来ておりますので、やはりひとつそういう意味で大臣も参加されて、お忙しいときもあるでしょうけれども、そういう平和を愛する外国人の人たちの遺霊にも弔慰すべきだと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(伊東正義君) 靖国にお参りしたことは確かでございます。私も、兄弟も戦友も入つておりますので毎年必ず行つておりますが、外国の戦没者の慰霊祭というのがあつて、外務省に案内が来ておるといふのは、私まことに申しわけない、いままでも知らなかつたわけでございます。そういう機会がありまして日程が許せばそういうことでお参りしてあげるといふことも、それはいわゆる平和外交をやつていく上にも決してマイナスなことじゃない、プラスなことだと思います。以後、日程等都合を見ながらこれはなるべく出るように努力をしてみたいと思ひます。

○馬場富君 要望ですが、私はオーストラリアの話聞いて、非常に日本の捕虜の方々があそこで脱走を試みて大変な状況であつたにもかかわらず、オーストラリアの人たちはこれを手厚く葬り、またその後も礼を尽くしておつてくれるということを感じまして特に大臣に要望したわけですから、よろしくひとつお願いいたします。

ありがとうございます。

【五五五】第九十四回国会参議院安全保障特別委員会会議録第三号(昭和56年4月17日)

(発言者)

戸塚進也(委員)

大村襄治(国務大臣、防衛庁長官)

〔発言順。敬称略〕

○戸塚進也君(略)

ところで、自衛隊の靖国神社参拝について何か制限を加えられていると伺いますが、そんな制限をしているのですか、防衛庁。

○国務大臣(大村襄治君) 先生よく御存じのとおり、宗教の自由は何人に対しても憲法の保障するところでございますので制限を加えるということはいかかと思つておるわけでございます。ただ、御指摘の靖国神社等の参拝に關しましては、私人の参拝はともかくといたしまして、いやしくも公人として宗教的活動に参加しているかの誤解を招かないようにするためにはある程度の指導方針を決める必要があると思ひまして、その線に沿つて指導をしている事実はあるわけでございます。

○戸塚進也君 二十二日は春の例大祭でございます。長官もぜひ御参拝いただきたいと、そのことを要請しております。自衛隊の方もそれぞれの気持ちに基づいてぜひひとつ参拝していただきたい、余り厳しい制限などは加えていただきたくない、こういうふうには思ひます。

(略)